

(開会 午前 9 時 15 分)

○司会者 (荻須 篤)

御来場の皆様、おはようございます。本日は、小雨まじりの中、足元のお悪い中、また日曜日というお休みのところ御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより平成25年度安城市事業仕分けの2日目の仕分け作業に入らせていただきます。

その前に2点ほど御連絡をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました青い冊子、これは本日の資料でございます。開いていただきまして、傍聴者の方々へのお願いということで、幾つか項目ございます。お読みいただきたいと思いますが、携帯電話のほうだけ、ひとつ御配慮のほう確認をお願いいたします。また仕分けの様子は、きょうはケーブルテレビさんもおみえになっています。中継等もございますから、インターネットで生中継もしてございます。どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。

2点目について、スケジュールでございますが、資料2ページのタイムスケジュールに従い、随時進行してまいります。昨日も順調に時間どおり進行することができました。本日もそのようにスムーズに参りたいと考えておりますが、若干議論の進行によっては開始時間が前後することがございますので、よろしくをお願いいたします。

では、早速、事業仕分け2日目のほうに入らせていただきます。昨日と同様、コーディネーターの荒井様のお取り計らいをお願いしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

事業番号 8 番 新エネルギー導入事業

○コーディネーター（荒井英明）

皆様、おはようございます。

2 日目の作業に入らせていただきます。きょうも 1 日、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事業番号 8 番、新エネルギー導入事業について作業に入ります。

事業内容について御説明をいただきます。5 分程度で簡潔にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○担当課（杉浦威久）

よろしくお願ひします。

資料番号としては 47 ページになります。

新エネルギー導入事業の概要について御説明を申し上げます。

私は、環境首都推進課の課長をしております杉浦と申します。隣は課長補佐の津口でございます。よろしくお願ひします。

この新エネルギー導入事業につきましては、第 7 次安城市総合計画が掲げる「市民とともに育む環境都市・安城」を目指す都市像の中で、環境負荷が少ないまちづくりの施策として展開をしております。

その内容につきましては、住宅用太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム及び太陽熱温水器設置費補助金制度が中心となっております。事業開始年度につきましては、平成 14 年度からでございますが、当初は、太陽光発電システムのみが奨励、奨励金交付制度でございました。平成 18 年度から太陽熱高度利用システムが対象に加わり、平成 21 年度から補助金交付制度と変わっております。さらに、平成 23 年度からは、太陽熱温水器もその対象に加わりました。

実施の背景としましては、太陽光、太陽熱などの自然エネルギーは石油や石炭などの化石燃料と異なり、クリーンで枯渇するおそれのない再生可能エネルギーと位置づけられております。再生可能なエネルギーの利用を促進することで、化石燃料の消費抑制や地球温暖化の防止が図れると考えております。そうしたことから、国や県も住宅用太陽光発電システムの導入促進の補助金制度を進めているところでございます。

安城市におきましても、自然エネルギーの中で一番効果的な太陽光、太陽熱を対象とし、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止を図るため、この住宅用太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム、太陽熱温水器の設置を促進することを目的に補助金制度を実施しております。これにつきましては、市長マニフェストにおきましても、総合政策による環境都市の実現として太陽光発電装置の年間 1 % 増加、約 500 戸の増加を目標と掲げております。

続きまして、事業内容につきましてでございますが、49 ページを御覧いただきたいと思ひます。

ここには、太陽光発電システムの設置補助要綱、少しページをめくっていただきますと、

54ページに太陽熱高度利用システムの設置補助要綱、58ページに住宅用太陽熱温水器設置補助要綱が掲載されております。以上3種のメニューがございます。いずれもみずから居住する安城市内の住宅にいずれかの機器を設置し、補助を受けようとする者が補助金申請を市に提出していただきます。提出された書類を市が審査し、適当と認められた場合に交付決定通知を発行します。申請者の方は、この交付決定通知書を受け取り、設置工事に着手していただきます。設置工事完了後には、その実績報告を提出していただきまして、そこから補助金を支出するという形になっております。

平成25年度の補助金額につきましては、ページを戻っていただきたいと思いますが、47ページの事業概要に掲載されておりますが、平成25年度の補助金額につきましては、太陽光発電システムにおきまして1キロ当たり4万円、上限が4キロワット、太陽熱高度利用システムにつきましては、1平米当たり1万3,000円、上限が8平方メートル、太陽熱温水器につきましては、1平方メートル当たり1万円、上限8平方メートルでございます。

続きまして、48ページを御覧いただきたいと思っております。

事業費についてでございますが、平成24年度決算で事業費としては1億300万円余でございました。23年度決算につきましては1億7,800万余でございますので、両年度を比較しますと約7,500万余の減となっております。減額となった理由としましては、補助金額が平成24年度に1キロ当たり7万円を4万円に減額したことが主な理由となっております。

財源としては、平成24年度では人件費を含めて県支出が613万9,000円、一般財源が1億459万9,000円でございます。県支出につきましては、愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進補助金が市のほうに支給されております。平成25年度の予算につきましては、1億1,000万円をただいま計上させていただいております。

続きまして、事業実績についてでございますが、太陽光発電システムでは、平成24年度は677件、平成23年度は596件で、市長マニフェストに掲げております年間1%500戸、増加を達成しております。平成25年度も24年度と同様の件数、約700件を見込んでおります。単位当たりコストにつきましては、平成24年度に1キロ当たり7万円を4万円に、上限を6キロワットから4キロワットにしたことにより、1件当たり15万1,009円となっております。

続きまして、事業成果についてでございますが、成果目標は環境基本計画において新エネルギー導入事業のうち、太陽光発電システムの普及割合が平成27年度までに6%を目標としております。また第7次総合計画において、太陽光発電設備容量や太陽光発電の設置してある公共施設が成果指標となっております。いずれも平成26年度の目標を既に達成しております。

最後に、事業の自己評価でございますが、太陽光、太陽熱などのエネルギーを利用促進することにより温室効果ガスの排出を抑制することを進めている制度でございます。設置世帯割合を見れば効果が出ていると現在は考えております。平成21年度は1.6%でしたが、

平成24年度末時点では4%となっており、この補助制度を開始したことが設置増加の要因と考えております。現在、環境基本計画での太陽光発電システムの普及割合の目標を達成できると考えております。平成27年度以降につきましては、太陽光発電システム等の普及状況や国・県や近隣自治体の動向を見ながら、地域環境基本計画時に検討をしてみたいと考えております。

概要につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

議論の前提となります御説明にもあったんですけども、環境基本計画その他の安城市さんのエネルギー対策に関する基本的な考えをちょっと確認したいんですけども、省資源・省エネルギーに向けた取り組みを強化して化石燃料の枯渇に対応すると、こういう精神になっていることが環境基本計画だというお話は御説明いただいたんですけども、その中で一般家庭が消費するエネルギー、一般家庭で省エネルギー化できるエネルギー量と、それからもう一つは産業界で、一般家庭でない産業界で排出されるというか、消費されるエネルギーというのもあって、これは地球全体の効果から考えると、家庭における努力に比べると産業界における努力を促す必要があるんじゃないかと思いますが、今回はこの家庭での対策だけしか対象になっていないんですけども、家庭以外の産業界ですとかその他のところへの取り組みとか基本的な考えとか、具体的にどういう対策がとられているのか。

○担当課（杉浦威久）

産業界におきましても、環境基本計画でその指針は示しておりますが、市レベルではなかなか削減できないのが現状でございますので、国・県と協調してその努力をしていただくような計画にしております。

○コーディネーター（荒井英明）

ということは、市内に立地する工場その他の産業界に省エネルギーを推進しようというような取り組みとかあるいは取り組んだ企業への助成とか、そうした具体的な計画は環境基本計画では設定されていないと。あくまでも寄与度は非常に少ないですけども、一般家庭に向けた省エネルギー対策だけ環境基本計画では計画されている、こういうことだということですか。

○担当課（杉浦威久）

はい、そのとおりでございます。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、わかりました。

それでは、仕分け人の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○仕分け人（小森義史）

事実確認から少しお伺いしたいと思いますけれども、一応今のお話で安城市での安城環

境基本計画に基づいて目標値であって、その目標値に対して補助金を与えてその目標値は達成できていると、一言でいうとそれによろしいでしょうか、細かいところはいろいろあると思いますよ。

その中で先ほどありましたけれども、平成23年度から24年度に補助金額を下げているすよね。活動の実績のところを見ると、下げているにもかかわらず設置件数はふえているという、このあたりどういうふうに評価されていますか。

○担当課 (杉浦威久)

実は、21年度に補助金制度にしたときに、申請者件数が定員数よりも多くなりまして、それが21から23年度までペースとしては続きました。より多くの方に補助金を支給したいという考えで24年度に額を下げた件数をふやしたという形になっております。

○仕分け人 (小森義史)

これをちょっと確認したかったのは、補助金があって受ける人は非常に助かると思うんですけども、極端にいうと補助金があるから設置しているのか、補助金がなくても安城市の市民の人は非常に意識が高いので設置しているのか、その辺はどういうふうにお考え。

○担当課 (杉浦威久)

市としましては、補助金があることで、あ、それならば設置しようというふうな考えに立っていただいておりますというふうに思っております。

○仕分け人 (杉浦光子)

お願いします。

補助金のことについて質問しますが、始めた平成21年度、10万円と書いてありますが、これはどの家に対しても一律10万円だったんですか。

○担当課 (杉浦威久)

居住用という住宅につきましては、一律10万円という、1キロ当たり。

○仕分け人 (杉浦光子)

1キロ当たり10万円。

○担当課 (杉浦威久)

当たり10万円です。

○仕分け人 (杉浦光子)

そうすると、上限はそのときは決めていなくて。

○担当課 (杉浦威久)

最初は決めていなくて、21年度の10月から上限を6キロワットというふうにしております。

○仕分け人 (杉浦光子)

だと60万。

○担当課 (杉浦威久)

そうですね、60万が上限と。

○仕分け人 (杉浦光子)

60万で、22年度が40万ぐらい。4キロで7万円。

○担当課 (杉浦威久)

そうですね、22年度は1キロ当たり7万円で、上限を6キロワットにしておりますので42万、そうですね、はい。

○仕分け人 (杉浦光子)

そんなにいただけるならやろうということ、どんどんふえますよね。

○担当課 (杉浦威久)

はい。

○仕分け人 (杉浦光子)

今の質問ですけれども、全く小森さんと一緒ですけれども、4万円に減らすと16万ぐらいですよ。それでも目標達成率がふえているという、その辺の原因はどういうふうに考えられていますか。

○担当課 (杉浦威久)

私も24年度に額を下げたときに、多少件数としては下がってしまうのではないかと懸念はあったんですが、補助金を支給するというそういうきっかけづくりではこういう制度が役に立ったんですね。額については、昨年度減少してしまうと多少影響はあったかなとは思いますが、そのところは問題なかったのかなというふうに考えております。

○仕分け人 (山下眞志)

すみません、お願いします。

ちょっと似たような感じで聞きたいんですけども、補助の種類、メニューが3種類あって、成果指標のところを見ると太陽光発電しかやっていないんですよ。検証していないというふうに見えるんですけども、ほかの2つについては検証はされていないのかどうかというのと、それと平成23年に後づけで太陽熱の温水システムを追加されていますけれども、これはどういう意味があるのかと、その2点ちょっと教えていただきたいと思っています。

○担当課 (津口嘉己)

よろしくお願いします。

今、御質問にありました太陽熱の高度利用、あと温水器のことに關しまして、お手元の資料の事業実績のほうに書いていないというのは、大変申しわけありません。私のほうで資料をつくったときに、要は金額的といいますか、1億1,000万の今予算というか額の中で、1億200万以上のものが太陽熱という形になっておりましたので、申しわけありません、そちらのほうだけを記載してしまったところが事実でございます。

あと太陽熱温水器に關しましても、同様に今、実施のほうはさせていただいておるんですが、ちょっとこちらの資料のほうには載っておらんというのが現状にありまして、高度利用につきましては、平成24年度は7件の補助のほうを実施しております。金額でいいますと47万3,000円という金額になります。平成23年度につきましては14件、119万6,000円という補助をしております。あと平成22年につきましては10件で90万7,000円、

21年につきましても10件で127万1,000円という補助を実施させていただきました。

それから、太陽熱温水器につきましては、平成24年度が15件50万2,000円、平成23年度につきましては12件、46万7,000円の補助というのを実施しているのが実情でございます。

大変申しわけありませんでした。

○仕分け人(山下真志)

ありがとうございました。

ということは、この3種類のメニューがそのまま市長のマニフェストにも入っているという理解でいいですか。

○担当課(杉浦威久)

この高度、熱利用につきましては、この2つの、マニフェストに掲げておりません。

○仕分け人(山下真志)

最後に確認したいんですが、マニフェストに書いていなくて、なおかつ太陽光のほうも目標に達したというふうに先ほどお聞きしたんですけども、その後、また28年度について再考されるということなんですが、その間はどのようなふうにされるんですか。

○担当課(杉浦威久)

まず、太陽光発電システムの目標が27年度までに全世帯の6%という目標を掲げておりますので、今現在進行中です。高度利用と温水器につきましては、明確な目標は掲げておらないです。なかなかこれは普及しない機器だということですので、27年度以降、それを対象とするかどうかあわせて検討していきたいと考えております。

○仕分け人(杉浦光子)

24年度末時点で4%の補助制度ですね。それで資料によりますと、温室効果ガスの削減効果、これが1万トンの削減効果がありますという資料をいただいているんですが、私、素人ですので、1万トンの削減効果というものの位置づけとか価値とか、比較ができないのでわかるように教えてください。

○担当課(杉浦威久)

確かに1万トンというどれぐらいということがわかりにくいんですが、約ですね、一般家庭から出るCO₂排出量が2,000件分に相当すると、これはあくまで机上の話ですが、家庭によっては異なりますので、平均すると約2,000件の世帯分が賄えるということになります。

○コーディネーター(荒井英明)

先ほどの御質問のお答えの中で、この補助金がインセンティブ、動機づけになっていると。補助金があることで設置が進んでいるんじゃないかと、そういうふうに見込んでいるというお話と、それから27年度にとりあえず目標を達成したら、28年度以降のことはまた再考するという、こういうお話であったかと思うんですけども、これにつなげてあわせて考えてみますと、いつまで補助金に頼った設置をしているのか、やはり理想は補助金がなくても市民の皆さんがエネルギーについて自分で対応しようという、そういう空気と

いかそういう土壌をつくり上げることが一番、省エネルギー型の地域社会をつくるためにはそれが必要なんじゃないかと思うんですね。補助金があるから省エネルギー施設を設置する、太陽光熱を活用すると。税金での補助金に頼る省エネルギー対策を続けていくのはいつか限界が来るんじゃないかと思うんですけれども、ここについては、市民の皆さんの意識を高めることが私は最優先ではないかなと思うんですけれども、ここについてはどうお考えなんですか。いつまでもこういう税金の補助により普及率を高めるという方法をとられるという、そういうおつもりなんでしょうか。

○担当課 (杉浦威久)

市としても、いつまでも補助金を支給して普及啓発をするとは考えておりません。各環境イベントとかいろいろな広報紙等、その普及の促進を進めておりますが、現段階ではこの補助金を支給することによってPR、促進するというのが一番効果的であろうと考えております。ただその先は先ほど言いましたように、普及割合、市民の方の意識の変化を見ながら検討してまいりたいと考えています。

○コーディネーター (荒井英明)

だからそういう考えをお持ちでいらっしゃるなら、やはりこの補助金を終期をね、いついつまでこの補助制度をやりますよと。だけれども、それ以降はもうしませんという終期を、終わりを決めるべきじゃないかなと私は思うんですけれども、その終期の設定についてはいかがですか、検討されていないのでしょうか。

○担当課 (杉浦威久)

現在のところ終期については、次期環境基本計画時に再度検討するということで、終期については考えておりません。今のところです。

○仕分け人 (小森義史)

それに関連するんですけれども、結局のところ補助金の必要性というか、補助金によってどれぐらいインセンティブになっているかとかですね。それから本当に受益者としてそれが適正な価格なのかどうか、その辺はやっぱりしっかり検証が必要じゃないかなと思うんですね。それと、どれぐらいだったら当たり前、新築建築するときには太陽光をつけるのが当たり前だというふうになってしまえば、多分こういうものは要らなくなると思うんですね。その辺の見きわめをどういう方法でやるかということが多分重要じゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○担当課 (杉浦威久)

そのとおりだと思います。まず補助金の額につきましては、近隣市の状況を見まして、例えば下げたときに件数的に反映がどうされているのかと。例えば西尾市さんみたいに額を上げられた自治体もありますので、そのときにふえたのかどうか、そういうところが非常に参考となるというふうに考えております。

○仕分け人 (村林聖子)

今に関連しているんですけれども、例えばどういう根拠でこれを導入したのかというようなアンケートみたいことを実施されたことはないのですか。なぜこれを導入したのかと

いうときに、例えばCO₂削減という意識を持つのが一番の優先順位だったのか、万が一の災害に備えてそのようなことを導入しておく必要があるということなら自分にとっての優先順位だったのかといったことを市民に聞くような機会というのは。

○担当課（杉浦威久）

私がちょっと知る限りではそういうアンケートをとったというのではないですね。

○仕分け人（川嶋幸夫）

世帯割合が21年度1.6%、24年度4%、将来的に27年には6%にしていくということですが、市民の皆さんにわかりやすくするためには具体的に何世帯というふうになるんですか。

わかりません、できればあと何世帯。両方、両方。

○担当課（津口嘉己）

すみません、お待たせしました。

平成27年度の1%ずつ世帯数がふえていくという仮定になりますけれども、世帯数としては4,312という数字になっております。今現在が2,812件の方に補助のほうをさせていただいておりますので、あと1,500件程度という形の世帯に補助ということで今想定をしております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうすると活動実績の毎年478、596、677とありますけれども、これの累計というのは2,812件ということによろしいですね、今までの補助金の交付件数というのは。

○担当課（津口嘉己）

はい、平成14年から24年までで2,812件という形になります。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうすると、当面の補助金の目標というのは4,300件が目標であって、あと1,500件を補助金の目標としますよということによろしいわけですね。

○担当課（津口嘉己）

最低限といいますか、それだけはクリアをしたいというふうに考えております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうしますと、先ほどCO₂削減の1万トンが約2,000件分ですよというお話があったんですけども、現在は2,800世帯に対して補助金を交付して一定程度削減効果があるということで、もう既に目標は達成されているということでいいわけですか。このCO₂の削減目標というのはどのように設定しているんですか、この新エネルギーによって。

質問を変えますと、安城市ではCO₂の削減目標を官と民と事業者によってどのぐらいの削減目標を環境基本計画の中ではうたっているんですか。

○担当課（津口嘉己）

環境基本計画の中で環境指標として今上げさせていただいておるのは、民生部門、家庭系の二酸化炭素、温室効果ガスの削減というふうになりますが、平成27年度までに、平成2年を基準にしております。その中で12%減、742キロというのを環境の指標として上

げさせていただいております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ちょっと、さっき 1 万トンと言ったりね、742 キロというふうにして、いろいろな指数が出てきちゃうと市民の方はわからないと思うんですよ。指数を全部統一して使っていたきたいんですけども、安城市における CO₂ 削減効果というのは、家庭、民生、それから業務用、あと官公庁含めてどのぐらいの削減目標を出していて、それを官公庁がどのぐらい担うのか、民生である家庭がどのぐらいになるのか、事業者である産業界がどのぐらいになるのかという、そういう目標設定というのはされていないんですか。

○担当課 (杉浦威久)

安城市が今取り組んでおりますのは、民生、家庭部門、家庭系というところでの目標を掲げておりますので、削減につきましては、削減を努めるという目標は掲げておるんですが、具体的な数字は掲げておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうしますとね、安城市は CO₂ 削減の取り組みに対して、市民の皆さんの努力だけは目標をしっかりと定めてやるけれども、事業者である役所の目標も定まっていない。あるいは国や県の事業所が安城市にもたくさんあるわけですけども、そういうところに対していろいろオファーすることもできない。ましてや産業界に対してすごいたくさんの事業所があるわけですよ。そこに対してやっぱり削減努力を促していくという仕組みが全くできないわけですよ。そしたら市民の皆さんにだけ、あれやれ、これやれ、補助金出すからあれやれ、これやると言っていて、事業者と行政や役所は何をやるんですか、そしたら。

○担当課 (杉浦威久)

申しわけありません。安城市役所自体は、第 3 期地球温暖化対策実行計画というのを 24 年度から 28 年度までの計画なんですけど、それを 24 年 3 月に定めております。これは市役所内部のお話なんですけれども。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ですから、市全体として行政の安城市だけじゃなくて、行政全体で安城市域 86 平方キロの中で、この CO₂ 削減というのはどのぐらいの目標を持ってそれを何年計画でやっていこうとすることを描いているのか、それを聞きたいんですよ、きょうは。わかんなかったわかんないでいいです。

○担当課 (杉浦威久)

安城市全域でということですね。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

はい。

○担当課 (杉浦威久)

それについてはちょっとわかりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうしますと、民生というか市民の皆さんに幾ら努力をしてやってください、補助金出

してやってくださいといっても、CO₂削減に対する寄与度といったら、市民の皆さんよりも事業所の負荷のほうが大きいわけでしょう。役所も含めて、官公庁も含めて事業所の負荷のほうが大きいわけですよ。そこの削減効果に対する寄与度をどのぐらいに持って行って、それぞれ官公庁がどのぐらい努力していかなくちゃいけないのか。あるいは民間の事業所がどのぐらい努力していかなくちゃいけないのかという目標がなかったら、市民の皆さんだけでこれを一生懸命やったってたかが知れているんじゃないですか。ごめんなさい、そういう言葉として失礼なんですけれども、限界があるんじゃないんですか。

○担当課（杉浦威久）

確かに市域全体でこういうのは考えていくべきですし、事業者の方にもその努力をしていただかないとというふうに考えますが、現在のところ安城市としては、企業の方へこういう目標でということとはつくっておりません。市民の方へ対象ということでお願いしております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

じゃぜひ次の計画のときには、やっぱり86平方キロの中に対して、行政と官公庁と民間の事業者と市民の皆さんの寄与度ということをしかり示して、全体でどのぐらいを目標にしてそれぞれがどのぐらいの負荷を担っていかなくちゃいけないのかということをしかり明示していかないと目標が見えていかないのかなと思います。

それと先ほどの質問の中で、21年度が10万円で6キロワットが上限ですよと、現在はキロ4万円で4キロワットですよというお話があったんですけども、これは単に補助金を下げただけじゃなくて、いわゆるイニシャルコストが下がってきているわけでしょう。そういうことを市民の皆さんに説明しなかったら、要は補助金の単価を下げてきましたということだけしか行き渡らないわけですよ。設置費に対して補助金がどのぐらい寄与しているのかということの説明していただかないと、じゃ行政は件数を確保するために補助金を下げたのかというふうにとられちゃうんですよ、そうじゃないと思うんですよ。いかがですか。

○担当課（杉浦威久）

確かにおっしゃるとおりで、補助金を下げて件数をふやしたいがための見直しではございませんでしたので、そのとおりだとは考えます。

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆さん、評価シートに御記入をお進めください。よろしく申し上げます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そしたら、10万円を交付していた時代と4万円の交付をしている現在とでは、設置費に対する補助金の割合というのはどのぐらいになるんですか。

○担当課（津口嘉己）

平成24年度の実績になりますけれども、677件の補助をさせていただいたという数字を先ほど説明させていただきました。その中の方々の平均の太陽光の設置費というのが238万5,000円というデータのほうがございます。それに対しまして、1件当たりの補助の平

均というのが15万1,000円という数字がありますので、こちらのほうで計算のほうをさせていただくと15.8%という形になるかと思えます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

21年度じゃわかりませんか、10万円交付していた時代は。

○担当課 (津口嘉己)

申しわけありません、数値が今。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

やっぱり市民の皆さんに単価を下げたときの理由として、いわゆるイニシャルコストがこうやって下がってきていますよと、だから補助金を下げるんですよという説明をしっかりとさせていただかないと、何となく割を食っちゃう感じがしないでもないので、これからもっともっと技術革新が進んでいって、さらにイニシャルコストが下がってくる可能性が非常に高いというふうに言われているわけですよ。そしたらやっぱりこの4万円の補助金もまだまだ下がる可能性があるんですよということを促しながら、最終的には、さっきコーディネーターが発言しましたように、この補助金がなくても10年間で売却価格まで含めていけば全部導入コストがクリアできるんですよと、だから補助金がなくてもいい時代が来るんですよということをしっかりとアピールしていかなかったら、補助金の終期設定というところにつながっていかないと思うんです。そういうシナリオをやっぱり市民に補助金を交付するに当たって市としては一定の方向性を示していかないと、いつまでたっても補助金頼みの制度になっていかざるを得ないのかなという心配がありますので、ぜひその辺は検討していただきたいなと思えます。

以上です。

○仕分け人 (杉浦光子)

今の川嶋さんとも関係していくんですが、この事業が対象者が安城市民となっている、こういう事業なので市民ということが狭いところで設定されていますよね。近隣の自治体で豊田市を見ると補助金が何と2万5,000円と。あの大きなお金持ちの市が2万5,000円ということは、この辺の検証、調査ですとか、対象の安城市民だけじゃなくて、ひょっとしたら工場がいっぱいあるし、そういうような官、安城も私も学校に勤めていたので、どの学校にも屋上にあるということで、官公庁もいっぱいあるんですが、産業界、それから官庁、それから市民と、そこら辺のところをトータル的な、やっぱり先ほどのお話のような目標があって、だから一般市民は2万5,000円でいいよということなのか、そういうような調査はされたことがあるんですか。

○担当課 (杉浦威久)

豊田市さんにつきましては、この太陽光の補助金制度を平成12年度から始めています。当初は安城市と一緒に1キロ当たり10万円を支給していたそうで、現在2万5,000円ということで、その理由をちょっとお尋ねしたことがございまして、今、豊田市は違うシステムについて補助金を、例えばHEMSといいましてホーム・マネジメント・エネルギー・システム、そういうような家全体を管理して省エネを図るといふ、そういうシステムに補

助金を、そういう移行をしていきたいと。私どももそれをちょっといろいろ今後参考にしていきたいなというふうに考えております。

○仕分け人 (村林聖子)

先ほどこの新エネルギー導入事業については、今回の環境計画に基づいて家庭ということに絞った事業というお話なのかなと思って聞いていたんですけども、それ以外のところの例えば啓発という意味で産業界に対しての、もしくは民間ですと集合住宅を建てるといったそういうようなところに対しての啓発というような事業はほかにとっているんですか。安城市の中で環境に、このCO₂削減などのお金が啓発の事業というもののほかに、これとは別の事業として持っていらっしゃるんですか。

○担当課 (杉浦威久)

残念ながら、市民向けのそういう啓発事業は実施しておるんですが、企業向けは、企業とタイアップしてそういう環境イベントについては実施しておるんですが、こちらからお願いしていくということは実施しておらないです。ただ愛知県の県下ということになりますと、県のほうではそういうことを促進を図るように努力されるのではないかと。

○仕分け人 (村林聖子)

企業の中で市内の企業に対しても努力はしてほしいなと思いつつ、具体的な事業にはまだなっていない。その啓発の事業としても行ってはいないということですね。

もう一点なんですけれども、先ほどこの事業の終期、終わりがあるのかという御質問のときにまだ定めていないということだったんですけども、こちらの要綱のほうには明確に平成27年3月31日って書いて、その効力を失うというふうに書いているんですよ。市民の方のこれがインセンティブになっているじゃないかというふうに思われているのであれば、これは期限があると、一応は期限がここで定められていますよということの周知をしなければインセンティブに結びついていかないかなというふうに思うんですけども、この期限を明示して広報とか、こういうのを使ってくださいということを広報などに載せていいところですが、この補助金が補助が行われるのは、この平成27年3月31日に今のところなっていますというようなことは広報されているんですか。

○担当課 (杉浦威久)

今のところという表現はしていないんですが、この要綱については、資料 ページに掲載させておりますので、それは確認できるようになっています。

○仕分け人 (村林聖子)

要綱じゃないと見られない。要綱のこの情報を読んでもわからないということですか。

○担当課 (杉浦威久)

一応そういうことです。

○仕分け人 (小森義史)

すみません、最後にちょっとだけ。

先ほどの産業界とかいろんなところのCO₂削減をするために地球温暖化防止連絡協議

会というのがあると思うんですね。そこではそういう産業界とかという形で全市的にやるという取り組みはされてないんですか、安城市では。

○担当課 (杉浦威久)

企業の協力を得てそういう環境啓発イベントについてはその協議会のほうが運営をしていただいております。

○仕分け人 (小森義史)

その辺の市民に対するアピールというか、ちゃんと何か先ほどの話を聞いていると、産業界とかは何もやっていないというふうにちょっと受け取られてしまうので、そうではないのであればそれはきちっと説明、この場ではなくてもいいと思うんですけども、きちっと市民の方に説明していただいた方がいいのかなというふうにちょっと思いましたので、すみません、ありがとうございます。

○担当課 (杉浦威久)

ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、企業のほうにもそういう協力のほうは、今現在はお願いしております。

○コーディネーター (荒井英明)

ありがとうございました。

それでは、評価のほうに移りたいというふうに思います。

仕分け人の皆さんにおかれましては、挙手により御判断をいただきたいとします。選択肢は不要から現行どおり拡充までの5つの選択肢から御選択をいただきたいというふうに思います。新エネルギー導入事業に関しまして、不要という御判断の方、挙手をいただきます。ゼロベースで見直すべきという御判断の方。実施主体を見直すべきと御判断の方。4、安城市が実施、ただし改善が必要、要改善とお考えの方、5名全員ですね。

現行どおりがゼロということで、仕分け人の判定は要改善という、こういう判定でございます。市民判定人の皆さんの判定の集計が出ていますので御報告いたします。

17人の方から御判定をいただいております。不要という判断の方がお1人、ゼロベースで見直すべきという方はゼロ、実施主体を見直すべきという方はお1人、要改善という方が11人、現行どおり拡充という方が4名ということで、判定人の皆さんの御判断は要改善という、こういう御判断でございました。

判定人の方のコメントを幾つか御紹介申し上げますが、市全体のCO₂削減目標を具体的に作成し、削減経過を作成すべきと、その中で制度を考えるべきだと、非常にごもつともなすばらしい御意見だと。それから産業界への呼びかけをすると同時に 対象、当該事業ということだと思っておりますけれども、支給額についてはちょっと見直しが必要なのではないかと、こういうことでございます。

議論全体として整理をさせていただきますと、やはりまず環境基本計画に住民の義務だけしか、環境基本計画そのものを詳しく拝見していないので何とも言えないんですけども、議論の中では産業界の役割とか官公庁の役割とか、一般家庭の寄与度、冒頭申し上げ

たように、一般家庭のエネルギー消費量というのは相対的に低いわけですから、寄与度をもっと高い官公庁や産業界にもそうした啓発というか、どういうCO₂削減の部分を受け持っていたか、もう少し明確にされたほうがいいのではないかなという御意見。それから、いつまでこの補助金を続けて、税による補助で進めるのか、最終的には市民の自主的な取り組みを促すという、こういう方向へ持っていくべきではないかということで、終期を定めるなり、いずれにしてもここも計画が必要なのではないかなと、こういう御意見かと思えます。

ちょっとこれは多分に私の個人的な見解かも知れないんですけども、比較参考値の欄とかで近隣他市の補助金額が載っていて、何か補助金が高いと環境に取り組む姿勢が高いような、そんな意味での比較をもしなされているんだとすれば、それは大きな私は勘違いで、少ない補助金でたくさんの省エネに取り組む市民が多いことがやはり安城市の省エネルギーに対する安城市の意識の高さを示すものであって、補助金額が高いことが安城市の意識の高いことを示すベンチマークではないんじゃないかなというふうに思いますので、やはりここが市民の皆さんの意識を啓発する、啓発にもちょっと意を用いるべきという御意見もありましたので、ぜひここでお考えいただければというふうに思います。

それでは、市民判定人の皆さんからもし御意見があれば頂戴をしたいと思います。挙手をいただきましたらマイクを回したいと思います。御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

じゃ、また御意見があるような事業のときをお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして新エネルギー導入事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

事業番号 9 番 せん定枝リサイクルプラント事業

○コーディネーター (荒井英明)

よろしいでしょうか。

若干時間前でございますけれども、次の事業に入りたいというふうに思います。

事業番号 9 番、せん定枝リサイクルプラント事業について作業に入ります。

事業内容について御説明をいただきます。

5 分程度で簡潔にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○担当課 (沓名勉)

ごみゼロ推進課長の沓名と申します。隣がごみゼロ推進課清掃事業所長の神谷です。その隣が事業係長の太田でございます。3 名で対応させていただきます。

せん定枝リサイクルプラント事業でございますが、この事業内容としましては、市内から出た梨ですとかイチジクなどの果樹や庭木あるいは街路樹等の剪定枝を施設のほうに持ち込んでいただき、破碎機、植栽機により裁断後、空気と水だけで 6 カ月程度発酵させることで堆肥化をしており、できた堆肥を農家の方や園芸または家庭菜園などを楽しんでみえる市民の方に無料で配布をしておるとい、こういう事業でございます。

この事業の目的としましては 2 点ありまして、1 点目は果樹などの剪定枝を堆肥化し、その堆肥を農家や市民が利用するという、環境保全型の農業を進めている。具体的に申しますと、剪定枝を排出する農家がそれによってつくられた堆肥を使用するという農業上の資源循環システム、そういったものを構築していくということ、それと、化学肥料に比べてここでできる有機堆肥ということになりますので、土壌に優しいということ、土壌の環境保全に配慮をしているという点が 1 つ目です。2 点目は、大量の剪定枝を焼却するのではなく堆肥化するという、資源リサイクルによってごみの減量を図っておると、この 2 点が大きなこの事業の目的でございます。

資料のほう 63 ページのほうになります、事業概要の説明に入る前に、プラント、この施設が平成 13 年度に 1 億 4,000 万強の農林水産省の農業生産総合対策整備事業補助金 1 億 4,000 万円の補助金をいただき、総額 5 億 7,000 万弱で建設をしております。当時、国においては、平成 12 年度を循環型社会元年、そういった位置づけがされており、循環型社会形成の推進が図られる中、農林水産省のほうがこの剪定枝堆肥化施設への補助制度を設けたという経緯の中で、これを受け安城市のほうが先駆的な取り組みということで建設をしたものでございます。

それで、資料のほうの 63 ページのほうの概要の中で、施設の処理能力的なものについてですが、日量 4.8 トン、年間で 1,500 トンの受け入れができますと、処理ができます。受け入れにつきましては月曜日から土曜日の週 5 日、8 時半から 16 時 45 分までとしております。利用者のほうからは、処理手数料として 10 キログラム当たり、事業者ですね。造園業者さん、農業者さん、事業者からは 60 円、一般市民につきましては 50 円をいただいております。少量の場合につきましては、30 キロ未満無料という市民の方についてはそういうようなことをやっております。

それから、昨年度の搬入量でございますが、搬入量としては2,369トン受け入れをしております。このうち堆肥化処理したのは1,365トン、1,500トンちょっと切っておるんですけれども、昨年度につきましては機械の故障等がありまして、全て稼働ができなかった部分があって若干処理量は昨年度減っております。残りの1,004トン、これにつきましては、能力オーバーということでやむなくクリーンセンターのほうで焼却処理という形をとっております。堆肥にして配布した量は1,365トンを堆肥化したことで1,066トン、これは若干重さとしては減少しておるわけですが、それを全量配布をできております。

あと右のページ、64ページでございますが、事業費でございますが、24年度に3億9,000万弱の数字が載っておりますが、この3億9,000万につきましては、下に明細がある中で3億4,200万弱ですか、中間処理施設用地取得というものが入っております、それを除く実質的な運営経費については4,700万円強で、23年度の3,800万強と比べて若干900万弱増加をしておりますが、この増加分につきましては、安城市都市施設管理協会ですか、こちらのほうへの委託料の増額分と修繕費が増額したということで、24年度は処理が若干ふえております。

それから、また用地の取得の関係なんですけど、平成19年に、先ほども言いました能力超過分、焼却処理をしておるものをこれを補うための増設と、これは剪定枝ですが、刈り草ですね。草も堆肥化する施設ということで建設が計画されました。これは当時、焼却炉の処理能力を超えるほどのごみの発生量が見込まれておって、将来的に焼却炉を増設するなり何なりをやらなないとごみが減らない限りそんな状況があるということで、少しでも焼却量を減らすということがあってこういった計画をしました。

その中で、平成20年度からごみ減量に取り組みまして、20%という数字が22年度の時点で達成をできて、このレベルであるならば焼却炉が能力を超えるというおそれ、これはなくなるような状況になりましたので、この計画については、今、焼却コストとこの処理コストを比べますと、やっぱり焼却コストの現実的には安いんです。そういったことを含めて増設までするのかということについては、再度判断をする必要があるという状況でございます。

あと最終的に自己評価ということでございますが、事業自体は先ほど最初の2点の目的にはおおむねかなって成果を上げておりますと。今後も現状の規模の中では、施設がある中で継続をしていくべきだという考えをしております。先ほど言いました増設とかそういったことについては、施設の更新時期、大規模改修、そういった見直しの時点でコスト面などいろいろな面から精査をする必要があるというふうに考えております。

なお、運営の中では、定額的なものがコストとしてほとんどですので、なかなかここでのコスト削減は難しいかなとは思いますが、今後もできる範囲の中での減額に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

ちょっと議論をする上での共通認識をさせていただくために私から御質問を申し上げますけれども、御説明の中にもありましたけれども、大体処理能力というのは年間1,500トン程度ということでしょうか、すみません。

仮に、このプラントがないと御説明にあったように焼却場へ全てこの1,500トンが持ち込まれると、こういうことになるわけですがけれども、焼却場の延命効果といえますか、焼却、ごみの減量をすることによって焼却場本体の延命が図られると思うんですが、この1,500トンが持ち込まれないことによって、例えばそこには効果というか寄与されているのでしょうか。この1,500トンが行かないことによって焼却炉の稼働年数が延びているとか、そういうことを客観的に御説明ができないのかと。

○担当課（神谷孝）

その点でございますが、実は、安城市の焼却に対する剪定枝の割合1,500トンというのは、2%から3%でしかすぎません。ですから、その分が焼却炉の延命に寄与しておるのかどうかと言われるとわからないのが実情です。しかしながら、私ども環境クリーンセンターの焼却施設については、大きなごみを要は焼却できるようにするためのギロチン式の破砕機がついておるんですが、この破砕機は非常に能力の低いもので、剪定枝等が大量に搬入されると受け入れに時間にかかるということがあって、それを防ぐ意味で効率的に、要は焼却ごみを受け入れる意味で非常に有効だというふうに私どもとしては考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

それから、私からもう一点、御説明の中にコストは焼却処理する場合に比べて、こちらのリサイクルプラントだと高くなると、割高になってしまうということで、例えばおおむね7,500万ということで、1,500トンのリサイクルするとこちらでは7,500万かかるということになると、焼却処理するとコストとして幾らかかるということになるのでしょうか。

○担当課（神谷孝）

実は、この処理コストについても、単年比較というのが非常に難しいのかなというふうに思っています。実は焼却をするに当たっても、例えば施設を運転するための経常的な経費のほかに施設のメンテナンス等の経費も必要になります。それは私どもの剪定枝のリサイクルプラントにおいても同じです。ですから、単年度で比較するのではなくて、単純にもう少し長期的な視点で5年ぐらいの平均で見ると、計量だとか事務的な要因を除いた事業費ベースで考えると、実は焼却処理が大体トン当たり2万5,000円ぐらいの試算をしております。それに対して私どもの剪定枝リサイクルプラントの堆肥化というものは2万8,000円ぐらいを想定しております。たまたま昨年度については、少し機械のトラブルがあったということで、運転ができなかったということで焼却処理単価が上がっておりますが、通常的に見れば1割強ぐらいのコスト増なのかなということを確認しております。これも今の施設規模でのお話でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、私から最後にしますけれども、単純な話でこのリサイクルプラントサイド

のランニングコストが 1 割削減できれば、ほぼ焼却と同等のコストになると、単純な考えですけれども、そういうことでよろしいですか。

○担当課 (神谷孝)

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

それでは、仕分け人の皆さんから御質問、御意見等をいただきたいと思います。

○仕分け人 (杉浦光子)

私も一市民として利用してもらった経験がありますが、無料で。この中に堆肥として使えるというようなことが書いてあったんですが、実際にはいただいたときにそのまま堆肥としては使いづらいから、例えば馬ふんをまぜて使うと本当の堆肥になりますよと聞いたんですが、その辺の説明をお願いします。

○担当課 (神谷孝)

実は、今の御質問というのは、肥料と堆肥、土壌改良剤の違いみたいなものを御質問されたのかなというふうに認識をしておるんですが、私ども剪定枝リサイクルプラントで要は製造する堆肥というのは、肥料というよりはどちらかというと土壌改良剂的な要素の強いものでございます。例えば市販製品でいうと、例えばバーク堆肥とか、いわゆる土づくりですね。土を柔らかくするために使うような製品も売られておる中で、成分的にもそちらに近いものでございますので、当然肥料として考えたときに不足するものがあります。ですから、そういったものはその植物にとって必要な成分を加えていただいて使うというのが一番適した使い方というふうに考えております。そういった意味で、農家の方も当然そういうふうにしておられます。

○仕分け人 (杉浦光子)

ありがとうございます。

よく外国に行くと、大きな木の下にその木が落とした葉っぱを燃やすんじゃなくて、その根元にずっと敷いて、それが積み重なっていったいいわゆる土地改良というか堆肥になっていると、それがベストのものだということを聞いているんですが、安城でも梨畑やいろんな果樹をやってみえる人も、地面を見るといっぱい敷いてあるんですよ。そういう意味ではリサイクルということで大変いいと思うんですが、ただ気になるのが安過ぎる、無料、随分この事業にはお金をかけていますよね。農林水産省の絡みで始めた事業なのに、県や国から全然もらえないと、ですよ。それで、市でお金を出してやっている。そしてたら市民が恩恵を受けているんですが、市が全部経費を受け持つんじゃなくて、もう少し、もうそろそろ値を上げてもいい時期じゃないかなと、殺到しているでしょう。

○担当課 (神谷孝)

そうですね。

○仕分け人 (杉浦光子)

ね、私、1 年待ちましたから、当たらなくて。だからそんなに需要があるなら、もう少し値を上げてもいい時期に来ているのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○担当課 (神谷孝)

実は、この施設ができたときというのは、先ほど概要説明の中でもあったんだけど、平成12年当時に農林水産省の補助をもらってつくりました。しかしながら、こういった堆肥化の施設というのは全国にはほとんどなくて、技術的にもまだまだ未熟な点があった。ですから、でき上がるものがどういった成分のものがどのくらいできるかがわからなかった時代から始めております。ですから、できたものが要は再度使いものにならないからといって焼却処理をしないというふうになると、堆肥化のコストと焼却のコストと二重にかかるということがあって、施設の建設当初から最終的には、要は二重コストを避けるために全量引き受けていただくのを前提に無料配布というものを続けてまいりました。

とはいうものの、今、仕分け人さんのおっしゃるとおり、今となっては市民の堆肥要望もかなり強くなってきておるといことで、場合によっては1年ぐらい待たないと当たらない。年に2回、春と秋に市民の無料堆肥をやっておるんですけれども、全員にお分けができるわけではなくてやはり抽せん方式になりますので、もうこの時代になればそういったことも少し考えないといけないのかなということも思っております。しかしながら、それが幾らかどうかと言われるとちょっとわかりませんので、それは今後の課題かなというふうに思っております。

○仕分け人 (小森義史)

この設備、最初につくったときは5億7,000万ぐらいかかっていますね。これっていつまでもつんですか、次の更新というのが1つと、それからコスト計算で、燃やす場合とリサイクルの場合のコスト計算って確かに難しいと思うんですけれども、イニシャルコストは確かに先ほどの説明どおりなんですけれども、この減価償却というか減価分も含めたら、焼却すれば焼却はかかるし、最終的に焼却ごみも出るので、なるべくならリサイクルしたほうが良いと思うんですよね。あとはリサイクルしたときのコストをいかに下げるか。燃やすよりも安くなればもっと良いと思うんですけれども、その辺ですね。それと更新との兼ね合いでこの事業をいつまでやるのかということがちょっとあれなのかなというふうに考えますね。

○担当課 (神谷孝)

今の御質問なんですけど、実は施設見学もこの事業に関しては来ていただいております。何をやっているかというのと、持ち込まれた剪定枝を要は破砕機という機械で一次破砕、二次破砕までしたものをさらに堆肥化をしやすくするために植繊、要はすり潰すような作業をして、あとは水と空気だけによる自然発酵、それを移し変える、ピットを移し変えるだけの作業によって発酵熱を保ちつつ堆肥化をする非常にシンプルな事業でございます。

ですから、逆に言うと機械についてはいつまで使えるという話が1つ出てまいります。これについては、平成13年度から使い始めて今はもう丸12年たっておりますので、機械としてはかなり傷んでおります。更新時期に近い状況にあります。とはいうものの、施設全体で考えたときに、じゃ発酵だとか熟成のピットが全然使えなくなるかというのと、コンクリートのただ単にストックヤードでございますので、これはまだまだ寿命があるという

ことから、機械のメンテナンスさえしていければ、大方まだ何十年も使い続けることができるといような施設でございます。ですから、どこまでを考えるとどこまでが非常に難しいところなんです、寿命というのは捉え方によって難しいのかなというふうに思っております。

○仕分け人（山下真志）

ちょっと今に関連しているんですけども、やっぱりそうやって移し変えるためには、建築学では土場というんですけども、土地が必要なんですよね、ある程度の。ということは、土地をずっと持ち続けなきゃいけないし、ほかに利用することもできないです。前、ごみ減量を20%したときに消費量はほとんど変わってなくて逆に上がっているという話を聞いて、市民感情としてあれだけ努力したのに御褒美が全然ないなという気がしたんですよ。

剪定枝のリサイクルに関してちょっと確認したいと思ったのが、燃やしてもカーボンニュートラルです。燃やして灰を上げて別堆肥になるし、その辺お金をかけてこれをやっていかなきゃいけない。なおかつ焼却コストのほうが安いと先ほどおっしゃられたので、これを本当にやっていく意味があるのかなと。需要はあるでしょう、確かに。1年待ってもらわなきゃいけない、それはあると思うんですけども、片方でパークとして売っているところもあるということになると、これはやっぱりそれだけのことをやるのとコスト、税金をかけるとのバランスをはっきりもう少しわかりやすくしてもらわないと、これをやる意味があるのかどうかという話になってくると思うんですね。その辺どうでしょうか。

○担当課（沓名勉）

リサイクル事業として捉えたときに、単純に費用が安いから燃やせばいいという選択肢をとれるかどうかの判断で、幾らぐらい高いならリサイクルという事業でやむを得ないと判断するかのラインがどこなのということが非常に大きなラインになると思うんです。当然コストが安いほうがいいにこしたことはないという中で、今の状況で考えますと、我々の立場の中で今整理しているのは、リサイクル事業という位置づけをして今3,000円ぐらい、トン3,000円ぐらい処理量が高いところについては、リサイクルにはお金がかかるという視点で捉えれば、下げていけばいいとは思いますが、やむを得ない金額という判断を1つしております。

それから、先ほど灰はそのまま肥料になるとおっしゃられていましたけれども、これだけを燃やせば肥料として使えますが、焼却炉でほかのごみ、可燃ごみと一緒に燃やしたものが肥料、飼料とかそういうものに使えるかということ、それは1つ問題がありますので、やっぱり最終処分場、そういったところで処理をせにゃいかんと。これだけを分けて処分するというのであればそういうことも可能かなとは思いますが、その辺の判断の中でどこまで明確にできれば私どももしたいと思うんですけど、何を根拠にすることが明確なのかという視点がちょっと難しいかなということで、先ほどからごみの全体の費用ですか、処理費用、ごみ減量を進めたけれども、結果的には処理費全体の中で考えたときに安くなってお

るのかということですが、リサイクルへ回したりした、例えばリサイクルをするということは、個別に収集を品目ごとにやるということになりますので、そういった収集コストとかそういったものが当然かかってきます。ただ燃やすという処理費については安くはなっていますけれども、トータルのごみ処理費ということで考えると、下がってないよというのが現実の状況でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

この事業を税金でやる必要があるかという、こういう論点なんですけれども、その御質問に燃やすか燃やさないか、燃やすかリサイクルするかという御説明をいただいて、それは今のお話では両方とも行政が税金でやるというお話なんですけれども、これは私、全国を事業仕分けで伺っていて、それで先ほどもお話があったように全国に例がない。よその自治体では燃やしているのかというところとそうじゃないんですね。よその自治体さんではどうなっているかというところと民間事業者さんがこれをやっている。どういうことかというところ、このリサイクルがビジネスベースに乗っているんですね。業者さんが出してきた剪定枝を集めて、それで民間事業者がリサイクルプラントで堆肥化をして、その堆肥化した堆肥を販売すると、これが1つのビジネスサイクルとして成り立っているんですね。ですから、行政が税金を使って出でいなくてもビジネスとしてこれは成り立つ世界だという方向が今出ているんですね。だからある意味、税金でやると一番いいみたいだけれども、民業は圧迫し合っているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その民間事業者を育成するという観点からも、それから税投入を抑えるという観点からも、民間事業者にもっとこういう事業をやってもらうという必要性があるんじゃないかと思うんですが、そこについては御検討とかお考えはないんでしょうか。

○担当課（神谷孝）

実は、この施設のことなんですけれども、まず燃やすか燃やさないかといったときの効果からいうと、確かにおっしゃるとおり、木材については、剪定枝についてはカーボンニュートラルですので燃やしてもCO₂がふえたことにはなりません。しかしながら、現実問題として燃やすと燃やさないについては、CO₂の発生量は当然違いますので、安城市全体で考えれば、その剪定枝1,500トンがCO₂の削減に寄与しております。

もう一点、今、民間ベースであるよというふうなお話があったんですけども、実はおっしゃるとおりでございます。民間ベースで最近始まってきて結構日本全国的に有名なところというのは、例えば食品残渣みたいなもの、民間事業者から食品残渣みたいなものであるとか、刈り草であるとか剪定枝をまぜて一応発酵させて堆肥化をしております。しかしながら、これを事業者ベースで採算がとれるようになったというのは、本当につい数年前のお話であって、私どもが開始をした平成12年、13年度に、じゃ民間事業者さんが事業者ベースで成り立っておったかというところと、とてもそんなふうには調べた結果も聞いておりません。

もう一点、もし民間事業者でやっておるような方法でやろうと思ったときに2つの課題があります。1つは、私どものやり方においては堆肥をつくるのに半年かかります。その

分の貯蔵しておくだけの場所が必要になります。ですから、民間事業者が例えば用地購入をして採算ベースに合おうと思ったときには、もっと効率的に堆肥ができるような、常時攪拌式と申しますが、機械を使って堆肥を攪拌しながら、例えば60日から90日ぐらいでほかの成分をまぜて、発酵温度を上げることによって早期の堆肥化をするような施設を設ければ、それは民間事業としても成り立つ部分があります。

しかしながら、そうすることによってどういったデメリットがあるかということ、実は食品残渣をまぜることによりかなりの悪臭が出ます。ですから、今度は設備投資の中に悪臭対策の設備を設けなきゃいけないといった非常に複雑な設備が必要になってくるといったこともあって、安城市においては、確かに今の時代であって民間ベースでやるのであればそういった施設も考えつつ検討するというのは十分成り立つお話なんですけど、今の私どもの剪定枝リサイクルプラントでそこまで設けるのはとても無理なお話でございますので、この施設が要は使えるうちについては、今の方向でやらせていただきたいというふうに思っております。

○コーディネーター（荒井英明）

その考えは理解できますけれども、それで、その考えで今の施設が使えるうちに行政主体で全部やっていると民間事業者さんは育たないんですよ、その間。だからこのリサイクルプラントは既につくっちゃったんだから活用しなきゃいけない。その活用する中で、今の方式でリサイクルする作業の工程の中とか、あるいは工程の後の堆肥の二次加工の部分について民間事業者さんとタイアップをして、あのリサイクルプラントを活用する中で民間事業さんと連携をして活用すると。こういう方法も私は考えられるんじゃないかと思うんですけども、その辺については、例えば今管理されている外郭団体に全て管理をお任せするんじゃなくて、そういうところに民間事業者さんの育成も含めて活用を図ると、こういう考え方もできるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○担当課（神谷孝）

おっしゃるとおりの考え方もあると思います。ただし、今、私どもがかけておるコストというのは、先ほど説明したように、要は受け入れから破砕までの話に必要なコストがほとんどなんですね。ですから、それを例えば民間業者さんをお願いをしてやったからといって、安城市としての焼却コスト負担が余り減るといふふうには考えられないというふうには思っております。

しかしながら、今おっしゃるような方法をとることによって、例えばできた堆肥がもう少し効果的な費用的な成分を含めて販売価格がうまくいくよということであれば、その質の向上による部分ぐらいを例えば民間事業者さんが事業として成り立つように計画をされるということが将来的な検討事項かもしれません。そこら辺については、また今後の課題だと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

幾つかちょっとお尋ねしたいことがあるので、土壌改良剤として今おつくりになっていきますよというのがメインですよ。じゃそれを肥料化にしていくにはどういう工夫があれ

ば肥料化になるんですか。

○担当課 (神谷孝)

実は、肥料と土壌改良剤の違いというのは、いろいろ違いはあるんですけども、農作物に必要な成分を補給するために用いるのが肥料というふうに考えております。私どものものについては土壌改良剤というものの堆肥という言い方をしております。これについても肥料成分が少ないとはいえ入っております。ですから、まるっきり肥料としての価値がないわけではなくて、先ほど当初の質問でもあったんですけども、やっぱり作物によって生育に必要な成分って違うんですね。そうすると土壌改良剤に必要な成分を作物に合わせて、要はまぜていただいて使っていただくほうが対応性もあっていいのかなというような考え方をしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

市販されているいろんな肥料がたくさんありますよね、種類もたくさん。今おっしゃったように種類がたくさんあるんです。その市販されているベースのものにつくり込んでいくためには、どのぐらいのコストをかけて手間暇かけてやると売れるものになっていくことができるんですか。

○担当課 (神谷孝)

売れるか売れないかと言われれば、今の堆肥の状態でも売れるというふうには考えていますけれども……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いやいや、だから市民の皆さんがね。

○担当課 (神谷孝)

市民の方が要は肥料として使えるレベルまでというふうにおっしゃると、例えば私どものつくるものというのは、窒素であるとかリン酸の成分が一般的な肥料と比べるものよりもかなり少ないですね。ですから、そういったものを添加するようなことをしないと肥料として御希望の性能を満たすまでには至らないということです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そういうものをブレンドすれば、いわゆる市販で売っているようなビニールパックに入っている肥料として売れるわけですよ、そういうことですね。

○担当課 (神谷孝)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それを商品化するにはコストがかかるんですか。

じゃついでに、じゃ今市販で大体 1 袋 300 円とか 500 円で売っていますよね。そのぐらいに売れるものにしていくにはどのぐらいのコストがかかるのかと。そのときに収益としてはどのぐらい出てくるのかということをお聞きしたいんですよ。要は、今の言葉は悪いんですけども、いわゆる農業者の方はしっかりしたものとして使えるかもしれないけれども、市民からするとどっちかというところ半分半分、中途半端かなというイメージが非常に

強いわけです、私としてはね。それを完璧な商品としての肥料として使えるには、あとのぐらい手間暇をかけると商品化されていって、それが市民の皆さんの家庭で使えるような状況になっていくのかどうかということをお聞きしたいんですよ。

○担当課（杓名勉）

正直言いまして、今足りない窒素とかリン酸という部分を添加するための施設、設備費がどのぐらいかかるかという御質問かと思うんですけども。

○仕分け人（川嶋幸夫）

それじゃない。

○担当課（杓名勉）

作業費という。

○仕分け人（川嶋幸夫）

ほかの民間の方がそういうことができるというスペースを持っていた上で、そういう窒素、リン酸、カリをブレンドして商品化するにはどのぐらいの費用がかかるのかということをお聞きしたいんです。設備投資は抜きです。

○担当課（杓名勉）

ランニングコストですか。

○仕分け人（川嶋幸夫）

ランニングコスト。

○担当課（杓名勉）

ランニングコストですよ。例えば、正直言いましてどのぐらいの工程があって、例えば窒素、リン酸という原料ですよ、添加する。それが幾らぐらいのものでというところの調査とか数字について今現在正直言って把握をしておりませんので、ちょっと申しわけないですが。

○仕分け人（川嶋幸夫）

先ほどコーディネーターがお聞きしたと重なるんですけども、そのときは民間の事業者、例えばJAとかいろいろな業者さんがいるわけですよ。いわゆる堆肥のものは市がつくっているわけですよ。もとがあるんだったらそこに付加価値を高めるための工夫を民間の活力を使ってやってちゃんと売れるものにしていこうと。民間の方が一から十まで全部つくるんだったら1袋500円かかるかもしれないけれども、半分のところまでの工程が済んでいるんだったら、じゃ500円の中のうちの半分は行政のほうで提供したわけですからその分マージンバックしてくださいよというようなお話だってできると思うんです。そういう工夫を1つやっていかないと、私、この平成12年、13年につくった施設を使えるうちは全部使い切らなくちゃいけないという考え方でいますから、そのためにはいかに市の税金の投入を少なくしていくかという観点から考えたときに、どういう形で民間の力をもっともって使って商品として売れるものを編み出していく工夫というのはできないのかなということをお聞きしたかったんです。

○担当課（杓名勉）

事業の仕組みとして、今、無料で配布しているものをそれを要するに原材料として買い取っていただき、民間の方が手を入れて商品化をしていくと、多分そういう仕組みということだと思います。その点につきましては、私どももその方向性で今まで考えてこなかったというところがありますので、1つの方向性というところで可能性はあるのかなと思います。ただし、受け手さんを、要するにどことタイアップをしてどういう形で仕組んでいけるかというところの課題が詰めなきゃいけない部分が多いのかなと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆さんはシートに御記入をお進めください。お願いします。

○仕分け人（川嶋幸夫）

私、現役を退職した人間なんですけれども、現役のころ私がいた自治体では同じことをやっているんですよ。いわゆる堆肥のもとをつくって、それを民間の事業者に取り受けてもらって、これをちゃんとした製品化にして、その売却価格の半分は返してもらうと、こういうことを既にやっている自治体もあるんですよ。何でせつかくこれだけの施設がある中でもっともっと工夫するといいいのかなと思います。

もう一個いいですか。

○コーディネーター（荒井英明）

はい。

○仕分け人（川嶋幸夫）

資料の65ページに安城市の都市施設管理協会の3,100万の事業費が渡っているわけですね。いわゆる管理業務委託料として支出されているんですけども、この3,100万の内訳を教えてください。

○担当課（神谷孝）

作業員6名分の人件費です。詳細についてはちょっと私のほうではわかりかねますので。

○仕分け人（川嶋幸夫）

6人の人件費。

○担当課（神谷孝）

はい。

○仕分け人（川嶋幸夫）

6人の人件費。この間うかがったときには6人全部見えなかったんですけども、6人の方が日々作業をしていると、管理協会の方が。

○担当課（神谷孝）

そうではなくて、実はこの施設については、月曜日から土曜日までの週6日営業する施設でございますので、6人の人が交代で、通常であれば1週間に5日勤務になりますので、1日平均でいけば5人勤務という形になります。

○仕分け人（川嶋幸夫）

5人勤務で約3,000万の費用をかけていると。すると正規の職員2.7人配置されていることになっていきますけれども、この正規の職員の2.7人の方の業務というのはどういう業

務をされているんですか。

○担当課 (神谷 孝)

正規の職員 2.7 人の業務というのは、実は管理協会の業務委託の中に受付、要は計量業務であるとか料金の收受業務が入っておりません。これについては市直営でやるということで、交代制で 2 人の職員が実施をしております。現在、再任用職員 2 人がその業務に当たっております。そのほかに正規の職員 0.7 人分というのは、管理プラントを維持管理していくための修理であったりだとか、もろもろの物品の購入であったりだとか、そういうものを従事しておるといふ形になります。

○仕分け人 (川嶋 幸夫)

計量業務と、それから料金の受け払い、それはどうして民間の方にお任せできないんですか。何か私人に委託しちゃいけないという規定があるんですか、計量業務とか料金の收受は。少なくとも料金の收受は私人に委託できますよね。

○担当課 (沓名 勉)

そこら辺につきましては、業務範囲、例えば施設管理協会さんあるいは再任用職員さん、そういった方の業務範囲の中でそれぞれ役割分担の中で可能なところということで今整理をさせていただいておるといふことですので、できるかできないかということを考えれば、業務上は可能でございます。

○仕分け人 (川嶋 幸夫)

そうですね。ということは、正規の職員をあの施設に配置しておく必要性というのは本当にあるのかなど。2,000 万も人件費をかけているわけです。その関係上、実際の委託費を除けば 3,800 万で終わるところが、2,000 万も人件費がかかっているわけですね、全部とは言いませんけれども。もっともっとコストダウンする方法というのは考えられるのかなど。

○担当課 (沓名 勉)

シートの関係上だと思いますが、ここでの人件費については、再任用職員さんと、それから市の正規職員が 0.7、2 人と 0.7 という、これは数字の上で実質の職員給与を合算した数字じゃなくて計算上の数値になっていますので、職員 1 人当たりの平均給与掛ける 2.7 という。

○仕分け人 (川嶋 幸夫)

再任用の方が配置されているんですか。

○担当課 (沓名 勉)

はい、現実には再任用の方が。

○仕分け人 (川嶋 幸夫)

再任用が 2 人配置されているということですね。

○担当課 (沓名 勉)

はい。

○仕分け人 (川嶋 幸夫)

ということは、施設管理協会の方の人件費よりも安い人件費で配置されているというふうにとってよろしいんですか。

○担当課 (沓名勉)

ちょっと金額的にお1人当たりが幾らということを私どもが直接給与管理していませんので。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

はい、じゃもう一つね、すみませんね。

この今、施設管理協会の事業者の方に、市の外郭団体に委託していますけれども、こういう業務を純粋な民間の方ができることは可能だと思うんですよ。そういう面で競争入札をしたことがありますか。

○担当課 (沓名勉)

今までにはありません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

どうしてですか。

○担当課 (沓名勉)

そこをどうしてもと言われると私からは非常に答えにくいですが。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

施設をつくったときは、確かに多分技術的な面も不安なところがたくさんあるし、市との関係も強いところがあったんだったらそれはやむを得ないのかなと思うんですけれども、もうそれから10年たっているわけですよ。きょうお示しいただいた豊田市ですとかJ A ですかいるんなところで民間の事業者もある程度育ってきているわけですよ。先ほどおっしゃったように最初はそれでよかったんです。でもあれから10年たったら、やっぱり導入したときのスタンスでずっとやっていくというのは、市としてはいかがかなと思うんですよ。この際思い切って1回民間のノウハウを入れてみると。競争関係をつくってみるということをやっつかないと、要は研修会するときにも言いましたけれども、官民競争入札の制度を平成20年度あたりに1回、日本全国で入れようという動きがあって改革をやっているわけですよ。役所がやっていた仕事であっても官民で競争させて、どっちか仕事の内容もよくて金額が安いほうを選んでいこうということが今この世の中では一般的な話になっているわけです。ぜひもう時間がたっているわけですから、そろそろ1回やらなくちゃいけないかなと思うんですけれども、御見解があればお願いします。

○担当課 (沓名勉)

市役所全体の業務割合というんですか、そういった外郭団体との整備の中で前向きな検討をしていくという形をとるとのことしかないのかなというふうには思っています。

○仕分け人 (村林聖子)

この事業で市民の方が自分たちが刈り取ったものとか、持って行って、そして安全な形でもしくは安心できる土壌改良剤を手に入れることができるというのは、やっぱり資源循環というような意識をきちんと市民に意識づけるという意味では非常に意味のある事業か

なというふうに思うんです。ただ今までの話を伺っていると、つくったものを使い切るところで期限がありますよね。その終わりが見えてしまっているとこのせつかく市民の中につくられた意識というものがそこで終わってしまうということになるので、やはり将来どういうふうに結びつけていくのかという意味で、先ほどお話があった民間の方との協働で将来どうしていくのかという方向性をもう出してもいい時期なんじゃないかなというふうに思いますので、やはりそれは検討していただきたい。将来を見込んだ検討をお願いしたいというふうに思います。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、ありがとうございました。

それでは、評価のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

仕分け人の皆様には挙手により御判断をいただきますが、これはプラントの管理事業ということですので、不要という選択肢を御選択ということはプラントを廃止すると、こういうことになるかというふうに思います。そういうことで御留意をいただければと思います。

それでは、せんだ枝リサイクルプラント事業につきまして不要と思われる方、挙手をいただきます。ゼロベースで見直すべきとお考えの方。実施主体の見直し。安城市で実施すべき、ただし改善が必要、5人全員改善です。現行どおり拡充はゼロということで、仕分け人の皆さんの判断は要改善という、こういう御判断でございます。

判定人の皆さんの御判断、判定結果について集計が出ておりますので御報告を申し上げます。

17人の御判断をいただいております。不要という判断が3人、ゼロベースで見直しという方はゼロ、実施主体を見直す方はゼロ、要改善という方は12名、現行どおり拡充という方がお2人ということで、市民判定人の皆さんの御判断は要改善という、こういう御判断でございます。

仕分け人の皆さんについては、議論の中でも改善策等御指摘をいただいたので、判定人の皆さんのコメントを若干紹介させていただきたいというふうに思います。民間との協力を進め、税金の負担を落とすことができればいいのではないかという、こういう御意見。それから民間事業者との提携によりコスト削減を図る。コスト意識を持って対応する必要ある、そのためには処理手数料ですか、処理手数料の検討と、それから堆肥の市販の同程度の土壌改良剤をベンチマークとするなど、価格設定を検討してもいいんじゃないかという、コスト削減について考えるべきだという、こういう御意見かというふうに思います。

全体的な整理をさせていただきますが、考え方としては、今ある施設は期限まで活用していただこうと、これは異論がないというか、そこについてはそういう考えだったのかなというふうに。ただコスト、運営コストについてはもう少し努力できる余地があるんじゃないかという、こういう議論だったかと思えます。その中で、やはり民間の事業者さんをどう活用するかということ、それから私は活用という言葉とこの育成という言葉を使わせていただきましたけれども、この事業にやはり民間の事業者さんにビジネスベースで加わ

っていただくということが、これが安城市さんのごみのリサイクルとか、そういうことに非常に私は効果が出るのではないかなと思いますので、ぜひ育成という点でも考えていただきたいというふうに思います。

それから、川嶋さんからの御指摘がありましたけれども、その中で施設管理協会との契約関係、これはちょっとお考えいただく必要があるのかなという御指摘でございます。コストの面もそうですし、民間の事業者の活用ということと、改めて考えるとちょっとここはお考えいただく必要があるのかなというふうに思います。

それから、土壌改良剤となっている成果物をどうするかということについては、さまざまな方法があると思いますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。ただ、これは私の個人的な意見かもわからないんですけども、判定人の方の意見にもありましたけれども、市場価格を大幅に下回る価格で販売するのだけは私はやめたほうがいいというふうに思います。もし売らなければ市場価格よりも少なくとも高額で売ると。市場に、民業に圧迫をかけないようなそういう方法をぜひ御検討いただければというふうに思います。

それでは、市民判定人の皆さんからもし御意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。御意見はないですか。

はい、どうぞ。

○市民判定人

お願いします。

事業費の内訳のところ、施設の用地ですかね、取得されていると思いますけれども、これは今回の事業仕分けとは別にこの施設、事業を拡大するという前提で用地を確保されているというふうに受けとめてよろしいですか。

○担当課（沓名勉）

概要の中で若干説明をさせていただきましたが、平成19年度当時にもととの焼却炉、現状のごみが相当ふえておまして、近い将来、焼却炉の能力オーバーになってしまうおそれがあるということで、燃やすごみを少しでも減らしたいという中でこの剪定枝リサイクルプラントの能力不足ですね。超過している部分と刈り草、草というものを同じく堆肥化するような施設を増設しようと、それで焼却量を少しでも減らそうというもとの構想がありました。それに伴って用地買収を進めさせていただいて、その後、ごみ減量20%という20%のごみの減量ができたことで、焼却炉の能力オーバーというそのおそれは回避ができたというところの中で、先ほど最初に計画した草の施設等、それを本当につくることがいいのかどうなのかという判断が今再度しなければならぬという時期に来ておると。今、必ずその計画どおりに拡張するというものではございません。

○市民判定人

はい、ありがとうございます。

○コーディネーター（荒井英明）

せっかくですからちょっとお聞きしますけれども、リサイクルプラントに剪定枝、枝を

持ち込まれた御経験のある判定の方、ちょっと手挙げて、結構いらっしゃる。

じゃ逆に成果物の堆肥、土壌改良剤をもらったことがある方、結構いらっしゃる、はい、わかりました。

もし土壌改良剤の使い方とか物について何か感想があったら御意見いただきたいんですけども、いかがでしょうか、土壌改良剤を含めた方。もし御意見があれば。

○市民判定人

草が生えないだとか、自分の庭の木の根元にやるには非常に有効だというふうに思っていますので、継続していただきたいと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

特にあれですか、ほかの市販の堆肥とまぜずにそのままお使いいただいているんですか。

○市民判定人

はい、そのままです。市販のものを使うと高くつきますので。

○コーディネーター（荒井英明）

そういう御意見もあるということ。

はい、どうぞ。

○市民判定人

抽せんで当たるときと当たらないときと大体 1 年おきぐらいなんですけれども、当たった場合にはそれを引き取って一時置いておきます。1 年がかりぐらいで牛糞も使っているものですから、それとまぜ合わせたり、使用しております。有効です。だから節約が大分できると思います。

○コーディネーター（荒井英明）

ありがとうございました。

以上をもちまして、せん定枝リサイクルプラント事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

次の事業につきましては、11時20分に開始とさせていただきます。5分程度休憩をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時20分)

事業番号10番 多文化共生社会推進事業

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、作業に入りたいと思います。

事業番号10番、多文化共生社会推進事業について作業に入ります。

事業内容について御説明をいただきます。5分程度で簡潔に説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○担当課（兵藤雅晴）

市民協働課長の兵藤です。よろしくお願ひをいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

多文化共生社会推進事業の概要について御説明をいたします。事業シートを御覧いただきたいと思えます。

この事業の目的でございますが、これにつきましてはシートに記載のとおり、国際交流を通じて諸外国の人々との相互理解と友好を深めること、これがまず1点と、それから外国人住民も含めまして安城市民としてお互いの文化や習慣を尊重し、理解を深めることにより共生していく地域づくりを目指しております。

事業開始年度は昭和57年度と記載させていただいておりますが、これは安城市が米国のハンチントンビーチ市との姉妹都市提携を行い、安城市国際交流協会、当時は安城市国際都市友好協会という名称でございましたが、それを設立いたしました年度を記載させていただいております。当時から多文化共生社会推進事業という事業費を使っておったわけではございませんで、予算管理システムも18年度に変更いたしました。その際に現在の事業名といたしました。

この事業については、第2回目の事業仕分け委員会においても御指摘がありましたとおり、基本的には国際交流協会への補助金が事業費の大半を占めております。また、国際交流協会におきましては、国際交流の事業がかなり大きな比率を占めております。しかしながら、多文化共生に関する事業につきましては、この事業のみで実施しているわけではございませんで、市民協働課だけでもこの事業を含め3つの事業で多文化共生を推進しております。また市民協働課だけではなく、他の関係課においてもそれぞれ実施しております。このため、多文化共生に関する現状把握と体系的な施策の展開を図るため、平成24年度、25年度の2カ年をかけまして多文化共生プランを策定中でございます。

次に、この事業の背景でございますが、国際交流の推進に加え、近年は減少傾向にあるものの、安城市内にはまだまだ多数の外国人の方が在住をしておみえになります。そのため互いの文化や習慣を理解・尊重し、共生する地域づくりを進めていく必要があるからでございます。

次に、事業の対象は外国人を含めまして全市民、事業内容といたしましては、シートに記載のとおり、シートの1番の(3)姉妹都市との市民交流の推進、これが国際交流といえますか、そういったことに当たるかと思えます。それから(1)の英会話講座、日本語講座、(2)の国際理解講座及び(4)の国際化推進に関する市民ボランティアの育成及

び支援等、多文化共生関係の事業に対する国際交流協会への補助及びこの中で 2 番になっております 2 の安城市日中友好協会に対する補助並びに先ほど申しあげました 3 番目の多文化共生プランの作成でございます。

関連事業は先ほど申しあげましたが、この事業以外に多文化共生関連事業といたしまして市民協働課で行っております。これは情報誌「アンジョウ」の発行、各種申請書の翻訳、外国人との意見交換会の実施、日本語教室の開催等でございます。

次に、シートの 2 面を御覧いただきたいと思えます。

事業費合計は、平成 23 年度から国際交流協会の事務所を市民協働課、当時は市民活動課でございましたが、そちらから西会館に移し、事務局職員の充実を図ったため大幅増となっております。また 24 年度は市制 60 周年、ハンチントンビーチ市の姉妹都市提携 30 周年、コリング市との姉妹都市提携 15 周年、協会の設立 30 周年と大きな節目の年であったため、その記念事業を行ったためでございます。また 25 年度は、多文化共生プランの作成費用を計上していることと予算ベースのため大きな数値となっております。人件費につきましては、平成 25 年度から協会及び多文化共生プラン策定担当の職員を 1 人減らしたることによる減でございます。

活動実績といたしましては、平成 24 年度は、姉妹都市展や外国人向け講座などの国際交流イベントや国際理解講座を 8 回、英会話講座を 4 回、学生や市民の姉妹都市への派遣、受け入れなどの姉妹都市交流を 6 回実施いたしました。単位当たりコスト、成果目標はシート記載とおりでございます。

成果指標の姉妹都市交流の実施の平成 24 年度の数値が大幅増となっておりますのは、これは 24 年度が大きな節目の年であったため記念事業を実施したためでございます。

事業の自己評価といたしましては、この事業、特に国際交流に関しましては、心の交流が重要であり、成果を数値では表現しにくい部分がございますが、例えば平成 23 年度の東日本大震災の際には、本市との交換学生海外派遣プログラムで、ハンチントンビーチ市から来安した学生が、最初、安城は大丈夫かとかそういうようなことで心配をされて、実態としては安城そのものはそんなに大きな被害がなかったということでございますので、最終的には東北のほうに寄附されたということですが、募金活動を行いまして集めた多額の義援金を被災地に寄附するとともに、被災地でのボランティア活動に従事されたり、またデンマーク王国の皇太子が来安されたり、それとともにまた民間レベルでのさまざまな交流が行われるなど、姉妹都市提携を通じ相互理解と友好親善が築き上げられてきております。

今後は、これらの国際親善や異文化交流を維持しつつ、現在策定中の多文化共生プランに基づきまして多文化共生をより一層進めてまいりたいと考えております。

以下、比較参考値、特記事項につきましては、シートを御覧いただきたいと思えます。

私からの説明は以上でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

ちょっと市民判定人の皆さんにもわかりやすいようにもう一度再確認をしますけれども、この多文化共生社会推進事業というのは、市民協働課の皆さんが直営で実施している事業と、それから国際交流協会さんが実施している事業、それから日中友好協会さんが実施している事業、大まかに分けてこの3つがあると。

○担当課（兵藤雅晴）

はい。

○コーディネーター（荒井英明）

そして、国際交流協会と日中友好協会の関係からいけば、友好都市等の交流について我が国際交流協会と中国関係との交流は日中友好協会が担っていると、そういう区分けですよ。

○担当課（兵藤雅晴）

はい、そういう上からしていることだと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

まず、1点目として、どうして国際交流協会と日中友好協会と2つあるんですか。国際交流協会という名称だとそこで国を選ばずに全部、全世界の海外と交流をする拠点とすべきかなと思うんですけれども、なぜ中国だけ分かれているんですか。

○担当課（兵藤雅晴）

日中友好協会につきましては、昭和47年に日中国交正常化がなったと思うんですが、その後、昭和52年に設立をされまして、それ以来ずっと日中関係のことを専門に国際交流活動といいますか、友好活動を進めてきたということでございます。それから国際交流協会につきましては、先ほど説明の中でも申し上げましたように、57年度のハンチントンビーチ市との姉妹都市提携を契機といたして発足させた組織ということになります。

○コーディネーター（荒井英明）

今の御発言の中でされたとか、できたという言葉があって、私が解釈するに、間違っただけでございませぬ。日中友好協会は民間の皆さんが中心に立ち上がったと、そこへ助成をしている。国際交流協会はどちらかというと行政主導でつくった協会であると、こういう区分けだということによろしいんですか。

○担当課（兵藤雅晴）

はい、そういうものがあるかと思いますが。

○コーディネーター（荒井英明）

そうなるこの国際交流協会ですけれども、説明の中でも事業費の大半がここへの補助金だということで、ここへの中身は少し議論せざるを得ないと思いますけれども、まず前提条件といたしまして、市がつくった外郭団体であって、59ページの事業シートを拝見しても事業費のほとんど100%がこちらのほうに市の補助金での協会ということですよ。その大半が協会の人件費、協会の事務をとっている方の人件費に大半が行っていると。この協会の勤務されている方々への指示、事業内容についての指示とか、そういうのは市民協働課のほうでかなりの部分関与されているんですか、こういう事業をやってくれとか。

○担当課 (兵藤雅晴)

市民協働課の補佐ですね、私の隣に座っておりますが、補佐のほうが国際交流協会の職員も兼ねておまして、ただ先ほど申し上げたように23年度から、それ以前は市民協働課の一部といいますか席が同じ中にございまして同じような形で事務をとっておったんですが、23年度から協会の自立といいますか、そういった関係で場所も分けましてスタッフも充実をさせて今事業をやっておるということでございます。ですから、ある程度の独自性を保ちつつも、市のほうと環境を保ちながら事業を実施していただいているという状況でございます。

○コーディネーター (荒井英明)

そうすると、協会サイドが事業の企画をして、それで資金援助だけ、補助だけしているという関係なのか、事業の内容まで市民協働課さんで企画したものを実施部隊として交流協会さんがやってもらっているのか、この辺の区分けというのはどういう区分けになっていますか。

○担当課 (兵藤雅晴)

かなり部分、協会のほうである程度、今のところ周年の交流ですとか、それから毎年の学生派遣、受け入れ、そういったことで定例的になっております事業もございますので、それを協会さんのほうで計画等を立てていただいて実施をしていただいているということでございます。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、わかりました。

それでは、仕分け人の皆様から御質問、御意見等をいただきたいと思います。

○仕分け人 (杉浦光子)

事業内容の1番の国際交流協会の行っている(1)番の講座ですけれども、英会話講座と日本語講座ですね。これは設立当時からもう30年ぐらいたっているわけで、この協会です。変化してきていると思うんですよね。オーストラリアとアメリカだから英語でいいんですが、日本語講座を見られたときに外国人がいっぱい聴講されるでしょう。そういうときに決して英語圏だけじゃなくいろいろなアジアの人たちが来ていると思うんですよね。でもこの2講座しかないというのが、やはりもっといろいろな外国語を取り入れてもいいんでは、30年たっているから。時代が変わってきている、人も変わってきているから、そんなことを感じました。

○担当課 (兵藤雅晴)

英会話講座につきましては、また国際交流といいますか多文化理解ということも含めまして、これは日本人を対象にした講座でございます。それから日本語講座につきましては、安城市に在住の方に対して、やっぱり安城で住んでいただくためには日本語というのは必要不可欠でございますので、日本にといいまして、安城に在住の方を対象とした外国人の方を対象にした日本語の講座ということで、いろいろな国の会話といいますか、いろいろな言葉を教えるための事業ではございません。あくまでもこの部分はある面では多文化共生と

ということになると思いますけれども、安城市在住の外国人住民の方、安城で住んでいていただくために、その日本語を習得していただくための講座というふうな形で。

○仕分け人 (杉浦光子)

私が言いたかったのは、例えば私だったらハングル語を習いたいな、そして韓国の人たちと会話ができたらいいな、こういうことなんですよね。だから英会話教室とか日本語講座に限っている、英会話に限っているというのが不思議だなと、30年たっているのにと、こういうことなんですよ。

○仕分け人 (村林聖子)

今の説明のところで、この事業のほかに多文化共生にかかわる事業がほかにもあるというお話をされていたので、それを御紹介いただきたいのと、それをどういう形で区別されて行っているのかということをお聞きしたいです。

○担当課 (兵藤雅晴)

まず、シートが一番下にあります関連事業ということで御覧いただきたいと思いますが、在住外国人支援事業、これは市民協働課が直営で行っております。内容といたしましては、「安城インフォ」という、これは年に4回発行しておりますが、情報誌でございます。それから外国人住民との意見交換会、これは年度末ぐらいに外国人の方に来ていただいているいろんな要望とかをお聞きする機会を設けております。それから市のいろんな申請書類等がございますので、それをほかの言葉に対する翻訳の手数料、そういったものを計上しております。

それから、日本語教室開催事業につきましては、これは協会さんで実施をさせていただいております、これも安城在住の外国人の方に対する日本語の教室でございます、この分に関しましては、国際交流協会のほうでもやっていただいております、我々のほうでも直営でやっておるという形でございます。

○仕分け人 (小森義史)

今の事業内容はわかったんですけども、それぞれにどれぐらいの事業費を計上されていきますか。大まかでいいです、ざっとどれぐらいの。というのは、もともとが多文化共生事業と言いながら中身が国際交流、特に姉妹都市交流としか見えないんですね、予算的にいえば。ここで例えば3番目に多文化共生プランとやっていますけれども、150万ぐらいの話で、何となくこれで多文化共生事業と言われると、これ安城の多文化共生って大丈夫なのって思って、下のところでそれなりの予算とあれをしているので、総合的にいうと多文化共生というのは安城できちっとやられているのかどうかのところちょっと検証したかったんです。

○担当課 (兵藤雅晴)

国際交流も多文化共生をどういうふうに捉えるかということもあると思いますが、多文化共生というのは異文化への理解といいますか、そういったこともありますので、広い意味では国際交流も多文化共生の1つであるというふうに考えております。

その中で、それ以外の国際交流協会の関係ですね。補助以外で行っております事業とい

たしましては、在住外国人支援事業として、金額的には10万2,969円——24年度の決算見込みでございますが——でございます。それから日本語教室としましては44万1,391円ということでございます。ただその事業の中には、協会さんのほうにお願いする場合は協会さんの人件費がありますのでどうしても資金が大きくなっちゃうんですけども、これは私ども職員も当然絡んできますので、そういった金額を加えればもっと大きな金額になるというふうに思います。

それと、先ほど御説明の中でも申し上げましたように、多文化共生については私どもの課だけで行っておるわけございませんので、いろんな関係課が行っております。例えば通訳の配置ですとか、それから「あんじょう広報」の1日号に英語とポルトガル語の情報も記載しております。それから例えば庁内の課名表示、これはローマ字でございますけれども、表示をしておるとか、それから学校教育の関係でほかの言語の方の教員の配置をしておるとか、そういった分野でさまざまな分野で多文化共生に取り組んでおります。ただそれが包括的といいますか、体系的に実施をされておったとは言えない部分もありますので、そういったことで昨年、今年度と合わせて多文化共生プランをつくって対策を進めていきたいということでございます。

○仕分け人（山下真志）

今のお話に関連してなんですけれども、ほかの部署でたくさんやられているということなんです、それはどういう事業名というのか、どういう形で税金を使われているのかというのが1つと、そういうことがばらばらにやられているので、平成25年までかけて多文化共生プランをつくるんですよという意味合いで理解していいのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

○担当課（兵藤雅晴）

どういった事業名でどの程度の金額が使われておるかということにつきましては、これは申しわけございませんが私どもの所管外でございますので、正式な事業名、それから金額等については把握をしておりません。

例えば例で申し上げますと、市民課さんにおいてはポルトガル語の通訳者を3名配置しております。その人件費ですのでかなり金額になろうかと思えますけれども、それから国保年金課のほうでポルトガル語の通訳者を1名配置しております。それから防災危機管理課さんのほうで防災マップの作成ですね。これについてポルトガル語、英語、中国語の防災マップを作成しております。学校教育課さんのほうで各小学校にポルトガル語、タガログ語の通訳者を巡回させております。それから市民安全課さんのほうでサンパウロ学校の児童生徒を対象に交通教室を開催したりとか、それから環境保全課さんのほうでゴミカレンダーですね、こういったものにポルトガル語、英語、中国語、スペイン語のそういったカレンダーをつくっておると。それからゴミ袋には多言語の表示をすとか。それから秘書課のほうでは、先ほど申し上げた市勢要覧ですとか広報ですね、そういったものをつくっておるとか、そのような形で対応をさせていただいております。

○仕分け人（山下真志）

そういうことでたくさんの部署でいろいろなことをやられているということで、どこかで税金がだぶって使われているんじゃないかという気もしたんでちょっとお聞きしたんですね。そういうことがないようにこのプランでどこか所轄するところを頭に入れてきちんとだぶりがないようにやっているというふうに理解していいのでしょうか。

○担当課（兵藤雅晴）

先ほど全く同じことを2つの課、3つの課でやっているということはございませんので、それはだぶりが無いというふうに考えております。総括してそれを進めておるかということですが、これの多文化共生の関係で各課の取り組みについて私どものほうにもそれぞれ各課さんから御相談等もございますので、全体的には調整をしておるというふうに考えております。

○仕分け人（山下真志）

すみません、市民協働課さんがジャイニシアチブをとっていくという意味合いでいいんですね。

○担当課（兵藤雅晴）

はい、そのように理解していただければ結構かと思えます。

○仕分け人（小森義史）

恐らく私もそうなんですけれども、ここにみえる判定人の方も、今御説明を聞いて、初めて安城市ってそういうことをやられているんだなと思った方が多いんじゃないかと思うんですね。それなりに安城市として多文化共生に力を入れて、せっかく今プランをつくられようとしていますので、これをもっと市民の方に知っていただく。特に重要なのが日本人もそうですけれども、外国人の方に知ってもらってそれを活用してもらおうということが非常に重要だと思うんですね。その辺のところを少し、もうちょっとというかしていただけると。費用面で見ても私はもっとあってもいいのかなという感想を持っているんですけども、その辺もいかがでしょうか。

○担当課（兵藤雅晴）

まず、情報周知ということですが、多文化共生の中で在住外国人の方に対してということになりますと、安城市内、実は49カ国の国籍の方がおみえになります。当然たくさんの言語があると。やはり多文化共生の中で一番ネックになってくるというのは、在住外国人の方も一市民ということでございますので、その辺は日本国籍の方も外国人の方も同じ市民であると、そういう形で外国人の方も日本国籍の方と同じような安心・安全な市民生活を過ごせる、これが最終的な目標になってこようかというふうに思っております。

その中で情報というのが一番ネックでございまして、だから日本語教室だとかそういう形もしておるんですが、ただ全ての言語に対応するということは不可能でございまして、将来的にといいますか、今後の対応としてはある程度の主要言語については翻訳したもの、そういったものを提供していくということを進めつつ、優しい日本語、やはり住んでいただくということになりますと、日本語をやはり習得していただかなければいけないということもございまして、言葉はしゃべれるんだけど、字が読めない、漢字を読めない

——特に漢字じですね——については難しいかなと思いますので、それをローマ字表記をしたりとか、それから平仮名でルビを振ったりとか、日本語でも優しい日本語に、理解しやすい日本語に置きかえるとか、そういった対応を今後進めていきたいなというふうに考えております。

それから、事業といたしましても、事業費をもっと使ってもいいんじゃないかという御指摘もいただきましたけれども、我々としてもそういうふうな形をしていきたいとは思いますが、これは市の財政事情もございまして、その辺は今後財政局とも相談しながら事業展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

関連してお聞きしますけれども、市内に在住されている外国人の方の総人数と、多いほうから国籍別の人数をちょっと教えていただけますか。

○担当課（兵藤雅晴）

一番最新のデータになります。

○コーディネーター（荒井英明）

別に大まかで結構です。

○担当課（兵藤雅晴）

8月1日現在の数字でございまして、ブラジルの方が1,804人でございまして、ブラジルの方が平成20年がピークでございまして、一時と比べると5割近くまで減っておりますが、現在は1,804人でございまして、それから韓国、朝鮮の方が348人、フィリピンの方が1,408人で、フィリピンの方が最近急増しております。それから中国が1,005人、中国も急増しておりますが、1,000人ぐらいで大体最近では頭打ちという状況でございまして、それからベトナムが174人、その他が664人ということで、外国人総数が5,403人でございまして。

○コーディネーター（荒井英明）

そういう安城市さんの在住の外国人の方の国籍とかそういうのをお聞きすると、先ほどもお話がありましたけれども、国際交流協会さんでもっと英語を母国語とする外国人以外の方との交流事業をもっとやってもらいたいんじゃないですか。友好都市との交流も確かにこれは重要とは認識しますよ。けれども、やっぱり多文化共生というのは、まずは安城市内に在住の住民税を納めていただいている外国人の方に日本での生活をもっと豊かに生活してもらうために交流するという事業をもっと国際交流協会さんにやってもらいたい必要があると思うんですけども、そこはいかがですか。

○担当課（兵藤雅晴）

日本語教室等につきましては、来年度以降、もう少し国際交流協会さんのほうにもさらにお願いをしていきたいなというふうには考えております。ただ国際交流というのは、国際交流協会さんの役割としてどちらを見るかということがあると思うんですけども、日本国籍の方、日本の方の国際交流といいますか多文化理解という部分と、それから安城市に在住の外国人の方との共生の部分と大きく分けると2つあるのかなというふうに思います。国

際交流協会さんについては、在住外国人の方に対する対応というよりも日本の方ですね。日本の方が姉妹都市との提携・交流を通じまして国際感覚を身につけるといいますか、そういう国際理解をすると、そういう立場で協会さんのほうは対応していただくということを考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

例えばプロパーの職員の方がここにもあるように3人いらっしゃるわけでしょう。1年中姉妹都市との交流関係の事務を3人の方が1年中やるほど事務量があるんですか。国際友好都市との交流関係で1年中3人の方がするほどの事務量ってあるんですか。

○担当課（兵藤雅晴）

当然それだけあるというふうには認識をしております。

○コーディネーター（荒井英明）

そんなにあるんですか。

○担当課（兵藤雅晴）

国際交流の関係でも、例えば新年度から入って姉妹都市との調整等がございます。それから中学生の派遣があって、それから向こうからの受け入れがあって、その後、市民派遣があってというようなことがございます。これは概略でございますが、国際交流協会さんに仕事の割合としてはどのぐらいだろうかというふうな話をさせていただいたこともございますが、国際交流関係が6割か7割ぐらいかなと。それから国際理解だとかそういった事業、そちらのほうは2割程度、それから協会自身の内部事務といえますか、そういったものが一、二割と、大体そのぐらいのウエートじゃないかなというふうに考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

もし友好都市との交流が国際交流協会の本来事務で3人の方がそれにかかりきりなんだという、こういう御説明だと、冒頭、国際交流協会さんには自立してもらいたいからという御説明がありましたけれども、じゃ国際交流協会の自立ってどういう状況になったら自立と言えるんですか。今のお話だと自立は不可能ですよ、1年中、友好都市との交流事務をとらざるを得ない。それが本来業務だとすれば、そこの財源を税金以外に求めるというのはちょっと不可能ですよ。派遣の友好の行き来だけを民間ベースでやりましょうということであれば、これは自立という考えもあるかもわからないですけども、1年を通して友好都市サイドとの連携を深めて関係を持つというこの事業が本来事業だったら、民間ベースでの自立というこれは不可能ですよ。だとすれば、直営でその事業をやるべきだと思いますけれども、どういう状況が自立というふうに認識されているんですか。

○担当課（兵藤雅晴）

自立の捉え方も事業そのものをある程度、完全に以前は協会の局長が部長でございまして、協会の職員等を我々が兼務しておったという状況でございました。それをある程度協会の中で国際交流等を中心として推進をしていっていただくという意味での自立ということの捉え方でございます。

財政的には、今、荒井様からの御指摘もあったように、国際交流といえますか、姉妹都

市の関係というのは収益を生むものではございませんので、そういった部分で財政的な面でいけば、これはある程度の市からの補助といいますか、それはいたし方ないのかなというふうに考えております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

今のお言葉なんですけれども、そもそも姉妹市交流というのは、民間が民間の方と交流するということが前提なんじゃないんですか。自治体と向こうの自治体が交流するんですか、どちらなんですか。

○担当課 (兵藤雅晴)

姉妹都市交流といいますと、基本的には市と市との関係だと私は考えております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いや、それだったら行政間のやりとりでいいわけですよ。じゃなくて、市民の人たちが交換高校生ですとか派遣として向こうの相手の国に行って市民の方と交流されてきているわけでしょう。だから民間の交流じゃないですか、それは行政の交流じゃないでしょう。行政間の交流だったら市長同士がちゃんとした一定の手続きをとってやりとりしなくちゃいけない、それは行政がやればいいわけですよ。だけれども、実際の姉妹都市交流というのは、市民が派遣されていくわけでしょう。それは民間の方がやっているわけですよ。だから市民の皆さんは自分で渡航費まで出して行かれるわけですよ、渡航費まで全部持つわけじゃないでしょう、行政が。

そうすると、民と民がやる仕事を行政がこんなに重点的にやるということは、協会としての自立化ということには至らないんじゃないんですか、いかがですか。

○担当課 (兵藤雅晴)

例えば中学生の派遣という形でいきますと、実際問題としては相手方との調整がございまして、安城市の中学生の派遣については、相手方に受け入れをさせていただいて、今までの交流との信頼関係がございまして、あちらの市ないし協会のほうでホームステイ先を募っていただいて、そのホームステイ先へホームステイをして、大体 2 週間ぐらいですけども、過ごしてまいります。それからあちらの方が、今度はホームステイした方が今度は 8 月ぐらいにこちらにおみえになりますので、それは派遣された学生さんがこれを受けるといような形にしておりまして、基本的な旅費等については、協会から行程だとか何かを設定した上で、これは民間の会社、当然ですけども、旅行社のほうを通じまして手配をさせていただいております。余り今のやり方ですと、民間にしたから安くなるとかいう形ではない。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いや、お金の問題じゃないんですよ。

国際交流協会がどこまで関与すべきかということをしつかり決めないと、市が協会を丸がかりでやっているのと同じなわけですよ。一般的な姉妹市交流というのは、青年会議所の方ですとか、それこそソロプチミストの協会の方とかがしつかりした姉妹市委員会というものを立ち上げて、その姉妹市委員会と相手先の姉妹市委員会が一緒になって相談して

一定のスケジュールを組んだりやっているわけですよ。そこに国際交流協会がかまなくたって民と民の力でやっている自治体はたくさんあるわけですよ。国際交流協会は何を本当はやっていかになくちゃいけないかといったら、うちにある国際化に対する取り組みを行政が手の届かないところをしっかりとやっていくというのが国際交流協会の大きな使命なんじゃないんですか。姉妹都市との派遣関係だけをやっているというそれが国際交流協会の仕事じゃないと思うんです、私は。あるいは全国多くの自治体は、そういうのが国際交流協会に求めている役割なんですよ。もっともっと姉妹市委員会を民の力で立ち上げてもらって、青年会議所、国際ソロプチミスト協会とかあるいはロータリークラブとかいろんな有識者の市内の著名な方々が、民間の方々がたくさんおられるわけじゃないですか。そういう方々のノウハウを活用すればもっと本当の市民同士のおつき合いができるわけですよ。これだったら官がやっている姉妹市交流なんですよ。これだったら幾らやったって伸びないですよ。

○担当課（兵藤雅晴）

姉妹市委員会という形を言われましたけれども、安城の国際交流協会の中でも、この理事さんの中に商工会議所、それから J A さん、それからソロプチミストさん、そういった関係の方は全て入っていただいております。ですから、結果としてはその名称を姉妹市委員会というか、国際交流協会というかの違いだけであって、実態としては同じような形ではないかなというふうに思います。

それから、もう一点ですが、これは各市は言われましたけれども、少なくともこの近隣においては協会という形が中心となって国際交流を進めておるとというのが私の把握している状況としてはそういうふうな状況だと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

国際交流協会が進めてもいいんですけれども、そこに常勤の職員を税金で配置する必要は全然ないわけですよ。市民の皆さんがボランティアであるいは市民の皆さんがお金を出し合って国際交流協会を立ち上げてそこを運営していく。その財源でもって事務員の方を雇用するんだったら、それはそれで民の力でやっていくからそれはそれでいいんですよ。けれども、1,000万もの税金を投入して、市民の皆さんの税金で事務員を雇用して、そこが民と民との交流都市を築いているといったら、それは官の交流じゃないですか。私が言いたいのは、姉妹市委員会でも国際交流協会でもいいんですよ。

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆様、記入をお願いいたします。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうじゃなくて、市民の皆さんが浄財を投げ出したり、市民の皆さんがエネルギーなり活力をそこに投入して、市民の皆さんで交流都市を築いていくというのがこれからの本当の国際交流じゃないですか。国際交流協会に求めたいのは、内なる国際化に対してどうやって取り組んでいかになくちゃいけないか。きょうはいろいろやっていかになくちゃいけないということがたくさん出されたわけですよ。それを行政がみずからやるよりも、そうい

う市民の皆さんのノウハウを使ってやることのほうがよっぽど市民同士の交流というのはつながっていくわけですよ。国際交流協会の役割というのはそういうふうに変えていかなかったら、これからだって何十年と続いていく団体ですよ。行政が事務所まで提供されているんだったら、そのぐらいのモデルチェンジをしていかなかったら、協会としての成り立ちがだんだん官の協会になっていっちゃうんじゃないかなという危惧があるんですけども、いかがですか。

○担当課（兵藤雅晴）

官の協会になっている、財源的に実際かなり公費を投入させていただいておるのはこれは事実でございます。ただ民の力を結集してと言われましたけれども、国際交流協会については、47の民間企業を含めて団体さんが法人会員として加入していただいております。それから個人会員としても550人の方の加入をいただいておりますというような形で、これは民の力を結集して国際交流協会を運営しているという部分もあります。ただそれだけでは十分な財源が確保できないので市のほうで助成をさせていただいておりますという状況でございます。民の力も使っての国際交流協会の運営であるというふうに考えております。

それから、もう一点の御指摘をいただきました内なる国際化でございますが、内なる国際化も民の国際化も当然あると思います。ただ行政が対応しなくてはいけないことも非常にたくさんありますので、その分については、例えば民の方ですね、そういった協会なり委員会が市のほうに、例えば通訳を置くとか、市のいろんな公式な行事の情報を流すとか、それはちょっと違うのかなというふうに私は思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

いや、後段のほうの話からいきますと、行政がやらなくちゃいけない仕事は当然ありますよ。そこを行政がみずからやる必要はないわけです。国際交流協会という1つの組織があるんだったら、そこにこういうときにはこういう人材を派遣してくださいという業務委託を提携すればいいし、あるいはもっと包括的に補助金を出して、こういうときにはこういう人材を派遣してください、こういう通訳はこういう翻訳をしてくださいとか、そういう業務を行政が責任を持ってやるんだったら、それはそれで足せばいいわけです。

さらにいえば、例えば英会話教室なんていうのは民間の一般の事業者がやっているわけですよ。そういうところはお金を取ってやればいいですよ。そうすれば自己財源だつてとれるわけですよ。英会話教室をただで国際交流協会がやる必要ないわけですよ、民間の事業者がたくさんやっているわけですから。そういう工夫も民間の国際交流協会がもっと民の力を発揮すればできるわけです。それが後段です。

前段のほう、先ほど47の事業所、それから550人の市民の皆さんが参加して、それは大変いいことですよ。だったらその皆さんが事務局を自分たちでつくって運営していこうという気持ちに育て上げていかなかったら、いつまでたつたって国際交流協会は官の国際交流協会ですよ。これだけの人たちが集まっているんだったら皆さんぜひやってくださいと。役所が本当の足らずまいだったら出すけれども、今、お金を出しているのは足らずまいじゃないでしょう、満額ですよ、ほとんどね。そういうこれからの時代を見たときに、やっ

ぱり今までのやり方は、57年からのやり方はそうだったかもしれないけれども、これだけ社会参加だとか多文化共生だとか言われている中では、もっともっと民間の人たちがこれだけの活力があるんだったら、皆さんで事務局をつくってってもらって、事務局を運営してってもらおうと。3人じゃなくてももっともっと週に1回でもいいから、皆さん事務局を手伝ってくださいということを書いていけばできるんじゃないんですかね。

○担当課（兵藤雅晴）

そういった面もいろんな御意見もありますので、またそういったことも参考にさせていただいて、今後の検討をさせていただきたいと思います。

それから、1点、ちょっとこれは補足をさせていただきたいと思いますが、日本人向けの英会話講座、これは受講料をいただいております。一般の方で5,000円、会員の方については3,000円という形でございますが、ちゃんと受講料はいただいております。それから日本語講座についても、ごくわずかでございますが、受講料はいただいておりますので、その辺だけ補足をさせていただきます。

○仕分け人（杉浦光子）

多文化共生プランの作成ですね、25年度からやるんですね。

○担当課（兵藤雅晴）

24、25で。

○仕分け人（杉浦光子）

24もすること、ことしと来年。

○担当課（兵藤雅晴）

去年とことしです。

○仕分け人（杉浦光子）

去年とことしでね。それで大変5,403人の外国人がいらっしゃると、いろんな国にまたがっていると、これが重要になってくると思うんですよ。姉妹都市との交流も定着しているし、わかっていることで、こちらはまだ未知なのですごく新鮮なアイデアでいろんなプランがある。「あんじょう広報」で読んだんですけれども、写真入りで。親子で外国の人に日本の料理を学ぶ料理教室を開くよと、それも一例ですけれども、そこで利用してほしいのが地元の例えば大学生だとか愛知県内の大学生。大学によってはそういう外国の子どもたちと接して福祉、社会福祉学科とか、そのようなところもある大学があると思うんですよ。その辺の学生さんをこういうプランの中に活用して、全部市がやらなくてもそういうようなアイデアをいろいろと探っていっていただけたらと思います。

○担当課（兵藤雅晴）

現在、ボランティアさんに、日本語教室については基本的にはボランティアさんをお願いをしております、それから私どもが直営で行っております日本語教室については、愛教大の院生の方に教えていただいております。そういう方たちで現在もボランティアさん、そういった方をお願いしている部分が多いものですから、今後もそういった点を十分充実してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、評価のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

まず、仕分け人の皆さんの評価から先にいただきたいというふうに思います。

選択肢は不要から現行どおりの 5 つの中から御選択をいただきたいというふうに思います。挙手により御判断をいただきます。

それでは、多文化共生社会推進事業につきまして不要と思われる方、挙手をいただきたいといます。ゼロベースで見直すべきという方は、ゼロベース、2 人。実施主体を見直すべきとお考えの方は。安城市で実施すべき、ただし改善が必要とお考えの方、3 人。現行どおりはゼロということで、ゼロベースで見直しがお 2 人、要改善が 3 人ということで、仕分け人の皆さんの結論は要改善ということでございます。

判定人の皆さんの御判断が集計できましたので御報告を申し上げます。

17 名の方に御判断をいただいております。

不要という方はゼロ、ゼロベースで見直しという方がお 2 人、実施主体の見直しがゼロ、要改善が 15 人、現行どおり拡充はゼロということでございます。

コメントを幾つか御紹介を申し上げたいというふうに思います。

市がかかわることがいいのか、一度見直すことが必要ではないか。ただ外国から来た人が住みやすいような市にしていくことが大事じゃないかというふうに思う。それから実施主体がよくわかりにくい。それから外国人向けのさまざまな講座についても定量的な効果がどのくらい出ているのかわかりづらい、こういうことでございます。姉妹都市交流についてそんなに業務があるのかが疑問だということでございます。多文化共生社会を構築するために本来どうあるべきか再検討すべきではないかと、こういう御意見でございます。

全体を通しての議論の整理ですけれども、多文化共生社会推進事業という事業名称と中身がちょっと違うのかなというのがイメージだと思います。これは市民の方が一般的に事業名と事業内容というのはかなり近くないと市民への説明責任という点ではちょっとなじまないのかなというふうに思います。なぜこの姉妹都市交流を出さないのか、私はちょっと不思議で、分けたほうがわかりやすいんじゃないんですかね、姉妹都市交流事業と多文化共生社会事業というのを。これは意見ですから別に結構です。そういうことも参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、議論の中でやっぱり出ましたのが、国際交流協会のあり方、仕事の内容とか財務内容とかさまざまな方面からのあり方について根本的に検討し直す時期が来ているのではないかなというふうに思います。途中で私がお聞きしたように自立という言葉を使われても今の状況では自立というのは不可能ですし、何をもって自立とするのか、事務室が分かれたら自立というのか、ちょっとどういうふうにしたらいいのかというのを御検討いただく必要があるのかなというふうに思います。

特にもう既に 3 人の方を雇っちゃったプロパー職員の方にどういう事務をとっていただくのか、将来、プロパー職員の方とどういう契約で採用されたのかというのがちょっとわからないんですけれども、将来、例えば退職金の負担はどうするのかとかさまざまな問題、

いわゆる公務員じゃないのに事実上の公務員という雇用を恐らくされちゃっているんじゃないかと。将来にわたる給与負担の責任は全て安城市さんにあるんじゃないかなというふうに私は想像するんですけども、そうだとすれば仕事の内容と協会の内容をどうするかというのを真剣に考えてあげないと、プロパー職員の方の人生がかかっているわけですから、ちょっとこの今の状況でいいのかなというのは、事業の面からもプロパー職員の方の将来を考えると両方が相当不安があるんじゃないかなと私は思いますので、ぜひ見直しをしていただきたいというふうに思います。

それから、これは全体的な御意見ですけども、姉妹都市交流の係る費用に比べて、在住外国人との交流事業がちょっと少な過ぎるんじゃないかと。少し姉妹都市交流から内なる国際交流にシフトしたほうがいいんじゃないかなというのも議論として出たのかなというふうに思います。ぜひあわせて参考にさせていただきたいというふうに思います。

市民判定人の皆さんから御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。何か日常生活で外国人の方との交流とかでもお気づきの点でも結構だと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして多文化共生社会推進事業についての作業を終了させていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 1 時まで休憩をさせていただきたいというふうに思います。

(休憩 午後 1 2 時)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

事業番号11番 防犯広報啓発推進事業

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、午後 1 時になりましたので、再開をさせていただきたいというふうに思います。

事業番号11番、防犯広報啓発推進事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5 分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○担当課（岩瀬昭彦）

それでは、市民安全課長の岩瀬と申します。よろしく願いをいたします。

それではまず、私から事業の概要ということで御説明申し上げます。

根拠法令につきましては、記載のとおり市民安全条例でございますが、市民安全課ができました平成16年度にこれを制定し、警察や関係機関と協力して犯罪件数の減少に努めております。

市長マニフェストにつきまして、該当なしとなっておりますけれども、該当ありの間違いでございました。訂正をお願いいたします。恐縮です。市街地への防犯カメラ設置の推進ということで、マニフェストに載せております。市街地への防犯カメラ設置の推進でございます。

実施の背景ですが、記載のとおり犯罪の多発を背景としてこの事業に取り組んでおります。犯罪発生件数の推移を見ますと、全国では平成14年にピークとなり、1年おくれた平成15年に安城市でもピークの4,619件となりました。以前は、防犯に関することは基本的に警察の仕事であるということで、市役所としては町内会への犯罪件数の提供や交通教室の中での連れ去り防止の呼びかけぐらいしかやっておりませんでした。犯罪の多発を受け市役所でも本格的に防犯に取り組むことになりまして、直近の平成24年には犯罪件数を2,632件にまで減らすことができました。ピークの平成15年に比べまして43%の減少でございます。ただし、犯罪発生率を見ますと、平成24年で14.62と県下38市中14位と上位にございまして、また、昨年からことしにかけて住宅対象侵入盗が多発するなど、まだまだ犯罪件数を減らしていかなければならないと考えております。

続きまして、この事業の主な内容について御説明申し上げます。

まず、街頭キャンペーンの実施です。安城警察署、安城知立防犯協会と一緒に、春・夏・秋・年末と年4回の安全なまちづくり運動期間にあわせて、鉄道駅、大型商業施設などで自動車関連窃盗や住宅対象侵入盗に遭わないことを呼びかけたり、金融機関に向いて来客に振り込め詐欺防止を訴えたりしております。

次に、ひとり暮らし高齢者への防犯ブザー配布です。新たに対象となった方々に民生委員がそれぞれのお宅を訪問し、声かけをし、防犯意識向上を呼びかけながら配布をしております。

3つ目が夜間防犯パトロール事業です。夜8時から翌朝4時までという、自主防犯パトロール隊の手の及ばない深夜の時間帯に業者委託でのパトロールを行っております。

最後 4 つ目が防犯カメラでございます。先ほど言いましたとおり、市長マニフェストにも掲げておる施策であります。平成 24 年度は名鉄西尾線桜井駅の無料自転車置き場に防犯カメラを設置しました。この成果を踏まえて、今後ほかの場所への設置を検討していきます。

次に、事業シート 2 枚目、76 ページのほうですね、事業費の説明をいたします。

最初の報償金、これはキャンペーンに係る費用で、これに参加していただく七夕親善大使の謝礼として 6 万円の支出を行いました。次の消耗品費、78 万円ほどですけれども、キャンペーンに係る啓発品購入費用と防犯ブザー購入費です。次の修繕費 6 万 3,000 円と、その下 2 つ飛んだ工事請負費 239 万 4,000 円が、桜井駅の自転車置き場の防犯カメラ設置に係る費用でございます。次の広告料、13 万円ほどでございますけれども、地図情報誌への広告掲載を行いました。次の夜間防犯パトロール事業は 1,300 万円弱の支出でございます。最後、負担金として暴力追放推進協議会へ 18 万円の支出を行っております。暴力追放推進協議会は暴力団排除活動を推進する団体で、市・警察署のほか、町内会長連絡協議会や商工会議所、工場防犯協会、飲食業関係の組合などの団体を構成員として、暴力団追放標語の募集を通じた啓発活動などを行っておるものでございます。

以上の費用合計が 1,660 万円ほどで、人件費 0.84 人分 630 万円ほどと合わせて 2,292 万 9,000 円が総事業費となります。財源内訳ですが、夜間防犯パトロール事業に対して緊急雇用の補助金 1,299 万 5,000 円が入っており、そのほかは一般財源となります。なお、平成 25 年度は緊急雇用事業の対象外となっております。

次に、単位当たりコストですが、夜間防犯パトロール委託料が 1 日 3 万 5,602 円、防犯ブザーが 1 人 970 円、キャンペーンが 1 回 4 万 1,398 円となっております。

以上の活動に対しまして事業成果ですが、犯罪発生件数と犯罪率をもって指標としております。平成 24 年度犯罪発生件数が 2,632 件、犯罪率 14.62 と毎年減少しております。

この事業については以上でございますが、左のページ、75 ページ下段に記載の 5 つの関連事業と合わせて犯罪件数の減少に取り組んでおるものでございます。

概略を御説明申し上げます。

まず、犯罪被害防止情報提供事業では、安全安心メールシステムによる犯罪情報や不審者情報の配信。それから、安全大会・防犯教室開催事業では、地域安全大会と防犯教室の開催です。それから、安全防犯活動連携強化事業では、犯罪抑止モデル地区事業の実施と防犯協会への負担金支出、それと警察官派遣負担金の支出を。それから、自主防犯組織活動支援事業では、自主防犯組織へのパトロール用品提供。防犯設備支援事業では、駐車場防犯カメラ補助事業と防犯灯補助金事業をそれぞれ行っております。

以上で説明を終わります。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、御説明ありがとうございました。

御説明の最後に、関連事業ということで、安城市さんの防犯対策の全てを簡単に御説明いただいたんですけども、ちょっとそこらで共通認識をさしていただきたいと思いますが、

まず、防犯に組織的に対応するという防犯係の係員さんは、職員は何名で対応されてるんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

私が課長で、防犯係ともう一つ、交通係、交通安全担当ですね、見ております。それから、きょう来ておりますけども、主幹武田と申しますけれども、これは防犯のほうということでおります。それからあと、防犯係ということで、真ん中、安藤係長来ておりますけれども、係長含めて 4 人といった体制です。

○コーディネーター (荒井英明)

ああ、なるほど。そうすると、ここにも書いてありますけども、4 人のうちの 0.9 人ぐらいがこの事業に該当してると。

それから、ちょっときょう資料をお持ちかどうかわかんなくて申しわけないんですけど、この関連事業を合わせて、防犯対策に係る総事業費といいますか、防犯係で持つてる予算というのは総額でどのぐらいある。

○担当課 (岩瀬昭彦)

平成 24 年度の数字ですけれども、約 5, 300 万円です。

○コーディネーター (荒井英明)

ああ、なるほど。はい、わかりました。

それでは、仕分け人の皆様から御質問、御意見等をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○仕分け人 (山下真志)

それじゃ、ちょっと基本的なことをお聞かせいただきたいと思います。私、北部地区に住んでまして、結構あの辺、凶悪な犯罪が多いというふうに言われてる地域だと聞いてるんですけど、犯罪発生件数は少なくなったんですけども、そういう凶悪犯というか、そういうところの発生件数というのは何か把握されてるんでしょうか。

○担当課 (武田憲一)

凶悪犯ですけど、強盗でいえば昨年は 7 件、2 年前は 11 件、3 年前は 14 件ということで、ことしは店舗強盗というかコンビニ強盗のみが多発しておりまして、コンビニ強盗が 6 件という状況でございます。

○仕分け人 (山下真志)

そういう犯罪の種類に関して何か特別な、こういうことをやっていますよというのか、どの辺にウエートを置いてやられてるとかいうところはあるんでしょうか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

凶悪犯を市民安全課でどうこうできるわけではありませんので、通常の街頭犯罪、例えば自動車関連窃盗、それから住宅対象侵入盗、こういったことへの呼びかけとか、そういったことが中心になります。

○仕分け人 (山下真志)

そうすると、ある程度、警察とかというのと役割分担をされてるといふふうに理解して

いいんでしょうか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (村林聖子)

説明に対してちょっと確認としてお聞きしたいんですけど、1点、76ページのほうに広告料というのがあって、地図マガジンの広告というのがあるんですけど、それと防犯との関係を少し説明していただきたいなど。どういう意味での広告なのかというのがちょっとぴんとこなかったのので、教えていただきたいというのがまず1点です。

○担当課 (安藤)

こちらのほう、地図メーカーのゼンリンさんが安城市のタウン情報誌をおとし製作されて、そのところへ、広告ですが、安全・安心のまちづくりということで載さしていただきまして、紙面を1面かりました。きょう、サンプルを持ってきておるんですが、安城の魅力を探ろうということで、このところで発行されて2年目になるんですが、1枚かりまして、駐車場防犯カメラの設置事業を市で行っておりますですか、その他お出かけのときは安全・安心なまちづくりに鍵かけ、声かけ、心がけ、こういうことで、13万円ほどだと思ったのですが、計上さしていただきました。ちなみに25年度は予定しておりません。

○仕分け人 (村林聖子)

はい、ありがとうございます。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (杉浦光子)

じゃ、お願いします。事業費内訳の中で、委託されてる夜間パトロール事業が1,300万円と大変一番お金をかけてると思うんですが、私の知り合いで愛知県警をお出になつてるような人にちょっとお聞きしたところ、住宅侵入盗が中でも多いと、多くなってきているということで、その時間帯なんですけれども、お昼前、10時半、11時、12時ごろぐらいまでのところが1つ多いと。それから、夕方電気がつきますね。電気のつく部屋とつかない部屋、離れがある場合もある、やっぱり夕方電気がつくところに侵入盗が多いと。あとはぐっすり寝入っている2時とか、3時、4時とか、この時間帯ですね。

夜間パトロールに1,300万円使うということは、この3つの時間帯の中で、ぐっすり寝入っているときに入られるのが住宅侵入盗約300件の中で一番多いからなんですか。それともそういう根拠はなしに委託されているのか、その辺は安城市はどうなんでしょうか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

ちょっとこの事業ではないんですけども、関連事業のほうで自主防犯組織活動支援事業というのがありまして、こちら、ほとんどの町内会で自主防犯組織、自主防犯パトロー

ル隊があるんですけれども、こちらの活動を市としては促しております。さっきも言いました、平成15年に犯罪件数がピークになりまして、それ以来、各地区でこういった活動始まっておりまして、市のほうはこれに対しましてパトロール用品、チョッキだとか帽子だとかたすきだとか、それから誘導灯みたいなもの、こういったものの提供をさせてもらっております。基本的に夕刻の時間も含めて、こういった時間は自主防犯活動でお願いしたいということでございます。

この夜間防犯パトロール、これは業者委託ですけれども、これについてはさすがに寝入った時間まではこういった自主防犯活動にお願いするわけにはいかないということで、市が業者委託でパトロール活動をやっております。

○仕分け人（杉浦光子）

ということは、町内会にいろんなグッズを配布すると、防犯パトロール隊のね。それと業者が車か何かで夜回る、合わせて1,300万円という、そういうふうを受け取っていいんですか。

○担当課（岩瀬昭彦）

ごめんなさい、この1,300万円は業者委託分だけの金額でございます。

○仕分け人（杉浦光子）

あ、業者委託分だけね。

安城市は夜中に入られてるのが多いんですか。町内回覧板で回ってくる件数だけで、時間帯までつかめないの。

○担当課（武田憲一）

今年のデータなんですけど、7月末で住宅対象侵入盗というのが157件、うち空き巣とって留守のときに入るのが安城市128件、皆さん寝静まったとき、いわゆる忍び込みという手口なんですけど、これが27件ということで、圧倒的に多いのはやっぱり留守のときに入る、これは昼間だったり夜だったり、いつでも留守のときに入るのが空き巣という手口なので。ただ、先ほど言われたとおり、発生の多い時間帯というのは昼間だったり夕方だったりするのが統計上はよく出ておりますので、その時間については市民の皆さんの目、あるいは警察も体制がある時間帯ですので、それを補う形で夜間防犯パトロールを業者に委託すると、そういった状況です。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、どうぞ。

○仕分け人（山下真志）

ちょっと関連してなんですけども、以前に連続放火というのがあって大分新聞にも取り上げられたと思うんですけども、そのときに、委託してるこの1,300万の効果、それがどれぐらいあったと思われてるのかなというのと、あとは、ほとんどあれ、僕が聞いたところだと、町内会さんたちが随分自主的にパトロールされたというふう聞いてるんですけども、今見ると、消耗品で物品を町内会さんにはお渡ししてるというふうに取り扱えるんですけども、それが78万ぐらいですか。その辺の……

○担当課 (岩瀬昭彦)

この78万円ですけれども、これは啓発事業の78万円、キャンペーンと防犯ブザーで78万円ですので、町内会のほうにパトロール用品提供するのは、関連事業の中に活動支援事業というのがあります、そちらのほうで対応しております。参考までに金額申しますと、平成24年度で約370万円ほどでございました。

不審火の関連で、自主パトロール隊ですね、町内会ごとの。これは市からお願いをする前に自主的に動いておられましたんで、その辺、非常に住民の方の意識が高いということで感謝しております。不足するパトロール用品なんかは、当然追加で提供させていただきました。

あと、業者委託の夜間パトロール、これも夜8時から翌朝4時ということで、出発点・帰着点、これは警察署になります。ということで、当然警察のほう捜査にも、放火のですね、入っておりますので、随時指示を受けて動いておったと、そういう状況でございます。

○コーディネーター (荒井英明)

すいません。このパトロールの委託については、市内を8時から翌朝の4時まで巡回パトロールすると。これは車も業者さんの車で、それで例えば二人一組とかで回ってらっしゃるんだろうと思うんですけど、この契約は入札で契約されたんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

はい、一般競争入札を行っております。

○コーディネーター (荒井英明)

そうすると、委託契約の仕様には、1日どういうルートで回るとか、1日何件ぐらいパトロールをしてくれとか、20時から朝4時までの間に休憩とかもあるんだと思うんですけど、相当な距離を走れると思うんですけど、この仕様ではどのぐらいの距離をパトロールするという事になってるんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

仕様には距離は定めておりません。こちらの指示に従って住宅地等を回ってくださいということなんですけれども。あと、具体的に市民の方から、町内会の方から、ちょっとこういうところで事件が起こったとか、こういうところでいたずらが多いとか、そういう情報が入りまして、それを業者のほうに投げて重点的なパトロールをさせております。あとは、日々、警察発着になりますので、警察から最新の犯罪情報を得て、重点的に警戒すべきところを回っております。そういった形でございます。

○仕分け人 (小森義史)

今の話を含めてですけれども、非常に難しいとは思いますが、それぞれの事業に対して犯罪の抑止というか減少にどういうふうに関与したかというその評価、それをどういうふうにされてるか。先ほどカメラ設置という形であると思うんですけど、その効果を見て次という形で御説明されたと思うんですけど、例えばこのカメラ設置でどれぐらい抑止があったというふうには、もし出てるのであればそれぞれの効果についてちょっと教えていただきたい。

○担当課 (安藤)

24年度、桜井駅駐輪場に防犯カメラを設置させていただいたんですが、予算・決算、先ほども申し上げたとおりなんです、警察の統計、24年中になります、18件犯罪発生しております、その後7月まで、直近までですが、1件になっております。

○仕分け人 (小森義史)

ということは、カメラの設置は効果があったというふうに判断されてるという意味ですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

はい。

○仕分け人 (小森義史)

パトロールのほうはどうなんだろうね。

○担当課 (岩瀬昭彦)

非常に効果を発揮しておるものと思いますけれども、具体的にこれでどれだけという、すいません、そういう把握はしていません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

幾つかあります。まず、ひとり暮らしの方への防犯ブザーを設置したことによって犯罪が未然に防止できたとか、そういう事例があれば教えていただきたいんですが。

○担当課 (岩瀬昭彦)

防犯ブザーの配布については啓発という意義が強いものでございまして、おっしゃるような事例は聞いておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、これによって犯罪が未然に防止できたという効果にはつながってないということなんですか。啓発的なこと……本人の啓発なのか、相手に対する啓発なのか、どちらなんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

本人さんの啓発を中心に考えております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、これがなかったらどうなんですか。本人は、これが、ブザーがないと、全然自分で気をつけなくなってしまって、すきができちゃうというような感じになっちゃうんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

おっしゃるそういう趣旨で防犯ブザーのほうを配布しております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

小学生にも防犯ブザー、恐らく教育委員会のほうが配布してると思うんですが、小学生のほうにブザーを配備したことによって、具体的な犯罪が未然に防止できたとかそういう事例は把握されてるんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

そういった事例も聞いておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それは教育委員会だから聞いてないのか、そういう事件が発生してないから聞いてないのか、どちらなんですか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

子どもへの声かけ事案とか学校のほうからの報告はありますけれども、実際にそういった防犯ブザーを使ったということは聞いておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そういう事案が発生してないということで理解しておいてよろしいんですね。

○担当課 (岩瀬昭彦)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それから、地域の防犯活動で、地域の方が見回り活動、見守り活動をしてるわけですが、その地域の方々の見守り、見回り活動の中で、何か未然に防止ができたとかそういう事例はあるんですか。犯罪の、忍び込もうとしたところを、少し事前に見つけられて防止できたとか。

○担当課 (武田憲一)

防止できたかどうかはわからないんですけど、ただ、先般、不審火のときは犯人が、周りがいっぱい警戒してるということで、だんだんだんだん犯行する場所がなくなってきて、最後の最後は自分が住んでいる団地で火をつけたところを逮捕されたということで、そういった意味では効果は全くゼロではないというふうに思います。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それは地域の人たちが一生懸命努力されて、自分のエリアは自分たちで守ろうということから立ち上がって、そういう結果に結びついたという事例があるわけですね。

○担当課 (武田憲一)

結果的にそういうふうになったということで、それはやっていた地域の方もよかったなというふうに思っていると。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そういうすばらしい取り組みがあったということに対して、行政のほうは何かで紹介したとかPRしたとかそういう経過はないんですか。

○担当課 (武田憲一)

この件については安城警察署のほうから報道発表されておりますので、それで地域の人にはある程度効果があったということで還元できてるのかなと。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、そういう取り組みでは非常に効果的な活動があったよということですね。

○担当課 (武田憲一)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

もう一つ。市の職員が、日常いろいろなところこうやって本来の業務で出歩いてますよね。そのときに、本来業務があるんですけども、本来業務の傍らに地域の防犯を兼ねて見守り・見回りするとか、ちょっと奥まったところに少し足を延ばして、何か変なことが発生してないかなというような、そういう全庁的な取り組みということは働きかけてないんですか。

○担当課 (安藤)

出たときに、その足を延ばしてということ自体は残念ながらしてないんですが、それぞれの所属の課から、日にちを決めて広報活動兼見守り活動をしてくださいという定期的なお願いはしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それは、定期的に当番をつくって市内をぐるぐる回る……特別にやってるわけですね。

○担当課 (安藤)

あ、そうなんです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そのためにですね。

○担当課 (安藤)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

私、そうじゃなくて、日常業務の中で外に出かけたときに職員の方が、本来業務があるんですけども、ちょっと気配りをして——足延ばさなくてもいいですよ、もう少し職員目から見て、市内を何となく防犯的な視点で見守っていくというようなことを全庁的に働きかけているのかなということ、まずお聞きしたいんですけど。

○担当課 (安藤)

その件、できてはおりませんが、今後の参考にしていきたいと思います。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

これだけ、86平方kmという、市域非常に広いわけですよ。幾ら自治会の方が頑張ってくださいっても全部カバーし切れないなと思うし、それから警察のパトロールがやったとしても恐らくカバーできないところも出てくると思うんです。そのときに、これは行政だけじゃなくて、例えば郵便局の方とか半分官庁的な仕事をされてる団体もあると思うんですよ。ガスですとか水道ですとか。そういう関係者の方にちょっと呼びかけて、あるいは例えば「防犯」というような腕章をつくって配っておいて皆さん協力してくださいと。あるいは民生委員さんでもいいと思うんですよ。あるいはPTAの方でもいいんですけども、皆さんで市域全域を見守っていきましょうというような、そういう啓発というか取り組みなり、それによって啓発にもつながっていくわけなんですけれども、そういう取り組みをぜひこれから全庁的に仕切っていただくといいのかなと思うんですけども。16年に組織ができたということですから、約10年たつわけですね。次のステップとして、や

っぱり防犯係だけで86平方kmを守っていかうというのは非常に無理なわけなんで、全部の部課が一致団結して見守ってくということをやっかないとカバーし切れないのかなと思うんですけど、見解があれば教えてください。

○担当課（安藤）

防犯協会さんを初め、工場を初め、市民の方、事業所の方へ既にお願ひしておって、自主的にやっっていただくことで私どもサポートしておりますが、サポート以前に私どもも含め職員全体で見守ることも、もちろん市役所も事業所のうちですので、さらに推進していきたいと思ひます。ありがとうございます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

あと、商店街が独自に何かパトロールを行ってるとか、そういう取り組みはされてるんですか。

○担当課（岩瀬昭彦）

商店街の通常取り組みはないです。ただ、今回3月から4月に連続放火がありました。このときには商店街も立ち上がられて、このとき限りなんですけれども、警戒活動をしていただきました。

○仕分け人（川嶋幸夫）

私、なぜこうやって周辺から攻めていったかといいますと、この夜間パトロールは20時から4時まで一組でやってるわけですね。

○担当課（岩瀬昭彦）

すいません、今年度は一組ですけれども、22、23、24年度は2班です。

○仕分け人（川嶋幸夫）

2班で。これは補助金があったから、交付金があったからそこまでできたんですけど、交付金がなくなったから縮小したわけですよ。これから25年度は1班体制で86平方kmを夜間見守っていくわけですよ。

○担当課（岩瀬昭彦）

その辺はこれからの予算要求ということになるんですけれども、我々市民安全課としてはもとの2台体制に戻したいということで、要求をしていきたいと考えております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

それはだから費用対効果の中でどこまでやるかというのは財政当局も企画当局も考えるでしょうけれども、要は1,300万もの委託料を払って一般体制で20時から4時までやった結果がやっぱり見えてこないんですよ。本当にこの20時から朝の4時まで必要なのかと。例えば消防団の方だっておりますよね。消防団の方々に、もう少し9時とか10時ぐらいまで消防車を使って地域のパトロールをしてくれませんかとかそういう活動をやっ、もっともっと絞り込んでこの1,000何百万というお金を有効に使っかないと、何か、86平方kmを1班で深夜見守っていて本当にカバーできんのかといたら、恐らく、北部地域で犯罪が発生したら、北部地域の犯罪が抑止できたとしても、南部のほうで発生しちゃう可能性だっって1班だったらあり得るわけですよ。もっと時間を本当に絞り込んで、場合に

よっちゃ 2 班にして限定的に集中してやってくという方法だってあるのかなと思うんですけど、そういう工夫というのはされませんか。あ、検討したことはありませんか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

正直、今までおっしゃるような検討まではしたことはございません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ぜひね、一番、多分警察の方に聞けば、深夜の犯罪の発生しやすい時間帯というのはあるわけですよ。特定の時間帯というのが。そのあたりを中心に少し班数をふやす中で、時間を圧縮しながら数を量を賄って行って、もうちょっと、86 平方 km を 1 班じゃなくて数班でカバーできるような、そういうやり方も 1 つの、同じお金をかけるのであれば、そういう工夫をしていったほうがいいのかと思うんですが、最後に御見解があれば再度お聞かせください。

○コーディネーター (荒井英明)

判定人の皆さんのシートへの記入をお願いいたします。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

私、この事業を否定してるわけじゃなくて、同じお金をかけるんだったら、もっと有効に機能できるようなことを考えていただけないのかなと。それから、市民の力や行政の職員の力、関係者の力をもっともっと結集して、24 時間を有効に区分して役割分担を持ってやるということは、市全体、市民全体で安城市を守ることにつながるのかなと思うんで、そういう変な質問をしています。

○担当課 (岩瀬昭彦)

ありがとうございます。今現在、どうという見解ないんですけれども、今後、いただいた御意見踏まえて事業展開を進めてまいりたいと思います。

○コーディネーター (荒井英明)

最後時間がなくなっちゃったんですけど、ちょっと視点を変えた質問を申し上げますけど、例えば啓発、啓発事業というのはみんなそうなんですけど、例えば風邪を引かないように基礎体力をつけましょうという、そういう事業なんですね。だけど、もしかしたら風邪を引きやすいのはビタミン B が足りないからだと、じゃビタミン B を重点的に補給しましょうという、こういう方策もあるわけなんですね。

そこで、犯罪率が県下 14 位、これが依然として高位置にあると。これは何でなんだと、原因がどこにあるのかというのをもし分析ができれば、風邪でいうとビタミン B が不足してるみたいな原因のところ、重点的に何かを集中的に施すことによって犯罪抑止効果が上がるという考え方もあると思うんですが、ここも、なぜ安城市さんが県内のよその市と比べて発生率が高いのか、これは分析というのは何かされたことあるんでしょうか。お金持ちがいっぱい住んでるから来ちゃうのか。わからないですけど。

○担当課 (岩瀬昭彦)

組織として検討したわけではないんですけれども、私見で言ってよろしければ。

○コーディネーター (荒井英明)

はいはい、どうぞ。

○担当課 (岩瀬昭彦)

県下平均の犯罪発生率は14.13です。これよりも若干高いということで、これでよしとするわけにはいかないというところなんですけれども、突き詰めますと地域の結びつきですね、地域の目があるところは犯罪が起きにくいということが言われております。ということで、こういったことも、声かけ運動をしましょう、つながりを持ちましょう、こういった啓発も進めていきたいということで考えております。

○コーディネーター (荒井英明)

やっぱり地域ぐるみで、その抑止力というか、監視の目があることによって犯罪を抑止しようと、全体的にそういう考えのもとでこういう事業を実施されてるという、こういうことなんでしょうかね。

○担当課 (岩瀬昭彦)

そういうふうにありたいと思っております。

○コーディネーター (荒井英明)

ああ、なるほど。はい、わかりました。

それでは、評価のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

犯罪広報啓発が必要かどうかという、そういうことになるかと思うんですけど、不要という選択をした場合には、現在実施されてるようなこういう事業は具体的には行われたいという、こういうことになるのかなというふうに思います。

まず、仕分け人の皆様の評価からいただきたいと思えます。判定区分は5つの中から挙手により御選択をいただきたいと思えます。

防犯広報啓発推進事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方。

実施主体を見直すべきとお考えの方。

安城市で継続して実施すべき、ただし改善が必要とお考えの方。5名。

現行どおり、または拡充というのはゼロ。

それでは、集計までの間、まず仕分け人の方にどういう点を改善すべきかというところで御意見をいただきたいと思えます。

杉浦さん。

○仕分け人 (杉浦光子)

先ほど川嶋さんが提案されました。私も夜間パトロールの1,300万円の使い方、そこら辺のところ、補助なくなったら市で出してやってくよという、25年度についてはやっぱりより効果的、有効的なアイデアを出して効果が上がるようなパトロールを、同じお金を使うならしてほしいなと思いました。

○コーディネーター (荒井英明)

もう一人ぐらいいただければ。いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○仕分け人 (村林聖子)

すいません。こちらの事業の中身として、市民の情報提供、また防犯意識を高揚させたいというところがあるというふうに書かれていて、個人としての防犯意識を高めるという話と、先ほどおっしゃっていた地域の目というのがあるといいんだよというメッセージまで、市民にきちっと伝わっているのかというところに少し不安を感じています。なので、この情報提供で個人の防犯意識という話と、地域の中での自分たちの生活という話のメッセージを、きちんと意識的に分けて発信していく必要があるのかなというふうに感じました。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、ありがとうございました。

それでは、市民判定人の皆さんの御判断が集計できましたので報告を申し上げます。

17名の方に御判断をいただきました。不要という判断はゼロ、ゼロベースで見直すべきという方がお二人、実施主体を見直すという方はゼロ、要改善という方が12人、現行どおり、または拡充という方が3名。ということで、判定人の皆さんの御判断は要改善という、こういう御判断でございます。

コメントについて私から御紹介する前に、もし判定人の皆様から御意見等がございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○市民判定人

2つお聞きしたいんですけども……

○コーディネーター (荒井英明)

申しわけないんですが、御質問ではなくて御意見、こういうふうにしたほうがいいのかというのを、中身を御意見にかえてちょっとお話しただければと思います。

○市民判定人

意見ということですか。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、意見ということで。

○市民判定人

では、夜間パトロールなんですけども、私たち一般人は白黒のパトカーが走っているとパトロールしてるなと思うんです。委託している業者の人たちは、どういう内容のパトロールをしてるのでしょうか。車で……

○担当課 (岩瀬昭彦)

青色回転灯です。

○市民判定人

あ、あれが委託してる……。

○担当課 (岩瀬昭彦)

そうです、はい。

○市民判定人

それは走ってるだけですか。速度を住宅地は落としたりとか……

○担当課 (岩瀬昭彦)

場合によって車をおりて、徒歩警戒も含めてのパトロール。

○市民判定人

制服は着てらっしゃる。

○担当課 (岩瀬昭彦)

制服、着ております。制服といっても、その業者さんの制服です。

○市民判定人

あ、はいはい。じゃ、わかりますよね、一般の人でも。

もう一つは、関連事業の中でちょっと聞き漏らしてしまったんですけども、警察官の売掛金を払うとあって聞いたんですけど、それってどういうことでしょうか。

○担当課 (岩瀬昭彦)

市民安全課のほうに愛知県警から 1 人警察官が派遣されております。こちら武田主幹ですけれども。これに対して給与の分を負担金として払っております。

○市民判定人

お給料としてお払いしてるという。

○担当課 (岩瀬昭彦)

給料というか、市は負担金という形で給料分を……。

○市民判定人

はい、わかりました。ありがとうございます。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○市民判定人

すいません。年々犯罪件数が減ってきてることに関しては、市民としてお礼を申し上げたいなと思ひまして。厳しい意見、結構出てたと思うんですけど、役所の方の努力には敬意を表したいと思ひます。

以上です。

○コーディネーター (荒井英明)

ありがとうございました。

ちょっと議論の中身、若干整理をさせていただきたいというふうに思ひますけども、途中で私が申し上げたように、この防犯の広報啓発活動というのは非常に難しいですよ、市民の皆さんに説明されるのは。なぜかという、仕分け人の皆さんからお話がありましたけど、効果を何をもって、費用対効果といいますか、これだけ投入したらこういう効果があるというのを、効果と費用と結びつけて説明するというのは非常に難しいので、やらないよりはやったほうがいいですけど、果たしてじゃこれが、1,000万やったら犯罪がこれだけ減ったけど、倍の2,000万かけたらもっと減るかという、そこが非常に難しいところで、どこまで費用をかけたらいいかというのは説明が非常に難しいと思ひます

が、それにしても原資はこれ、悲しいですけど税金なんで、やっぱり客観的なデータをも
う少し押さえておいていただいたほうが、市民の皆さんには効果が説明できるのではない
かなというふうに思います。

それからもう一点は、途中でも申し上げましたけども、仕分け人の皆さんからも意見が
ありましたけども、発生する時間帯ですとか発生してる犯罪の内容とか、それを防止する
ための具体的な対策というの必要なのかなというところも考えれば、やっぱり今起きて
る犯罪や安城市さんの課題をもう少し分析をして、そこに効くような対策もとられる必要
があるのかなというふうに思いました。

それから、夜間パトロールについては御意見がいろいろ出ましたので、ぜひ参考に見直
しをしていただければと思います。

それでは、以上をもちまして防犯広報啓発推進事業についての作業を終了とさせていた
だきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

次の事業は55分から再開したいと思いますので、仕分け人の皆さん、休憩をいただき
たいと思います。

(休憩 午前 時 分)

(再開 午前 時 5 5 分)

事業番号12番 交通安全広報活動推進事業

○コーディネーター（荒井英明）

それでは再開をしたいと思います。

事業番号12番、交通安全広報活動推進事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5分程度で簡潔に御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○担当課（岩瀬昭彦）

それでは、すいません、資料のほう、昼時間にお配りしたものの、A3横、A4横ということでお願いをします。すいません、傍聴人の方までは行き渡っておりませんので、スライドのほうに修正点で説明をさせていただきます。

それでは、私、市民安全課長岩瀬、それから主幹武田、真ん中が選手かわりまして交通係長の中村でございます。よろしく申し上げます。

それでは概要を御説明申し上げます。

まず最初に根拠法令のほうですね。すいません、当初の資料では根拠法令なしでしたが、実は2つございまして、1つが交通安全対策基本法、もう一つが安城市交通安全条例、2つございまして、交通安全対策基本法において、地方公共団体は国に準じて交通安全に関する広報活動の充実などの施策を講ずるものとしております。また、安城市交通安全条例では、市の責務として啓発活動を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、実施の背景としましては、もちろん交通事故の多発ということが挙げられますが、市民、特に近年の交通事故実態を考慮し、高齢者、幼児、小・中学生が交通安全への意識を持ち、交通事故防止について気をつけるようになることを目的として実施しておる事業でございます。

次に、事業内容でございます。

1番、新入学児童らの安全のため、黄色帽子など交通安全用品の配布、これで190万円ほど。

2番、小・中学生の意識向上を目的とした交通安全ポスター展で5万6,000円ほど。

3番が交通安全消耗品、横断幕、立て看板、それから路面に張るバンダシールなどのストップマーク、それから啓発用リーフレットなどの配布、こういったもので230万円ほど。

4番、交通公園、電光表示機の維持管理で110万円ほど。交通公園、交通安全広場とも言いますが、市内に3カ所ございます。電光表示機は市内5カ所ございます。電光表示機の写真が、今スライドで出ております。

それから、5番がセスナ機による啓発で18万円。

6番が運転免許自主返納支援事業でございますけれども、運転免許を返納された方に2年分のあくるバス無料乗車券の進呈と住民基本台帳カードの無料交付をいたしており、これが445万円ほどです。平成21年度に開始した事業でございますけれども、申請者数のほう、減少傾向にあります。

7番が交通安全協会安城支部への負担金支払いで236万2,000円でございますが、安城支部管内の安城市と知立市がそれぞれの人口に応じて負担しております。交通安全協会の主な事業としましては、次のような内容となっております。春・夏・秋・年末の、年4回の4期の交通安全市民運動と、これに先立つ推進会議、交通安全強調の日活動、優良自動車運転者や功労者の表彰、交通法令講習会の開催などございまして、警察・市と連携して実施をしております。また、交通安全協会会員がボランティアで参加をしております。このような普及宣伝の活動費に対しまして、安城・知立両市からの負担金が充当をされております。今スライドで出ておるところですね。

それから、参考までに、キャンペーン実施の際の市・警察・交通安全協会の役割分担を今スライドで出しておりますけれども、最初は市で計画をする、警察署で打ち合わせをする、それから推進会議の開催を安全協会ですると。最後、安全協会から各事業所、ボランティアへの参加協力依頼をするといった流れになっております。

あと、そのほか事業シートに記載した以外ですけれども、交通事故ゼロの日の立哨、ミニパトカー貸し出しといった事業を行っております。交通事故ゼロの日の立哨では、地域のボランティア、企業従業員、町内会の方などが、市内の交差点などで交通監視、指導、立ち番を行うものです。ミニパトカーの貸し出しにつきましては、市内の企業から寄贈されたものでございますけれども、これを地域のイベントなどに貸し出しをしております。エコにも役立っておるといことですね。

それから、市の、もとの交通安全広報活動推進事業に戻りまして、右ページの80ページのほう、事業費のほうの説明ですけれども、こちらは、ごめんなさい、当初の数字を訂正させていただいております。事業費、24年度のところです、当初1,500万ほどになっておりましたけれども、これが1,271万2,000円でございます。それから、総事業費と一般財源、財源合計の欄、これがそれぞれ当初2,100万ほどでしたけれども、1,926万3,000円、これが正解の数字です。

あとは、単位当たりコストのところでございますけれども、当初資料では、すいません、千円単位で計算しておりましたけれども、円単位で訂正をさせていただきます。上段左から、336円、267円、269円、下段のほう、左から562円、574円、759円をお願いします。平成24年度、ポスター展の開催のほう、こちらが1点につき336円、それから新入児童等への交通安全用品配布が1人562円となっております。

以上のような活動、これに対する事業成果ということで、人身事故件数とシートベルト着用率をとっております。人身事故件数については、ちょっとこの表から切れておりますけれども、平成18年度がピークでございまして、以後減少、平成24年度1,195件となりました。市の総合計画における目標が1,400件以下でございますが、これを達成しております。一方、シートベルト着用率のほうについては目標を100%としておりますけれども、いま一步といった状況でございます。

今後、社会の高齢化に伴い、ますます高齢の方の事故割合が増加することが予測されます。したがって、老人クラブ未加入者らを対象に、訪問活動を含む広報活動を展開し

てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事業の説明、終わります。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、御説明ありがとうございました。

先ほどの犯罪のところでも、犯罪の内容とかその分析についてちょっと最後にお聞きしたんですけど、今度初めにお聞きしたいと思いますけど、人身事故件数の中で最後に高齢者の事故割合が増加してると、こういう御説明がありましたけど、具体的に、人身事故の件数が全体として減っていく中、高齢者の割合というのはどういう推移をしてるんでしょうか。

○担当課（中村英人）

今スライドで出しましたが、22年度からのデータを今表示してございます。一番上の茶色いところ、ちょっとオレンジっぽいんですが、そこが高齢者の割合となっております。全体に件数自体は22から24年度にかけてまして減少傾向であるというところなんですけど、高齢者の割合は10%ほどでほとんど割合が変わっていないというような状況です。子どもに関しては、下の青い部分見ていただくとわかるんですが、6.8%だったのが5.2%、若干割合としては減っているというようなことが言えると思います。

○コーディネーター（荒井英明）

せっかくデータを持ってきていただいているようなので、お持ちのデータの中に事故原因みたいな分析は入ってないんですか。例えばスピード超過が原因だとか、一時停止をしなかったことが原因だとか、そういう分析のデータはないんでしょうか。

○担当課（中村英人）

すいません、ちょっとこれ事故原因に直接つながるかどうかがわからないんですが、当事者別で年齢別をクロスさせたデータがございまして。これ24年度だけなんですけど、65歳以上というところを見ていただきますと、四輪も多いんですが、歩行者・自転車が割と多いところがございます。あと、きょうちょっとデータを持っていないんですが、65歳以上の方が交通事故により死亡される場合、ほぼ100%歩行者と自転車ということでございます。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、ありがとうございました。

それでは、仕分け人の皆様から御質問、御意見等をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○仕分け人（小森義史）

ちょうどいいデータを出していただいたんで、ここでちょっとお聞きしたいんですけども、多分、ここの交通の啓発とかというのは、対車を前提にして多分大体考えられてると思うんですけども、このデータを見てもわかるように、安城市はエコサイクルシティ計画ということで、自転車の普及ということでされてますよね。その中で、最近、自転車事故って物すごく多く起きてると思うんですけども、これに対する啓発とかということは、対

車以外で何かされてるんでしょうか。

○担当課 (中村英人)

事業シートの右側の一番下のところに特記事項ということで、平成24年3月に交通安全条例を改正いたしましたして、高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶、それから自転車事故の防止という項目を条例の中に組み入れました。以前から自転車に関しては広報活動を行っておるんですが、それにも加え、4期の運動期間中に必ず自転車のキャンペーン、例えば自転車道を使われる方に対して、呼びとめて反射材を自転車につけるだとか、駅の駐輪場でキャンペーンをするだとか、あとは、夏のキャンペーンでは、安城高校の正門のところで帰っていく生徒さんにキャンペーンをすとかというような、そういったことを行っております。

○仕分け人 (小森義史)

ありがとうございます。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (杉浦光子)

関連して、先ほどの資料——あ、まだありますね、自転車と歩行者の事故数が一番やっぱり多いですね。そんな中で、安城市は特に自転車道をつくったり力を入れてる。学校でも、小学校3年生ですね、自転車教室だとか自転車点検。で、私が今から言いたいのは、市や学校でいろんなそういう指導をするんですけれども、親ですね、我が子を守るという親へのPR、意識の高揚、ここら辺をもっと強力にやってたほうがいいんじゃないかなと。

最近のニュースで、小学校5年生の子が自転車に乗ってて大きな事故を起こしたんですね。よその県ですけど。裁判が起きて5億円払えと、賠償金。そうすると、親が払わなきゃいけないんですよ。だから、小学校5年生でそんな目に遭うんだというような、そういうことを知らない親もいると思うんですよ。忙し過ぎて新聞を読まないとか。

それから、私の経験上、大昔は授業を潰してでも学校で自転車の乗り方、交通安全の教育やってたんですね。学校が何でもしょってたんですよ。戦後は、しばらくは。だけどそれじゃおかしいということで、地域へ戻そう、家庭へ戻そうということで、自転車点検ぐらいは家で親がしっかり見て、じゃカードを渡すだけにして、家で親が見てカードをチェックするという、そういうふうに変わってきたんですよ。そこら辺のところを、この事業、安全の広報活動ですので、各市民へ、親へ、どのように広報されていくおつもりがあるのかをお聞きしたいです。

○担当課 (中村英人)

大変いい御意見でして、実はこの関連事業の中に交通安全教育推進事業というのがございます。そちらのほうで小学生、今、3年生とおっしゃられましたが、3年生を中心に自転車教室というのを行っております。その際、学校によってはPTAの方が出てきていただいて一緒に子どもたちを指導する、それから、そうした場合は親向けのお話をするとい

うようなことを、市と警察が交通安全教室に出席して行っております。中には P T A の方が全然出てこないというような学校もございますので、今年度は、ちょっとまだ、もうほとんど終わってしまいましたので、実は来年から、なるべく P T A の方も出てきていただいて、特にお子さんが自転車に乗る際ヘルメットを必ずかぶらせるというようなことについては親の義務ということがありますので、そういったことを中心にお話をさせていただいて、子どもさんが、当然今おっしゃられたように加害者になってもいけないものですから、そのぐらいを中心に P T A の方にもお話をしようというような事業展開をしようということで、今、中で話をしているところでございます。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、どうぞ。

○仕分け人（山下真志）

ちょっと関連で。先ほど小森さんのほうから、安城市としてもエコサイクルシティ計画で、自転車道を活用しましょうと、自転車に乗りましょうというのをやられてるんですね。私も緑道を使ってやってるんですけども、緑道の一部走っていると、走った方はわかると思うんですが、自転車がすれ違うのがほとんどいっぱいぐらいの幅しかなくて、おまけに途中でカーブしてるところがあるんですね。先ほど、そういう緑道を使う自転車の方には啓発するというお話でしたけども、あそこ結構ウォーキングとかジョギングとか歩行者の方が自転車道を通ってるという場合が多いですよ。特に夜間、暗い服を着てそういうことをされて、すごく危ない、ぶつかりそうになったことも私あるんですけども、そういう歩行者に対しての啓発というのは何かやられてるんですか。

○担当課（中村英人）

すいません、今のところ歩行者に関しての啓発は、高齢者、特に老人クラブの交通安全教室で、夜間に反射材をつけてくださいよということと、あと、さっき課長の説明の中に訪問活動というのがあったと思うんですが、訪問活動でも、靴に張る反射シールがあるものですから、それを、了解を得て、夜間歩くときはこれ履いていってくださいねという形で、置いてある靴に張ってくるというようなことを行っております。

ただ、一般の、例えば今おっしゃられました緑道を利用される、ジョギングされるような方に広報活動というのは今のところやってございませんので、緑道に関しては公園緑地課というところの管理でありますので、そこと相談して一回ちょっと考えてみたいと思っております。

○仕分け人（山下真志）

歩行者と自転車って全然スピードが違うんですね。特にカーブを出たときにそういう方がみえると、結局反対側から自転車が来たときには正面衝突になっちゃうんですね。ぜひ、そういう事故が起こる前に対策をとっていただきたいと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、どうぞ。

○仕分け人（小森義史）

非常に難しい話だと思うんですけど、それぞれいろんな広報活動をして、その効果というのをどうやって見るかと。特に 6 番の項目、ここが一番お金がかかっていると思いますので、実際にこれやられて、その効果というか、その辺はどういうふうにお考えかという。免許返上の……。

○担当課 (中村英人)

あ、免許返納ですか。はい、ちょっと資料を出します。

すいません、今、小森委員から言われた 6 番ですが、運転免許自主返納事業ということで、実は申請をされる時にアンケートをとっております。これ 24 年度なんですけど、昨年もその前もほぼ割合はほとんど変わってございません。選択肢が、運転に自信がなくなった、それから家族の勧め、それから病気・けが、あとは環境保護その他というような選択肢がございまして、運転に自信がなくなったというお答えをされる方が一番多かったということでございます。ですので、免許返納、いろんな理由があるかと思えます。高齢者自体が加害者になってしまうということ防止するという意味では、この運転に自信がなくなった方が免許を返されるというのが多いということで、効果があると考えております。

○仕分け人 (小森義史)

あ、すいません。要するに、あんくるバスの交付とか基本カードを交付するとかということが、返納にインセンティブになってるかどうかということをお聞きしたかったんですけど。

○担当課 (中村英人)

あ、わかりました。実は金曜日の日に西三河市 1 町の担当者会議というのがございまして、他の市は、実は、運転免許自主返納事業をやっておるんですが、相当申請者数が少なくなっておるということをお聞いております。それはなぜかといいますと、例えば刈谷市、碧南市さん、バスが無料なんですよ、もともと。ですので、もらえるものが住基カード、それから交通安全グッズということだけですので、碧南市さん、実は西三河で一番早くこの事業をされておるんですが、24 年度、毎月 3 から 4 名程度というようなことでございます。安城市に関しては 10 人以上が確実に申請をされておるので、あんくるバスの無料乗車券、2 年分なんですけど、それを車のかわりに使ってくださいよということに関しては、効果がかなりあるんじゃないかというふうに見ております。

○コーディネーター (荒井英明)

今のお話なんですけど、私は、それを誇りにするのは、さっきリサイクルの話でもお話ししたけど、それはやっぱりおかしいんじゃないかと思うんですよね。免許を返上したら無料バスがもらえると。無料バス券がもらえるから、免許を返上したから、こんなに返上率が我が市は高いんですよというのは。やっぱり、そういうものを配らなくても、そういう時期になったら返納するという、これを啓発するのが行政の仕事なんじゃないですかね。何かをもらえるから制度に加わる市民をふやすという方法は、私はいかがかと思えますが。

○担当課 (中村英人)

よろしいですか、今の御意見に対して。実は警察のほうで運転経歴証明書というのを発

行するようになりました。それによって申請者数が減っておると聞いております。ですので、運転経歴証明書をもたらされた方については、それが身分証明書になるものですから、あえて住基カードをもらう必要がなくなったということで、免許自主返納をされる方が例えば碧南市さんが少ないというわけではなくて、市にその事業の申請をされる方が少なくなったということでございますので……

○コーディネーター（荒井英明）

あんくるバス、あんくるバス。

○担当課（中村英人）

決して自慢をしているわけではなくて……

○コーディネーター（荒井英明）

あんくるバスの乗車券を配布する必要性はないんじゃないかと思いますよね。法律で、高齢者でこういう運転に自信がなくなった人は事故防止のために運転免許証を返納してくださいという制度を国がつくってくれたと。それを活用して事故防止しましょうよという、この啓発は行政がすべきだと思いますけど、返納したらバスの無料券をあげますよというのはちょっとやり過ぎじゃないかなと思いますけど、そこについてはいかがですか。

○担当課（中村英人）

実はこれ、平成21年度から実施をしておるんですが、そのときにいろいろ検討をさせていただきました。老人クラブの方にもアンケートをとらせていただきました。その結果、バスの無料乗車券というようなことで現在実施をしております。これで年数がたちましたので、それがいいかどうかということで検討はしてございませんが、今後検討の余地はあると思っておりますので、御意見として頂戴いたしたいと思っております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

今に関連してですが、無料乗車券はどのぐらい使われてるんですか。

○担当課（中村英人）

すいません、あんくるバスの事業仕分けで上がったと思うんですが、電子式でございませんのでカウントはできていないと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

それじゃ誰が使ってもいいわけですか。

○担当課（中村英人）

御本人さんと御本人さんの家族であれば使うことができます。それは通常の定期券も同じでございます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

それじゃ本人限定の無料パスじゃないんですね。ということはね……

○担当課（中村英人）

あくまで良心に任せておるということでございます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうすると、場合によっちゃ、それ以外の方もお使いになる可能性も多分にあるという

ことですよ。

○担当課 (中村英人)

それは否定できないと思いますが、確かめたわけではないのでわかりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いや、だから市のほうで自信を持って発行したんだったら、その無料パスが本当に自主返納につながったかどうかということを検証しなくちゃいけないわけですよ。それをほかの人が使ってたというんだったら、これは目的外利用甚だしいわけですよ。それが、御本人以外の方が使ってるということが多分にあるんだったら、これは基本的な考え方と逸脱しちゃってるわけですよ。そしたら、今コーディネーターおっしゃったようなことで、これがあるから返納につながってるということとはイコールじゃなくなっちゃうわけですよ。いわゆる目的外利用をされてるということがある可能性もあるんだったら、そこはやっぱりけじめつけて、もらわなくてもやってくださいということをしっかりやってかなくちゃいけないかなと思うんですよ。

もう一個の住民基本台帳カードは、写真つきで身分証明書がわりということも今まではあったんですけど、警察のほうでそういう制度をつくったということだったら、これも要らなくなっちゃうわけですよ。ましてや2016年から新しい住基のシステムが始まろうというときに、今これを継続してやってくということ自体も少し立ちどまって考える時期じゃないかなと思うんですよ。

○担当課 (中村英人)

実は金曜日の会議でも、おっしゃられるとおりに、申請者数がほとんど1桁になっている市町があるということで、直接は言われなかったんですが、やめたいという意向だと思います。ですので、安城市につきましては、たまたまあんくるバスの無料乗車券をつけているので市に申請される方が多いというようなことであるかと思しますので、他市の状況を見て判断をしたいと。

それから、実は住民基本台帳カードに添付する写真を撮ってさしあげるというサービスも行っておりますので、その写真を利用してあんくるバスの無料パスに張りつけるなどして、ほかの方が使えないようにするということが可能でございますので、今後それは検討したいと思っております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いや、あんくるバスの無料券で、要は餌を出して魚を釣るようなことまであえてやらなくてもいいんじゃないんですかというのを、コーディネーターも私も思ってるんですよ。それよりも、本人の良心に訴えるんだったら、先ほどのああいう状況があるんだからやめましょうよということをしっかり訴えていくことが、それが本当じゃないんですか。行政が本道を目指してしっかりしたことをやってくということがセオリーであって、邪道を振りかざしてまでも目的を達成しようというところに余力を入れなくてもいいかなと思うんですよ。それよりも、この金額を使って、ほかのPRのほうに、もっともっと啓発のほうに重点的にやってくということのほうが重要だと思うんですよ。

その中で、私一番心配なのは、小学生にはちゃんと安全教室やりますよね。高齢者向けの安全教室があります。その間がないんですよ。例えば中学生、高校生に対しては、何か市は特別にやられてんですか。特に15歳以上になりますと、もう四輪の事故まで発生してきてるわけですよね、中・高校生ですと。あるいは原付の事故まで発生する可能性だってあるわけです。そういうところに対して、もっともっと重点的に。一番事故を起こしやすい年齢がそこあたりじゃないんですか。携帯電話でメールを打ちながら自転車に乗ったり、あるいは耳の中にイヤホン入れて大きな音で音楽を聞いていて歩いてクラクションが聞こえなかったりとか、そういう中・高校生が結構多いわけですよ。そういう方への意識啓発を兼ねたほうにもっと重点的にやっていかなかったら、せつかくの税金が少しおろそかになるんじゃないかなと思うんですけど、まず中・高校生向けの対応があるかどうかをお聞かせください。

○担当課 (中村英人)

先ほどちょっと自転車のキャンペーンをというお話でございますが、以前は例えば高校の校門の前でというようなキャンペーンなどを行っていませんでしたが、本年度から重点的にやろうということで始めさせていただきました。あと、中学校の通学路に当たるところでも実施をしております。今後もその方向で展開を広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

きょう、警察から派遣されてる職員の方もおられるんで、あえてお聞かせ願ひたいんですが、最近、中・高校生向けの交通安全教室の中では、すごくハードな模擬的な実験みたいな、スタントマン使ったようなそういう教室ありますよね。ああいうことで本当に危ないんだよということを訴えるような、そういう取り組みを中学校、高校でできないんですか、警察の御理解をいただひて。

○担当課 (中村英人)

あれ、実は警察がやっているわけじゃなくて、J A 共済というところが劇団員に願ひをしましてスタントマンという形でやっておるということで、ですので J A 共済がお金を払って実施をしております。ですので、願ひをしておりますので、何年かに一回はどっかの学校に回ってくるということでございますが、それだけお金をかければやれるということでございますので、御理解いただけたらと思ひます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

だからこそ、啓発にお金が必要なところも出てくるわけですよ。だからこそ、この440万ものお金を、そういう中・高校生向け、あるいはもうちょっと、二十ぐらいまでの一番事故を起こしやすい人たちに対する啓発に使っていったほうが、お金としては有効じゃないんですかということをお聞きしてるんです。J A がやってくれんだったら J A に委託料を払って、各学校、1年に一回は必ずやってくださいよと。この金額でおさまるかどうかはわかりませんが。そういうことに市の施策をモデルチェンジして行って、若年者の交通事故対策というのをもっともっと手がけていかなかったら、ちょっと危ないんじゃない

かな、気が気じゃないかなと思うんで心配してんですけど、いかがですか。課長さん、いかがですか。

○担当課（岩瀬昭彦）

御意見いただきまして、もっともなとも思われますので、今後、踏まえて施策に反映させていきたいと思えます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

もう一つ、ちょっと無駄じゃないかなという、見解があれば教えてもらいたいんだけど、このセスナの啓発なんですけど、どのぐらいの高度で放送を流してんだかわかりませんが、本当にこれが効果的かどうかというのは皆さんで確認したことございますか。

○コーディネーター（荒井英明）

市民判定人の皆様、評価シートのほうに御記入をお進めいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○担当課（中村英人）

すいません、効果の検証ということでやってはございませんが、セスナにつきましては市域全体にわたって広報ができるということで、例えば自動車で流しながら走るというよりも効果が上がると考えております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

今の、これいつごろやってんだかわかりませんが、気候のいいころだったら窓をあけてるでしょうけれども、暑いころには窓を閉めてる、冬だったら窓を閉めてる、そのときにセスナから何か上から言われても聞こえませんか。それと、まちの中で、そういう上から放送されたとしても、どれだけの人がお聞きになってるのか全く曖昧模糊としている中で、これ広域化で取り組んでいるんでしょうけれども、本当に従来どおりこれをやってかなくちゃいけないのかということは、もう一度立ちどまって関係市とよく相談して見直す時期があるんじゃないんですか。これちなみに何年ぐらい続いてんですか。

○担当課（中村英人）

相当前から続いておると聞いております。今おっしゃられたとおりに関連市と、今、豊田市さん、それから岡崎市さんと合同のような形で行っておりますので、一度その辺については話し合ってみたいとは思っておりますが、実は民間でもやっておって、その民間自体も相当長くやっておって、やめないということは、やはり何らかの効果があるからやっておるんじゃないかというふうに——皆さん、多分聞いたことあるかと。宝石の八神、やっていますよね。あれずっと昔からやってるんですけど、やめないということは何らかの効果があるというふうに考えております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

私、部外者だからわかりませんが、市民の仕分け人に聞いていただくと。

○仕分け人（杉浦光子）

私は今、何年かかかわってるんですけど、セスナ機、いつも気になってるんですね。庭で畑で仕事してて、何か言ってるなというぐらいなんですよ。はっきりと文言が聞こえて

こないんですね。だから、こういうアンケートをいろんな市民の人に随時にとって、本当に効果があるのか、何言ってるかわかってるのかと。自動車のほうが効果的な……近くで聞こえますから、その辺はやっぱり検証されたほうが。コスト削減の努力は認めますけれども、本当に聞こえないんですね、何言ってるかわかんない。

○担当課（中村英人）

でも、宝石の八神は聞こえますよね。

○コーディネーター（荒井英明）

でも、余談でね、ジョークで言われたのかもわかんないんですけど、逆ならわかりますよね。宝石屋さんが、市役所もやってるからきっと効果があるんだろうと言うならわかるけど、税金を使って事業を実施してる市役所の職員が、宝石屋さんがやってるから恐らく効果があるだろう、だからよくわかんないけど税金を投入するんですよという説明は、私は不適切だと思います。もし本当に宝石屋さんを参考にされてるんだったら、今度別の人を参考にされたほうがいいかと、これは私の個人的な意見かもわかりません。

それでは、評価のほうに移りたいというふうに思います。

まず、仕分け人の皆さんから先にいただきたいと思います。判定区分は5つの中から御選択をいただきたいと思います。挙手により御判断をいただきます。

交通安全広報活動推進事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースから見直すべきだとお考えの方。

実施主体を見直すべきだとお考えの方。

安城市が実施すべき、ただし改善が必要とお考えの方。5人。

現行どおり・拡充はゼロということで、皆さん、要改善という、こういうことでございます。

判定人の皆さんの御判断も出ておりますので御報告を申し上げます。

17名の方に御判断をいただきました。不要という方はゼロ、ゼロベースで見直しという方はゼロ、実施主体を見直すべきという方もゼロ、改善すべき・要改善という方が17人、現行どおり・拡充がゼロということで、判定人の皆さんの結論も要改善という、こういう結論でございました。

市民判定人の皆さんから、この事業についての御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。挙手をいただければマイクをお届けします。

今度はこちらのテーブルからいかがですか。はい。

○市民判定人

先ほど話にありました、運転免許の自主返納支援事業だったりとか、費用対効果がどうだったりとか、非常に今回実のあるお話が、きのうからですね、できたというふうに思っています。

あと、市民のほうの意見としましては、今回パワーポイントを使っていただいて、非常にグラフだったりとかでわかりやすく説明をしていただいて、あとまた、職員の方が非常に意識を持って受け答えを自信を持ってしていただいたというのが非常に好感を持ってまし

たので、そういう形で、また実のある形で、仕分け人の方見えますし、私ども市民の判定人のほうでもいろいろ意見のほう飛び交うと思いますけれども、プロ意識を持ってやっていただけたらというふうに思います。どうもありがとうございました。

○コーディネーター（荒井英明）

ありがとうございます。ほかにいかがですか。よろしいですか。

じゃ、ちょっと最後に議論の整理だけをさせていただきたいというふうに思いますが、今、判定人の方からも御意見がありましたように、データをこういう形で見える化して説明していただいたということは、非常にわかりやすかったのかなというふうに思います。

3年間、3年目でしょうか事業仕分け、数十事業やってる中で、恐らく初めてじゃないかなというふうに思います。これは非常にわかりやすい説明だったなというふうに思います。

論点を幾つか整理させていただきますが、児童、小・中学生、高齢者への啓発事業が多いですけれども、やはり交通事故の被害者となってしまう方も、加害者になる可能性がある方もいろいろいらっしゃると思ひまして、歩行者や自動車運転者向けの事業、それから中学生、高校生向け、あるいは就学前児童、ちょっと漏れてるところが幾つかあるかと思ひますので、ここらをもう少しバランスよく、全世代や全ての交通機関に携わる方にバランスよく実施する必要があるのではないかなというのが、この議論にもありましたし、判定人さんからの御意見の中にもございましたので、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思ひます。

それから、途中で私からも申し上げましたが、あんくるバスの乗車券を自主返納者に配布するという点については、ちょっと検討が必要なのではないかなというふうに思ひます。もともと免許証を持ってない方はあんくるバスに自費で乗ってたわけですので、今まで免許証を持ってた方だけになぜあんくるバスの無料券がもらえるのかというのは、ちょっと公平性という観点からおかしいですし、行政から啓発事業を対価として何かを税金から渡すというのは、市民の意識を高めるとか市民をシギョウするという意味でもちょっとどうかなというふうに思ひます。やはり自主的に返納される市民の数がふえるということ安城市さんの誇りにすべきで、何かをもらえるから返納したという方がふえたというのは、私は誇りにすべきではないのではないかなというふうに思ひます。ちょっと御検討をいただく必要があるのかなというふうに思ひます。

以上をもちまして、交通安全広報活動推進事業の作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

10分ほど休憩をさせていただきます、2時50分から住宅耐震の事業に入りたいと思ひます。

(休憩 午前 2 時 4 0 分)

(再開 午前 2 時 5 0 分)

事業番号13-1 住宅耐震診断補助事業

事業番号13-2 住宅耐震改修補助事業

○コーディネーター（荒井英明）

それでは再開をしたいと思います。

事業番号13、住宅耐震診断補助事業並びに住宅耐震改修補助事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。合わせて、大変申しわけないんですが、5分程度で簡潔に御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○担当課（佐藤泰夫）

建築課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、私のほかに、小野内、岡田の3名にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は座ってさせていただきます。失礼いたします。

それでは、住宅耐震診断・耐震改修補助事業の事業シートに沿って、住宅耐震診断補助事業から住宅耐震改修補助事業の順に御説明をします。

根拠法令は記載のとおりでございます。

事務区分につきましては、安城市総合計画第1節、生活環境、第4項、生活安全、1、防災に位置づけられている自治事務でございます。

市長マニフェストも記載のとおりとなっておりますので、両事業とも同一でございます。よろしくお願いいたします。

実施の背景としましては、昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行されております。この法律に基づき、東海地震が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と想定される地域が強化地域として指定されました。本市の場合、平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会から東海地震に係る想定震源域が見直され、震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともにとの報告がなされたために、平成14年4月、中央防災会議において、大震法第3条第1項により、新たに本市を含む96市町村が指定され、8都県263市町村となりました。

また、東南海・南海地震にかかわる地震防災対策の推進に関する特別措置法も平成14年7月26日に公布され、翌年7月25日に施行されております。本市は推進地域として指定されましたので、そのため、本市におきましては、このような大規模地震の発生が危惧される中、地震による死者や経済被害を減らす目的で、国の耐震改修促進法基本方針、県の愛知県建築物耐震改修促進計画を受け、安城市建築物耐震改修促進計画を策定し、平成25年4月に必要な見直しを行い、改訂版を策定し、事業を推進してまいりました。

今、パワーポイントのほうで、若干、5案程度でございますが、ブレース、耐震補強工法の事例を映さしていただいております。昭和56年6月に建築基準法が改正され、昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、現行法に比べ壁量、壁の量や強度の不足があり、

そのような部分にバランスよく筋交い等の増設を行ったり、合板により補強し、適切な金具を取りつけることで耐震化を図ることができます。そのほかには、基礎の補強や屋根を軽くすることやなにかで耐震化を図ることも可能でございます。これ、一応5案程度でございますが、ブレースの設置事例ですとか、壁量ですね……失礼しました、これは外壁の関係のブレースの設置でございますけど、外壁側からのブレース、鉄筋でたすき状に補強を入れてございますね。これも外壁側ですが、このようなブレースですと、開口部、吐き出し部分にも設置することが可能だと思われれます。あとは、宅内からの木製の筋交い、ブレースですとか、壁の強度増しの部分の写真になっておりますが、このようなことで建物の強度的なものをアップしていただくことができると思っております。

事業シートに戻ります。

目的としては、住宅の耐震診断補助事業につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、住宅の所有者に耐震性について把握していただき、地震で倒壊するおそれがある住宅について、住宅の耐震改修補助事業を活用し、耐震化を促進し、市民の生命・財産を守ります。

対象は記載のとおり、両事業ともに昭和56年5月31日以前に着工した住宅の所有者でございます。

実施方法につきましては、両事業とも直接実施で、補助金についても直接交付となっておりますが、住宅の耐震診断の補助事業は業務委託を平成14年度より実施しており、相手方は公益社団法人愛知建築士会に委託しております。

事業内容並びに事業実績及び事業成果につきましては、あわせて御説明をさせていただきますが、診断補助事業は平成14年度から行っております。今年度も、記載のとおり、昭和56年5月31日以前に着工されました木造住宅の所有者に対し啓発を行っております。

事業実績としましては、裏面のほうに書いてございますが、平成14年度から平成24年度までに3,496件の診断事業を実施しております。直近の3年間の実績は記載のとおりでございますが、平成24年が79棟、平成23年290棟、平成22年度が112棟でございます。

予算件数に占める診断実績を成果指標としておりますが、平成24年、22年が予算件数は250棟、平成23年が300棟でございます。

続きまして、改修補助事業は平成15年度から実施しており、記載の補助事業の事業内容、事業実績及び事業成果につきましてはでございますが、木造住宅の耐震改修費補助金の一般型は、先ほど申しましたとおり平成15年度から開始しており、平成24年度までの実績として391件を実施しており、直近の3年間はシートに記載のとおり、平成24年度が37件、平成23年度が97件、平成22年度22件でございます。

予算件数に占める改修実績を成果指標としております。平成24年、22年が予算件数50件、平成23年度が220件でございます。

改修補助金の中の簡易型というものが一応事業シートのほうにもうたわれておりますが、これは平成20年度から開始しており、平成24年度までの実績としましては44件を実施しております。直近の3年間の実績は、平成24年度が8件、平成23年度が14件、平成22年

度8件でございます。

先ほど申しましたとおり改修実績を成果指標としておりますので、予算件数は毎年10件でございます。

続きまして、非木造住宅等耐震改修等事業補助金につきましても平成20年度から実施しておりますが、この事業につきまして補助金につきましては実績はございません。

木造住宅耐震シェルター整備費補助金は、今年度、平成25年度から新しく開始した事業でございます。この事業に関しましては減災化の促進という位置づけで補助制度を整備して行っておりますが、現時点での申し込みは残念ながらございません。

最後に、耐震改修工事は建てかえに比べ安価で、工期も短いことが最大の長所と考えております。昭和56年5月以前の着工された住宅が対象ではございますが、平成25年5月30日に愛知県防災会議におきまして南海トラフ最大クラスの市町村別暫定被害状況試算結果も公表されております。安城市では、全壊・焼失棟数が約1万4,000棟との公表がされております。火災が発生した場合等延焼するおそれもあり、市民の生命や財産を守るためにも住宅の耐震化は絶対に必要な施策と考えておりますので、以上で事業説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

補足としまして、申しわけございません、コストに関しましては記載のとおり修正はございませんので、よろしく願いいたします。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、御説明ありがとうございました。

ちょっと共通認識をさせていただきたいと思っておりますので、私から先に御質問申し上げますが、成果目標の中に平成32年度までに耐震化率95%を目標にしますと書いてあるんですけど、この耐震化率95%というのは、あくまでも木造住宅がベースということなんですか。非木造も入った……

○担当課（岡田和也）

これは全部入っております。非木造住宅も入っておりますし、56年以降に建てられたものも入っております、全体の中の……

○コーディネーター（荒井英明）

全建築物。

○担当課（岡田和也）

あ、全住宅ですね。住宅の目標を95%にしますよという目標について、安城市については95%ということで掲げさせていただきます。ちなみに、こちらについては安城市が95%で、ほかの、国はどうだ、県はどうだということもあると思うんですけども、国についても国の住生活基本計画において95%という目標が掲げられておりますし、愛知県におきましても、先年度、あいち減災プランということで95%という目標を掲げております。安城市も、こういった上位計画が95%になっておりますので、同じ目標を掲げさせていただきますという状況でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

今のペースでいくと、平成32年にあとまだ8年あるんですけど、8年間で95%いきそうなのか。それと、現行制度を続けていった場合、95%に達するまでに延べで事業費の累計は幾らになるというふうに見込んでらっしゃるんでしょうか。

○担当課（岡田和也）

この95%を達成するためには、今、まず数字自体が全ての住宅が含まれてますよということで、新築されるそういった状況によってもこの進みぐあいというのは変わってきます。実際、耐震改修をやった件数というのは今までに391件という形になってきますので、パーセンテージにすると本当にごくごくごくわずかな数字になってきて、どうしても95%に達しようと思ったときについては、建てかえとかそういった不可抗力、そういったこともない限りは、なかなか、95%に達するためには年間1,000件の要は耐震改修をやったかないといけない状況ではあるんですけども、私どものほうも皆さんに耐震改修どうですかという形で訴えかけてはおるんですけども、なかなか難しい状況であるのかなというのは認識としては持っております。

○コーディネーター（荒井英明）

制度の仕組みとして、いや、今のお話のとおり95%を目標にしてるんで、この制度を活用してもっと改修進めてくださいよといった場合には、財政負担が伴うわけじゃないですか、この制度だと。もっとやってくださいよと言うのはいいけど、これは予算というキャップがはめられてるけど、実ははめられてなくて、要望があれば全部張ってもらえるという、そういう制度なんですか。

○担当課（岡田和也）

前年実績をベースに予算要求のほうはしておるんですけども、実は平成23年、ちょうど東日本大震災があった年に、耐震改修件数もこの年につきましては97件という形で大幅にふえておるんですけども、その年につきましては総数50件という枠がすぐに埋まってしまいましたので、私どものほうとしても、そういう予算がすぐ埋まってしまうような年については、直ちに財政当局にそういう市民の方のニーズがあるからという形で要求を出して、その年につきましては合計220件の予算のほうは確保させていただいておったんですけども、結局97件にとどまってしまったという結論はあるんですけども、うちのほうとしては前年実績で予算要求というのは立てて計画は立てざるを得ないんですけども、そういった予算がどうしても予算にすぐ達してしまうような市民のニーズがあるような場合については、直ちに予算要求という形でダイレクトに要望に応えるような形で努力はしております。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、端的にお答えいただいて結構なんですけど、過去に要望があったけど予算の関係で補助金が交付できなかったとか、翌年度まで着工を待ってくれとか、予算の関係でそういう対応をしたケースは今までにはなかったという、こういう回答でよろしいですか。

○担当課（岡田和也）

そのとおりでございます。

○コーディネーター（荒井英明）

私からは最後にしますけど、耐震化率の目標の分母・分子が、木造だけでなく非木造住宅も含めた全ての住宅が目標なんですよということを目標にしてるにもかかわらず、なぜ非木造住宅は補助率も違うし補助金も違うということで、全く別のメニューにされてるんですか。

○担当課（岡田和也）

これも過去の実際の被害事例、一番皆さんも御記憶にあるかと思うんですけども、神戸の大震災、阪神・淡路大震災があったときに、そこで倒壊した家屋の 9 割が要は昭和 56 年 5 月以前に建てられた建物でしたよ、なおかつその 9 割の建物の中の 9 割が要は木造住宅でありましたよという実情がありますので、まずは木造住宅ということでメイン事業として市のほうとしても考えておりますし、なおかつ木造住宅というのはやはり一番安城市内にも多いですので、まずは木造住宅ということで考えております。

2 点目に、非木造住宅につきましては 20 年から始めておりまして、その 20 年のときの制度というのが区分所有の共同住宅のみに限定のほうさしていただいております。なぜこのとき、20 年のときは共同住宅のみかということ、区分所有の住宅のみかと申しますと、やはり普通の共同住宅、オーナーさんがいてという住宅にしますと資産性が高いというようなことで、区分所有のもののほうがいいんじゃないかという意見が出て、20 年からは区分所有の住宅のみでやっておったんですけども、25 年からは、今年度からにつきましては区分所有も撤廃して全ての非木造住宅という形で、枠につきましても拡大のほうをさしていただいております。

○コーディネーター（荒井英明）

いやいや、私が聞いているのは、なぜ 120 万と 90 万と補助金額が違うのかという。

○担当課（岡田和也）

その点につきましては、まずは木造住宅に特化してもらっておるということをメインに考えておりますので、木造についてを 120 万でやらさしていただいております、非木造につきましては上限 90 万ということで対応のほうさしていただいております。

○コーディネーター（荒井英明）

ちょっとよくわからないんですけど、いいです、はい。

それでは、仕分け人の皆さんから御質問、御意見のほうお願いしたいと。

○仕分け人（小森義史）

1 つ確認だけさしていただきたいんですけども、今は多分、耐震診断をやって、その結果を見て補修ということですけども、これってそうでなきゃいけないという何か決まりがあるんですか。

○担当課（岡田和也）

安城市の耐震改修の補助金を受けるためには、安城市の無料耐震診断を実施していただくことがまずは前提となっております。

○仕分け人 (小森義史)

端的に答えていただきたいんですけど。

それで、診断を受けたのが累計で3,000幾つあって、そのうち0.7未満が2,400件近くですよ。実際に耐震が受けられたのが391件ということは——これは必ずしも連動してないかもしれないですけども、診断を受けた人が、0.71以上あるのが2,700人も受けるのに、補助金を受けなくてやった人もいるのかもしれないですけども、実際耐震使った人が390ぐらいしかないということは、8割以上の人は診断は受けたけども補修はしないということで理解してよろしいですか。

○担当課 (岡田和也)

その中で、耐震改修ではなくて建てかえに進まれた方もいるという……。

○仕分け人 (小森義史)

その辺は、じゃ逆に言うと、診断は受けられたけども何も対応をしなかった人はどれぐらいいるか、つかまれていますか。

○担当課 (岡田和也)

実は平成22年度以降に耐震診断をやった方に、このたびダイレクトメールを送ったんですけども、そのときに約300件送ろうとしたんですけども、そのうちの5%の方は建てかえという形で確認申請を出されていることがわかりました。

○仕分け人 (小森義史)

というのは、何を言いたいかという、耐震診断でやったけどもほかってるということは、補助金を出して診断を受けたにもかかわらず改修してないというのが8割近くだということは、それが無駄になってるということにはなりませんか。

○担当課 (岡田和也)

あくまでも市のほうとしては、家がどういう状態であるのかまず把握してもらうことを診断でまずは把握していただきますよ。その耐震性については、今後建てかえにするのか耐震改修にするのか、そういった検討の一材料となってほしいということで実施しております。

○仕分け人 (小森義史)

これ、結果から見ると、当然旧で建てたものを改修してるわけですね。それを新で評価するわけですから、ごく一部のところは満たしてるところが227件ですか、あるとしても、多分診断すれば1を満たしてないところが大半だってことはわかってるわけですよ。わかってて診断をしてるわけですよ。だったら、極言すれば、耐震改修のある人だけに診断をするというほうがリーズナブルじゃないかと思うんですけども。要するに8割を無駄にしない。その辺はどういうふうにお考えですか。

○担当課 (岡田和也)

リフォームを計画されてる方も中にはいるということは過去のデータからもわかっているんですけども、まず耐震診断をやると思うと、申し込んでもらってから診断員を派遣して報告書を作成して御提示するまでに、長くて3カ月ぐらいかかってしまうんですよ。

そんな中で、リフォームを急遽やりたいなと思った方も、そう思ったときにあらかじめ耐震診断の結果等あればすぐリフォームに入ることもできますし、そういった方につきましてもあらかじめやっというてもらったほうが、後々家に手を入れるときが早いですよというふうに考えていますので、そういった意味からもやっというてもらったほうがいいですし、なおかつどこが家の中で弱いのかという部分についてもその報告書の中でわかりますので、そういったことを今後考えていただきたいなというふうに考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

申しわけない、ちょっと短目に端的にお答えを全ていただきたいんですけど、今のポイントなんですけども、無料化して耐震診断するという、これは今の御説明のように家屋のどこが弱いのか、耐震度はどのぐらいあるのかとか把握するということは、非常にこれ大切なことだと思うんですけど、無料がためにちょっと扱いが雑になってないですかという、そういうことだと思うんですよ。申請者も、もともと無料だから、危ないかもしれないから念のためにやっておこうと思うかもしれない。それは改築や補強につながらないかもわからないけど、ただだからやってみよう。行政サイドも、住民が負担をしてないから、住民の方が後からどうだったどうだったと言ってこないから、もしかしたら、心配するのは、分析されてないんじゃないかと思うんですね。何件が耐震診断を受けて、そのうち何件が改修に進んで、何件は改築して、何件は未着手かという小森さんの質問に明確にお答えがないということは、もしかしたらその点の扱いも丁寧にできてないんじゃないかなと思うんですよ。そういった意味から総合的に考えると、やっぱり住民の皆さんもこの診断結果を大事にする、行政も大事にする、お互い丁寧に扱うためには一定の御負担をいただく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そこは御検討されたことはないんでしょうか。

○担当課（佐藤泰夫）

耐震診断の関係につきましても、基本的に全てしていただく、所有者の方には負担はお願いはしておりません。これ全て愛知県下自治体、全て同じ取り扱いを行っております。

なおかつ先ほど、ちょっと補足説明でございますが、この耐震診断が改修につながってはいないのではないかと御質問でしたんですが、基本的に建物 1 棟 1 棟、出てくる耐震指標の数字が違います。非常に低い 0.3 以下の場合もございますし、1.0 に近い数字の 56 年度以前の建築物もございます。それに関しましては、この耐震診断を行っていただいて、所有者の方に御理解をいただいて、これだけ数字が低いのであれば、うちは改修をするのではなく、耐震補強をするのではなく、建てかえを計画してくという選択肢もございますので、これが全て耐震改修のほうの数字に結びついてはいないのではないかと、確かにそのような御心配ございますが、実際にはそのような、要するに選択肢……

○コーディネーター（荒井英明）

ですから、バックデータ、追跡データをとる必要があるんじゃないでしょうかということなんです。

○仕分け人（川嶋幸夫）

データはあるんですか。

○コーディネーター (荒井英明)

何棟が改修をして、何棟は補強をして、何棟は未着手だと。この未着手のうち、0.5から0.7は何件ぐらいあるとか、0.3以下は何件ぐらいあるとか。せっかく診断をしたのに、そのデータを活用できてないんじゃないかという、こういう趣旨もあるんです。そこはいかがですか。

○担当課 (佐藤泰夫)

確かに、今現在100%活用できてないのではないのかというお話もございますが、今のうちのほうとしましては、改修自体は300を超える改修はうちのほうでデータの的にもはとってございます。なおかつあくまでも、ほかの法律で、木造住宅だけではございませんが、ほかの住宅の関係の建てかえの前に解体の手續等でうちのほうに提出していただける書類もございますので、これに関しましては戸数等の把握もしてございます。

○コーディネーター (荒井英明)

要は2,400件ぐらいやってるわけですよ。これ税金を投入してやってるわけじゃないですか。そのうちの8割ぐらいが生かされてないということが——それが8割ぐらい生かされてるとかということであれば確かにリーズナブルかもしれないですけど、8割が生かされてない。それが無駄に税金が使われてるということは、ちょっとどうなのかな、やり方の何か工夫が必要じゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○担当課 (岡田和也)

今まで、安城市もそうですけど、県下の流れとしては、耐震改修を促進しよう促進しようということで、まずは診断を受けてもらって、そこから、耐震診断を受けてもらわないと……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それはわかってる。

○仕分け人 (山下真志)

ちょっと関連していいですか。

今、耐震診断してるのは、ある程度資格を持った建築士が講習をきちんと受けて登録をしてやってるんですよ。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (山下真志)

ということは、やれる人はわかってるんですよ。わざわざ、どうでもいい、やるかやらないかわからない人に対してこっちから強制的にやるんじゃないなくて、やりたいと言ってきた、改修までいくんだというふうに来た人に対して、こういう耐震診断員がいるからすぐにやりましょうと。できるんじゃないんですか、これって。

○担当課 (岡田和也)

今、市のほうでも、どの業者にお願いしていいかわからないという、そういう御相談もあります……

○仕分け人 (山下真志)

いやいや、診断をするのにですよ。診断をするのに、一律でやるんじゃないくて、改修までやりたいよ、そういうふうに思ってた人に対して、じゃこれを出すのに診断が必要ですから診断やりましょうと、そういうやり方をしていってもいいんじゃないですか、そうすると 8 割無駄にならなくていいんじゃないですかという話を今はしてるんですね。

もう一つは、改修まで持ってくる件数が余りにも少ないですよ。これだけ違っちゃうと本当に、一律にまずは耐震診断をして危険なところをわかってもらってやるんだというロジックは完全に崩れちゃってると思うんですよ。10 年もやってきて、もうわかってると思うんですね。それをまだやるということは、法的に縛りがあるとか、国からもお金が入って、県からもお金が入ってやらざるを得ませんというふうであれば、そういうところをちゃんと教えていただきたいんですよ。

○担当課 (岡田和也)

耐震診断につきましては、1 件当たり 4 万 5,000 円の費用がかかっております。そのうちの 4 分の 1、1 万 1,250 円が市の負担ということになっております。私どものほうでも、2 回目の耐震診断——もう一回、耐震診断をどうしても、5 年経過したら 2 回目もいいですよという形で国・県のほうからも言われておるものですから、そういった方については、本当に耐震改修やるんですか、意志があるんですかという確認のほうはさしていただいておりますけれども、初めての方については今はさしてもらってない状況でございます。

○仕分け人 (山下真志)

県として、そういう仕組みを変えるということは、できるんですか、できないんですかというお話を聞いてるんです。

○担当課 (岡田和也)

そうですね。ですので、ここは安城市が無料耐震診断を受ける条件として、さらにそこで耐震改修の意志があるかないかという項目をさらにつけ加えることによって、耐震診断についても、曖昧に考えてる方から、もう少し具体的になった方から順に受けていただくという方法も、今後検討できるのかなというふうには考えております。

○仕分け人 (山下真志)

それと、今、国のほうは全部丸ごと 1 軒耐震改修をしてやるというよりも、これだけ地震が切迫して、被害想定も非常に広い部分が出てるんで、まずは命を助けることをやりましょうというふうに変わってきてると思うんですね。そういうことがあるにもかかわらず、今まで 90 万だった一般改修を 30 万上乗せして 120 万にして、なおかつ耐震シェルターのところもふえたというのは、一体どっちをやりたいのかなというふうに思うんですよ。僕は、120 万までやらなくても 90 万であれば十分だと思ってたんですね。それよりも、もっと命を助ける最低限のことをもっと広げていって、まずは命を助けましょうというふうにやってくのがやっぱり行政のやり方じゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○担当課 (岡田和也)

まずは、120万円に上げさしてもらった背景としましては、国の緊急支援措置というのがプラス30万ありまして、それを活用させていただきました。この30万円をプラス加算してもらった市町村は愛知県内の市町村だけで21市町村あります。その中の1つが安城市ということなんですけども、耐震シェルターという事業のほうもことし始めさしてもらってるんですけども、耐震シェルターにつきましてはあくまでも減災化という意味合いで、耐震化率を95%に持っていきますよというお話を先ほどさしてもらっているんですけども、残りの5%の住宅に対して何も施策を当てないというのはなかなかまずいのかなということで、残りの5%の耐震化できない住宅については耐震シェルターとか簡易型、0.1以上上げる工事を対象に減災化という施策を当てて、残りの95%の住宅に対しては耐震化ということで一般型の120万円に対応していきたい、そんなふうに考えております。

○仕分け人 (山下真志)

ちょっと整理したいんですけど、成果指標の95%が一般型の改修を対象にしてるから120万に上げたというふうに聞こえたんですが、そうではないんですか。

○担当課 (岡田和也)

あくまでも国の制度を活用して95%に上げるために、少しでも耐震改修がふえるようにという形で上げておりますので。

○仕分け人 (山下真志)

ということは、国の上乘せ分がなければ90万でやってくよというふうに理解していいんですか。

○担当課 (岡田和也)

結構です。

○仕分け人 (山下真志)

もう一つ、ちょっと2年ほど前まで僕も耐震診断をやった者なんで、少し内情のほうで事実確認したいんですけども、平成18年から19年になるときに診断の方法が一回変わりましたよね。予測値も変わって。そのときに、前のデータというのはちょっと精度が今一だったということで、新しい制度になって大分シビアサイドに評価が出るようになったということで、先ほども、5年たったらもう一度やりますか、やりませんかという話もあったんですが、これでいうと、5年たって、その前のやつは余り精度よくないんで、無条件にまずは受けてもらうというのをやったほうがいいのかというふうに思うんですね。それでまた、せっかく5年たって息子も一緒に住んでくれると言ったし、これで耐震改修しようかといったときに、もう一回やるんですかというふうに聞くと、何となくそこで進まないというのも、どうもそんな気もするんで、5年たったら耐震診断は、改修という心持ちがあれば、まずは無条件にやっていただいたほうがいいのかというのと、あと、ちょっと僕もやっててどうかなと思ったのが、耐震診断に行ったら報告書を出しますよね。一応、その報告書には個人の現住所の名前しか書いてないんですよ。データ説明して、おりにきてはいいんですけども、その後データをずっと持つてるわけですよ。これ個人情報なんで、一体これどうしたらいいのか、市としてそういう個人情報のところを、委託に出してる

以上は、最終的にどういうふうな取り扱いをするつもりなのか。

もう一つは、建築士会というのは建築士個人の資格で入ってるものですから、本当に守秘義務とかプライバシーに関するところ、個人情報に関するところを、どういうふうに市として押さえて考えてるのか、その辺をもう少し聞かしていただければなと思います。

○担当課（岡田和也）

制度の全体につきましては市が責任を負うという形になっているんですけども、個々の耐震診断をしたおたくの判定士さんが判断した責任というのは、あくまでも判定士さんに責任があるということが診断員の登録要綱の中でも書いてありますので、まず、判定士さんがその方の御自宅を判定したという意味合いで、その事実として責任を負っていただく形になるものですから、その意味でその報告書というのは建築士さんが、また再度数年後に問い合わせある可能性もありますし、持っておっていただくことについては支障がない認識でいますが、要綱の中でも……

○仕分け人（山下真志）

わかりました、わかりました。

○仕分け人（山下真志）

わかりました、ありがとうございます。

結局しようがないということであって、持ってるこちら側がどういう取り扱いをしたらいいのかなということに悩んでるんですよ、実は。診断書を見ると、結局僕のつくった診断書は僕の名前しか出てないし、それが変なふうに使われちゃって、後どうやって責任をとるのかなと。何か市のほうで一筆書いてもらって、それに署名して、以後何があっても責任をとらなくていいですよとか、そういう話があればまだ安心ですけども、そういうところもないんで、ぜひその辺は、（補助金）を出してるんであればそういうところまでしっかりと把握をしてもらいたいというのと、あと、これを使っちゃって、僕がやってるときには、ある程度、耐震改修のお金も出して報告書を出しなさいよと、そのときには名刺も出していいですよというところまでいったと思うんですね。今はどこまでいってるかわからないんですけども。そうしちゃうと、税金使ってそれが業者の人の営業活動に使われちゃうと、そういうこともイメージとしてはあるんですけども、市としてはどういうふうに考えてみえるのか。

○担当課（岡田和也）

報告書の終了後に、診断員の方に耐震改修できますかというお問い合わせがあった場合については、そちらについてはやむを得ないことであるというふうに認識のほうはしております。

○仕分け人（山下真志）

というのは、どこまでの営業活動だったらいよいよという縛りはあるんですね。

○担当課（岡田和也）

ですので、業者さんのほうから積極的にできますよということはなかなか難しい、そちらについてはやり過ぎだという認識ではあるんですけども、申請者の、要は住宅の所有者

の方からそういった申し出があった場合については、業務終了後ということで耐震改修についての御相談は別契約ということで進めていただいております。

○仕分け人 (山下眞志)

わかりました。責任は市がとっていただけるというふうに理解しました。ありがとうございます。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、川嶋委員、どうぞ。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

今までの議論をもう一回整理しますね。端的に答えてくださいね。

耐震診断をしたのが3,496件でした。いいですね。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

このうち、耐震上問題がないですよというふうに診断結果が出たのは227件でいいですね。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

残り3,269件が何らかの課題がありますよと。その中で391件は耐震化につながりました。じゃ、建てかえに移行していった方はどのぐらいいるんですか。件数で教えてください。

○担当課 (岡田和也)

5%は建てかえに……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

だから、件数で教えてください。

○担当課 (岡田和也)

160件。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

160件ほどの方が建てかえにいった。そうしますと、二千七、八百件はそのままの方が残ってますよということでは1つよろしいわけですね。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それから、固定資産税台帳から市内の建物の木造の住宅を調べますと、全部で8万1,400件ありますと。このうち6万6,600件は、82%は56年以降の建物ですから耐震性がありますよと。8万1,400から6万6,600を引いた約2万2,000件の建物のうち、耐震性がありますよというふうに判断されてるのが7,200件ありますよと。残り1万4,700件は

耐震上問題がありますよということを市のほうでは整理されてますよね。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

よろしいですか。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、この 1 万 4, 700 の住宅は、市内のどういうところに点在してるんですか。

○担当課 (岡田和也)

市内の全域ということで、場所については個別には住所という形では持っておるんですけども、市内の全域。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

特に重点的に市内のこういうところに耐震上問題がある住宅がありますよということは捕捉されてるんですか。

○担当課 (岡田和也)

区画整理が実施された地域につきましては、比較的少ないものというふうに認識しておるんですけども、それ以外の地域につきましては均一的に分布しとるというふうに認識しております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、その建物が警戒道路の沿道に位置している場合とか、避難通路に位置している場合とか、そういうエリアに耐震上問題がある建物が残されているということを把握してらっしゃるんですか。

○担当課 (岡田和也)

県が指定する緊急輸送路とかそういったところに何件そういった住宅があるかというふうなデータについては、市のほうでは持っておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

なぜですか。だって市民の安全を守るのが一番行政の責務ですよ。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

大きな地震が起きたときに、しっかり逃げられる場所、道を確保しておかなくちゃいけないのが、一番最初の行政の責務じゃないですか。そのときに、啓開道路あるいは緊急輸送道路沿いの建物がどういう状況にあるか、避難道路上の危険な建物がどこにどういうふうにあるのかということを市のほうでしっかり捕捉していなかったら、市はどこを重点的に耐震化を進めていかなくちゃいけないかという政策ができないんじゃないんですか。

○担当課 (岡田和也)

すいません、緊急輸送路沿いにつきましては、耐震改修促進計画の中で何件ありますよということは調査のほうはしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、調査されていたら、そこに対する住宅等に対して、市のほうはどのようなアクションを起こしてるんですか。

○担当課 (岡田和也)

県のほうから、そういった県の緊急輸送路沿いにありますよ、耐震改修を促進してくださいという文書のほうは、県のほうが出しているということは聞いております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

文書出して動くんだったら誰でもやりますよ。文書出しても動かないから市のほうが行って、ここは多くの方にとっては危険な通路になっちゃうから、何とか協力してください、建てかえしてください、耐震改修してくださいということをもっともっと積極的にやんなかったら、市民の安全どうやって守るんですか。

それから、学校を中心に避難場所に指定されてるわけでしょう。そこへ通じる道が塞がれたら逃げられないわけです。それは県はかかわってないと思いますよ。そういうところに対して、市はどうしてもっと積極的に重点的に攻めていこうとしないんですか。こんだけ2,800もの耐震上問題があるという診断結果も出てるわけでしょう。しかも統計上1万4,000の建物が残ってますよというふうにあるんだったら、このところを市はどうやって重点的に攻めていかなくちゃいけないのか。あの広い86平方kmの市域の中で、周りが山林地域ですとか農地でしたらそんなに影響はないかもしれないけれども、密集市街地なり啓開道路なり避難道路に面しているところについては、もっともっと重点的に対応していかなかったら時間的に間に合わないじゃないですか。いつ来るかわかんないですよ。そのときにどうやって安全を守っていくかということは、やっぱりちゃんとした方針をつくって、そこをまず重点的にやりましょうと。そのために、紙だけを渡すんじゃなくて、行政がそこにお邪魔して、隣戸訪問して、こういう状況だから協力してくださいと、そういうことをやっていかなかったら市民の皆さん動かないでしょう。そういうもっと積極的な取り組みというのはやってないんですか。

○担当課 (岡田和也)

実はローラー作戦ということで耐震改修、耐震診断が少ない地域につきましては戸別訪問ということを本年度からさせていただいております。まず、そういった方のお宅に市の職員でお邪魔さしてもらって、まず耐震診断からどうですかという形でことしから行く中で、やはり市民の方からも直接生の声というのが今聞くことができるような状態になっておりますので、そういった声を今後施策に反映していきたいなというふうには考えております。

○コーディネーター (荒井英明)

判定人の皆さん、評価シートに御記入をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

その結果、行政の方が隣戸訪問して、市民の皆さんは協力的なんですか、それとも非協力的なんですか、どちらなんですか。

○担当課 (岡田和也)

なかなか耐震改修はできないなというような声を耳にします。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それはなぜですか。

○担当課 (岡田和也)

費用的な問題を挙げられる方が一番多いです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうすると、1戸当たりの平均的な耐震改修費用は大体200万前後ですよと、それに対して市のほうからの補助金は120万ですよと、その80万のギャップが埋められないために市民の生命・財産が危険につながってしまってますよということですね。

○担当課 (岡田和也)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ市は、その沿道地域に対しては、もう少し補助率をかさ上げして、もっと積極的に協力してもらえるような、そういう施策ということは考えないんですか。

○担当課 (岡田和也)

今までは市内全域平等に、要は木造住宅、昭和56年5月31日まででしたら平等にという形を今までは考えてきておりましたので、今後はそういったことを重点的に考えていくというのも1つの方法であるのかなというふうに考えております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

個人の財産を救うために税金を投入するという大きなハードルもあるんですよ。その問題が別にあるわけですよ。だけど、今重要なのは、啓開道路ですとか避難道路をあけるということが行政に課せられた使命なんですよ。だから、地域限定で、エリア限定で、そこには重点的に手を入れてくという、この施策の転換をしていかなかったら、耐震改修というのは進まないんですよ。ぜひ、そういう観点から、今の制度が本当にいいのかどうかということをもう一度検証していただいて、やっぱり少なくとも市民の皆さんが逃げられるような、あるいは物資の輸送に支障を来さないような、そういう防災対策を描いておかなかったら、安城市、安心して市民の皆さん暮らせないんじゃないんですか。見解があれば、課長さん、お願いします。

○担当課 (佐藤泰夫)

重点的な避難道路、確かにそうなんですけど、まずはそこへ逃げていただく前の市民の方の生命を守っていただくために住宅の耐震化を促進する。これはあくまでも、重点道路の沿線だけではなく、市全体的に考えておりますので、まずそちらの面から御理解をいただくように努力はしております。なおかつ、当然、仕分け人、川嶋先生が言われたとおりそ

ういう面もございますので、今後検討はしていきたいと考えております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

さっきちょっと言いましたけど、個人の財産を守るということに税金を投入することの問題というのは非常に大きい支障があるんですよ。行政がしっかりやっていっていいというのは、この啓開道路なり避難道路なんですよ。市民が自分の命を守るために自分の財産を守るというのは当たり前なんですよ。だけど、行政が手を入れなくちゃいけないのはそこなんですよ。そこというのは啓開道路と避難道路で、安全な逃げ道をつくっていくということが行政の役割なんですよ。あとは地域の人たちが皆みんなで自主防災組織をつくって、みんなで地域で助け合っていきましょうということをやっているわけですよ。行政の基本的な役割はそこなんですよ。そこをやってくために、私は重点的にもっともっと力を入れてこの事業はやってかななくちゃいけないんじゃないかということ強調してるんです。ぜひこれから市の財政課とか企画課のほうと相談していただいて、声をちょっと張り上げてしまいましたけど、今の取り組みだと、私は、安城市民、安心してられないんじゃないかなという危惧があります。

以上です。

○コーディネーター (荒井英明)

それでは、評価のほうに移りたいというふうに思います。

診断の補助と改修の補助とでちょっと意味合いが若干違うんですけども、ここでは統一的な評価ということでお願いしたいというふうに思います。

評価は不要から現行どおり・拡充までと、実施主体の見直しというのはちょっと選択肢としてはこの制度の場合には難しいところがあるかと思いますが、5つの選択肢から挙手をいただきたいと思います。

住宅耐震診断補助事業、住宅耐震改修補助事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直しをすべきとお考えの方。お二人。

実施主体を見直すべき。

安城市で実施すべき、ただし改善が必要とお考えの方。3名。

現行どおり・拡充はゼロということで、仕分け人の判断は要改善という、こういう判断でございます。

判定人の皆様の判定結果の集計が出ておりますので御報告を申し上げます。

トータルで17名の方に御判断をいただいております。不要とお考えの方はゼロ、ゼロベースで見直すべきという方がお二人、実施主体を見直すべきという方がお二人、要改善という方が12人、現行どおり、または拡充という方はお一人。したがって最多数は要改善という、こういうことでございます。

市民判定人の皆様から御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょう。

いかがですか、御自身の住宅改修、住宅診断の問題も含めて御意見とかよろしいですか。

それでは、じゃコメント欄に記載されてる中から幾つか御紹介を申し上げたいと思います。

診断をやった後、やっぱり改修につながらないと意味がないのでは、制度としての効果がないのではないかと、場合によっては改修しない方の補助金を返してもらうなどの検討が必要ではないかと、こういうちょっと厳しい……。

それから、これ一般住民の方としてはすごくハイセンスな答えなんですけど、住宅診断、改修診断補助、補助事業としては非常に大切で、継続してやるべきであるが、税投入に対してはやはり十分な効果が出てるかどうか、これはちょっと今の時点では効果が上げられてないのではないかと感じると。そもそも十分な効果確認・検証が行われていないのではないかとということでございます。ちょっと厳しい御指摘かもわからないんですけど。

それから、やはり耐震診断後の確認、フォローをすべきであるということでございました。

それから、ちょっと話の内容が難しかったという、こういう御指摘もございます。ここについてはちょっと申しわけないと思います。私の進め方がちょっと不足だったのかなというので、申しわけないなというふうに思います。

改めてちょっと整理をさせていただきますが、まず、大前提として、川嶋さんから最後難しい御指摘はあったんですけど、いわゆる公益ですよ、これ。財産を、個人財産の保護のためということじゃなくて、やっぱり税金の補助をするというのは公益、公の市全体にメリットがあるから制度として補助をするわけ、税金を投入するわけですから、どこに公益があるかという、公の利益があるかというところはちょっと明確にされて、それで、こういう公の公益があるという説明をするための分析ですとか、それから結果的に公益につながらなかった方にどういうフォローをするのか、そもそも避難道路沿いであって、そこの方が、うちが潰れちゃうと公益性が非常に保たれないという方にはどういうアプローチをするのかという、全体的なストーリーというか、ただ90数%の目標に向かっていくということではなくて、もう少し具体的な作戦というロードマップが必要なかなという、こういう議論だったのかなというふうに思います。その中では、川嶋さんからの御提案ですけども、重点化地域を設けるとか、補助率に格差をつけるとか、若干めり張りをつけて、市としてここには公益性があるから重点的にいくというような、ちょっとめり張りをつけたほうがいいのではないかなという、こういう御意見もありました。

それから、ちょっと議論ではなかったのかもわからないですけど、冒頭私から申し上げた木造、非木造の扱いの違いがちょっと私にはよく理解ができなくて、住民の皆さんに、なぜ120万と90万と差があるのかというのは、住民の皆さんが理解できるのかなというのはちょっと心配なところもあります。もう少し、これなぜ、非木造と木造の制度がまるっきり違うのかというのは、もう少し説明ができるような資料が必要である、今のままだとちょっと公平性に欠けるのではないかなという心配がありますので、あわせて御検討いただきたいというふうに思います。若干厳しい議論があったかと思いますが、ぜひ今後の参考にさせていただきたいと思います。

平成 25 年度 安城市事業仕分け (H25. 8. 25)

以上をもちまして、住宅耐震診断補助事業並びに住宅耐震改修補助事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

事業番号14番 放置自転車対策事業

○コーディネーター（荒井英明）

それでは続きまして、本年度の事業仕分け最後の事業となります。

事業番号14番、放置自転車対策事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5分程度で簡潔にお願いいたします。

○担当課（竹内直人）

それでは、放置自転車対策事業を担当しております維持管理課でございます。私、維持管理課長の竹内と申します。よろしく申し上げます。それと、カミヤ主幹でございます。それと、担当の近藤補佐でございます。

それでは、初めに放置自転車対策の経過についての説明から少しさせていただきます。

これは、昭和63年3月に自転車等の放置防止に関する条例が施行されました。この条例の目的は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行機能を確保し、もって市民生活の安全を図るとともに良好な都市環境の保持を目的としております。現在市内には放置自転車禁止区域が3地区、これは名鉄新城駅周辺、JR安城駅周辺、それと名鉄南安城駅周辺が指定されております。これは平成元年4月と6月に指定のほうが終わっております。

また、現在行っている主な対策といたしましては、放置自転車禁止区域内にある3駅については放置自転車の監視員を配置しております。また、3駅以外の6駅、これはJRの三河安城駅、名鉄の北安城、古井、堀内公園、桜井、南桜井駅、この駅には整理員を配置して自転車の整理整頓に努めております。

これとあわせて自転車駐輪場を設置し、自転車利用者の利便性を高めて、駅前での放置自転車の防止に努めております。

なお、詳細な説明につきましては、この事業を担当して施設管理の近藤補佐より説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○担当課（近藤一博）

それでは続きまして、課長補佐の近藤です。よろしく申し上げます。それでは、シートについての説明をさせていただきます。

事業実施の背景といたしましては、JRや名鉄の各駅周辺の放置自転車の増加が、通行、通勤、通学の妨げとなり、市民生活の安全を奪い、また駅前広場等の良好な環境を阻害するため、これらの原因である放置自転車を減らすことが求められています。

事業の目的として、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行機能の低下を防止し、市民生活の安全を図るとともに良好な都市環境を保持するために事業を実施しております。

事業内容としましては大きく分けて3つの業務になります。

まず、放置禁止区域エリアにおける指導及び返還業務になります。3つの放置禁止エリアにつきましては、新城駅周辺14.5ha、安城駅周辺15.5ha、南安城駅周辺12.3、合計42.3haをシルバー人材センターに委託しており、月曜日から土曜日までの7時から12時

までの5時間の業務となっております。主な内容としましては、禁止区域における巡回指導、警告の札張り、毎日の移動報告書作成、返還業務等になります。

続きまして、次に無料駐輪場での整理整頓等になります。8つの無料駐輪場で規模に応じましてシルバーに委託をしております。主な内容としましては、三河安城駅付近は月曜日から土曜日まで毎日2時間ほど、それ以外は1時間30分程度、週3回、自転車の駐輪場内の整理整頓、清掃等を行う業務になります。

最後に、放置自転車所有者の調査関係事務処理になります。防犯登録番号、自転車車体番号から所有者を警察に照会し、所有者が判明したものについては本人へ通知を行います。不明なものについてはリサイクルセンターへ搬入し、処分します。再生利用が可能な自転車につきましては、選定及び譲渡手続の事務処理を行います。

その他、自転車の放置防止のためのPRとしまして、市内の高校6校の全校生徒に対して自転車の放置防止のチラシを配布したり、市民に対しましては広報「あんじょう」を使って毎年PRを実施しております。

また、関連事業としましては、事業シートには記載しておりませんが、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律等の趣旨に基づき、本市としましても、有料駐車場事業、レンタサイクル事業、自転車道整備事業等を、平成19年度に策定したエコサイクルシティ計画により本事業とともに推進しております。

続きまして、事業費の内訳を説明させていただきます。

歳出につきましては、委託料としまして、シルバー人材センターへの委託料として1,600万程度。使用料としましては、各施設の使用料としまして120万円程度。需用費としましては、電気代、PR等のチラシ等の作製費用として70万円。修繕料としましては、放置禁止区域エリアに路面標示版を設置しております。毎年のように、劣化が激しいものですから、そういった張りかえ費用等々で70万円。

歳入としましては手数料、1台当たり1,000円の移動手数料をいただいておりますので、そちらが219台ということで21万9,000円になります。

人件費、自転車の移動台数の減少に伴い、費用対効果を考え業務における職員の配置割合を毎年変更しております。シルバーの委託内容につきましても、平成22年度から24年度の実績に基づき平成25年度から人員配置を変更し、他の必要な地区に適正な時間で振り分けることにより、コスト削減に努めております。

次に、事業実績としましては、シルバーへの委託料としまして、平成22年1,620万、23年度1,630万、平成24年度1,640万となっており、単位当たりのコストに換算しますと1日当たり約5万2,000円となり、職員の時間当たりの単価の上昇分が金額に反映しております。

また、高校に配布するチラシにつきましては、平均6,000枚余となっております。

次に、最後ですけれども、事業成果としましては、通行機能阻害による通報件数は3年間ゼロであります。放置禁止区域内の自転車の移動台数については、平成20年度に約1,000台ほどありましたが、ここ3年は600台前後で推移しております。放置禁止区域外の自転

車の移動台数につきましては、平均240台前後となっております。

最後に、今後の事業の方向性については、移動台数の実績からおおむね減少傾向にあるとはいえ、今後も継続的に行う必要があると考えます。このため、人員配置または指導時間について、適宜現状を把握して効率的な対策を目指していきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、御説明ありがとうございました。

私、事業仕分けの関係で、3年前から安城市には毎年何回もお邪魔をしていて、安城駅とか、安城から、三河安城でおりて、この放置自転車話を聞いてから安城なんかでよくおりるんですけど、ぱっと見たところ放置自転車の数は相当に減っているのではないかなと、この事業の効果が出てるのではないかなというふうに拝見してるんですけども、御担当として、なぜ、放置禁止区域、3エリアありますよね、3エリアをそういうエリアに指定しなければならなくなり、放置自転車の出る原因というのはどこにあるんだというふうにお考えなんでしょう。

○担当課（近藤一博）

端的に申しますと、ちょうどこの制度が実施されたころ、私は市役所に勤めてはいませんでしたので、当然、北の——私、里町というところに住んでましたんで、そちらの現況はよく知っております。新安城付近というのは非常に——私も犯人でした、駅に自転車を置いて利用させていただいておりましたけども、平成元年当時に、当然のことながら禁止区域の設定及び名鉄さんの有料駐輪場等ということで、駐車場の整備が実った結果、あと、シルバーさんが定期の時間帯において適宜指導していただいたおかげかなと私は思っております。

以上です。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、市としての対策が適切で、効果としては出てる。それにもかかわらず出てるのは、もう対策は全部打って、相当に放置をされてる方のモラルに問題があると。市としての外的条件は全て整えた、残るは利用者のモラルだと、こういうことでよろしいんですかね。

○担当課（近藤一博）

モラルもあるんやと思います、正直言うと。

○コーディネーター（荒井英明）

も。はい、わかりました。

それでは、仕分け人の皆さんから御質問、御意見等をいただきたいと思います。

はい。

○仕分け人（杉浦光子）

質問です。放置禁止区域に自転車を置いといた人が約200台強ぐらいでいいですか。あ、ここね、放置自転車の移動台数ですね。1台につき1,000円手数料をもらうと。というこ

とは、219台手数料をもらって、約600前後の自転車があったのにとすることは、払わない人もいるということですね。もっとモラルの向上を図らないと、なかなか浸透しませんね。

○担当課（近藤一博）

これにつきましては、200台、1,000円を払っていただいた方もみえますけども、あと、それ以外に盗難というパターンがありますんで、盗難のパターンにつきましては、盗難の申し出があれば無料で返還さしていただいております。

○コーディネーター（荒井英明）

残り半分はとりにこないと。そこまではちょっと……。

○担当課（近藤一博）

あとは、来ない方もみえますしということですね。

○コーディネーター（荒井英明）

ちょっと具体的に台数で。これざくっとでいいんですけど、24年ベースに考えると、550台移動して、そのうち200台とりにきて、盗難が何台とか、結局盗難でもなくてとりにこなくて、リサイクルセンターで処理した台数というのはどのぐらいなんですか。ざくっとで結構ですよ。

○担当課（近藤一博）

500台中、24年度でいきますと、盗難が107台ありました。返還率としましては、24年度につきましては52%。台数はちょっと出てません。

○コーディネーター（荒井英明）

結構です。

○担当課（近藤一博）

52%。盗難が11.5%です。あとはとりにみえない。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、とりにこない方を重点的に対象にするのか、確信犯ともいうべきとりにくる人を対象にもう少し絞り込むのか、この辺はどちらに重点を置くべきだとお考えなんでしょうか。

○担当課（近藤一博）

本来ならばとりにきていただくことが全てかなと思っておるんですけども、昨今、自転車の単価というのが、皆さんも御存じのとおり新車で1万円前後という単価になっております。その中で、五、六年乗った方につきましては、そういったものをなかなかとりにきていただけない。もしくは、一番よくあるパターンで、盗難となくなった時点で、すぐにはわからないもんですから、自転車というのは必要不可欠なものです、毎日必要なものです、で、意外と安いもんですから、皆さんよく、買ってしまったわと、要らないという方が見受けられます。

○仕分け人（小森義史）

私、以前は名鉄の新城から通勤して、今はちょっと自転車でJRの駅まで行って……。

先ほどもありましたけど、昔はすごい違法駐車だらけだったんです。最近はほとんどない。500台ぐらいというのは、多分1日当たりにかえますと1台か2台ですから、ほとんどないというぐらいになってるんですね。500台といやあ、どういうふうの評価するかというのはあると思うんですけど——ちょっとその前に、これ違法がなくなったのは、こういう巡監とかやってるからなんですか。これもしやめちゃったら、またもとのようになるとは思いませんかというのが、1つどうかということをお聞きしたいんですけど。

○担当課 (近藤一博)

私の意見としましては、悲しいですけど、多分シルバーさん等々をやめれば、またふえてくると思われま。

○仕分け人 (小森義史)

そうすると、やっぱりこれぐらいのコストをかけるのは、やむを得ないということでしょうかね。

○担当課 (近藤一博)

いや、これが全てオーケーとは思っておりませんで、毎年適宜、当然職員人件費とかシルバー人件費を減らしながら、ちょっとずつではありますけども努力はさしていただいております。

○コーディネーター (荒井英明)

この移動手数料は条例で1,000円。

○担当課 (近藤一博)

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

そうすると簡単には変えられないですね。

○担当課 (近藤一博)

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

ああ、そうですか。いや、モラルが問題なんだと、行政としてできることは全部やったけど、最後にモラルの低い人がどうしてもやっちゃうということであれば、やっぱりこの撤去手数料を上げるしかないと思うんですよ。自転車は安くなっちゃったけど、まさか毎日1台ずつ買うわけにもいかないですから、1,000円じゃ乗り捨てちゃうかもしれないけど、もっと高くすればもしかしたらやむを得ないから駐輪場に置くかもしれないですから、この撤去手数料を大幅に値上げするということは考えられないんですかね。

○担当課 (近藤一博)

いろんなところを調べさしていただいて、関東近辺の単価を見させていただきますと3,000円、2,000円等々あります。ただ、いろんな話を聞きますと、すごくトラブルは多いというように聞いておりますし、どうしても、最後に言われた、昔は自転車が2万、3万したもんですから、それなりに皆さんが回収に向かわれるんですけども、今は下手をしますと1万円以下、8,000円、7,000円という自転車が出てる中で、2,000円、3,000円

とすることによって市民の方のモラルが上がるかどうかは、ちょっと検討する必要はあると思うんですけど、なかなか難しいのではないかと考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

ただ、私が思うには、自転車の価格と連動するんじゃないじゃなくて、それを撤去して運ぶ人と、それから保管する保管料金、これを負担してもらおうという考えでいけば、もうあと 1 日 1 台か 2 台しか、市民のほとんどの皆さんがルールを守ってくれるのに、最後の 1 台か 2 台のためにこの事業を実施せざるを得ないんだから、自転車の価格との比較も大切ですけど、ここにかかるコストを負担してもらおうという観点で説明すれば、それしかないんじゃないかと思うんですけども、いかがなんですかね。

○担当課（近藤一博）

検討させていただきます。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、どうぞ。

○仕分け人（川嶋幸夫）

委託料 1,600 万の内訳をちょっと教えてもらいたいんですけど。95 ページの事業内容の中の、放置禁止区域内の指導・返還業務の金額がお幾らなのか。それから、その下の無料駐輪場での整理整頓のシルバー委託がお幾らなのか教えてください。どちらでもいいんで、どっちか幾らかわればいいんですけど。わかんない。

○担当課（近藤一博）

すいません、即答できません。1,600 万はちょっと調べてますけど、それぞれは、すいません。

○仕分け人（川嶋幸夫）

じゃ、もう一度繰り返しますと、この 554 台というのは放置禁止区域内の放置自転車の数ですよと。

○担当課（近藤一博）

はい、そうです。

○仕分け人（川嶋幸夫）

じゃ、554 台は、3 つの駅がありますけど満遍なくあるんですか。それとも、この 3 つの駅の中でも特にここだというようなことが、ここが多いというのはわかるんですか。

○担当課（近藤一博）

多いのは新安城と安城駅です。

○仕分け人（川嶋幸夫）

新安城と安城駅。名鉄と J R、両方ともということなんですかね。

安城駅の周辺に放置自転車あるんですか。私、ことし安城初めて来て、2 回安城から歩いてきたんですけど、真夏の暑い中、暑いから自転車に乗らなかったのかどうかわかんないけど、あんまり見受けられなかったですし、あそこの市の駐輪場にしっかりとめられておりましたけど、安城の駅のどのあたりに。

○担当課 (近藤一博)

撤去される方もなかなかのもんで、隅っこのほうに隠れて置いてあるんです。見られたところはうちのシルバーさんが毎日しっかりと指導をやっていただいて、駅前でそういう話はないと思うんですけど、どうしてもちょっとすき間のところを狙って、そこをシルバーの人が見つけに行くという話。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

あそこに商店街がしっかりありますよね。商店街の皆さんの協力というのは全然得られないんですか。いわゆるちょっとした路地のところに置いちゃうということは、商店と商店の間にぱっと隠れて置いちゃうとか、どっかのお店の裏側に置いてしまうとか、そういう事例ですよ。

○担当課 (近藤一博)

そうですね、はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

だったら安城駅周辺の商店街の皆さんがやっぱり目を光らして、ここは置いちゃいけないんだよということを、そういう商店街が指導していくという事例は多くあるわけですよ。そういう取り組みというのはいないんですか。

○担当課 (近藤一博)

今、現時点ではございません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

あそこ、幾つかの商店街があるんですよ。組合かどうかはわかんないけど。そういうところに若干の活動費を手当てしてあげて、地域のことなんだから皆さん商店街の人たちが積極的にかかわってくださいよというようなことをやっていくと、名鉄にしても JR のほうにしても、あるいはもう一個の名鉄にしても、事業者の協力を得ていくということは非常に有効なんじゃないんですかね。そういうこと考えたことないですか。

○担当課 (近藤一博)

事業者の協力、大変すばらしい意見だと思うんですけども、どうしてもお金が必要になりますんで、やっぱりある程度の金額をお渡ししないととなると、こちらの放置自転車対策事業がだんだん、事業がおろそかになっちゃう。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いやいや、例えばシルバーさん、シルバーさんかどうかわかんないけど、7時から12時までやってるわけですよ。でも、お店は大体10時にはあくわけですよ。そうすると、7時から12時じゃなくて、7時から10時まででは今の現行制度の中でやってもらって、10時以降は、商店街の皆さん、自分たちの周りは自分たちでやってくださいと。その分幾らか商店街の皆さんに交付すれば、補助になる活動費を手当てすれば、まず安城駅周辺の周りは地元の人たちが目を光らせることができんじゃないんですか。

○担当課 (近藤一博)

基本的に、放置自転車の業務としましては7時から12時という5時間になっておるん

ですけれども、実際シルバーさんが現場に行きまして、札を張って、そっからすぐに撤去するというわけではなくて、ある程度の時間を置きます。となりますと、10時ぐらいに自転車をとめた自転車については12時ぐらいに撤去するということがありますので、事業者の方にとすることはなかなか難しいのかなと思っております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

でも、そこは工夫で、実際そういうことを、商店街の協力を得てやっているとこはたくさんあるわけですよ。それでシルバーさんの時間を少し圧縮して財源を捻出しながら、みんなで地域を守っていきましょうということもあると思いますので、ぜひ、全国の事例がたくさんあると思いますので、検討してもらいたい。

○担当課（近藤一博）

はい、ありがとうございます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

それからもう一個、区域外の223件というのは無料駐輪場でのエリアで発見されたということなんですか。そうじゃない。

○担当課（近藤一博）

いや、3つのエリア以外の地区。

○仕分け人（川嶋幸夫）

3つの……

○担当課（近藤一博）

エリア以外の市域です。

○仕分け人（川嶋幸夫）

エリア以外の地域で……

○担当課（近藤一博）

地域で、無料駐輪場ではないです。

○仕分け人（川嶋幸夫）

それは放置禁止区域以外ですから罰則も何も適用されないわけですね。

○担当課（近藤一博）

そうです。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうですね。

○担当課（近藤一博）

はい。

○仕分け人（川嶋幸夫）

じゃ、ここの233台については、保管場所に移動しても手数料は取れないわけ。

○担当課（近藤一博）

今は取っておりません。

○仕分け人（川嶋幸夫）

取ってないわけ。取る根拠がないから。

○担当課 (近藤一博)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、そうすると、放置自転車というのは通勤・通学者が多いのか、買い物に来た人がちょこっと置きちゃってそのまま行ってしまうのか、どちらなんですか。

○担当課 (近藤一博)

春先というのは通勤・通学の方が多分見受けられると思うんです。ただ、基本的にはだんだん、先ほど高校に P R してチラシを、3 月末ぐらいにチラシを配って、4 月早々に学校のほうで配っていただくような努力もしておりますので、それ以降、例えば 6 月、7 月ぐらいになってきますと、どちらかという、先ほど私が犯人と言いましたけど、ちょっと名古屋に行きたい、ちょっと面倒くさいととめちゃう方かなと。もしくは、ちょっと駅行って帰ってくるぐらいの方が多くのように思われます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうすると、なおのこと昼間の時間帯が多いわけですね。そしたら、地域で活動しての方が目を光らしていただければ、自分たちの環境を自分たちでよくしてこうということだったら、それは別に補助金なくたって商店街の人たちがみずから積極的にやってくさるような、いわゆる権限だけ与えればいいわけですね。協力だけ得られれば、1 つそのあたりの仕組みをしっかりとつくと、もっともっとよくなんのかなと思うし、コストもそんなにかからなくていい環境がつかれんのかなというふうに思いますので、ぜひ事例研究していただきたいなと思います。

それと、きょう、もう一個、なぜ 1, 600 万の内訳を聞いたかった理由は、この 8 カ所の無料地域。これなぜ無料なのかということをお聞きしたいんですよ。

○担当課 (近藤一博)

安城市における有料駐輪場と無料駐輪場のすみ分けというのが、安城市の場合ですと J R 安城駅に有料がございます。それ以外のところについては基本的に無料になっておりますけども、有料駐輪場につきましては、わかる人はわかるんですけど、有料の場合は立体 2 階建てになっております。そしてシルバーさんを常時配置しております。あと、ベルトコンベヤーというか、持ち上げる機械等々それなりのコストをかけさせていただいております。それと、周りに民間の駐輪場がございますので、当然、民業を圧迫というか影響をさせてはいけないということで、そこについては同じように有料にさせていただいております。

あと、無料の駐輪場につきましては、周りにそういった民間の方もないということと、あとは、どちらかという簡易な、安上がりな屋根がある程度の平面の駐車場ですので、そういったところで無料で駐輪場を運営させていただいております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

でも、簡易な駐輪場であっても、使う人と使わない人では税金の恩恵のこうむり方が全

く違うわけですね。放置禁止区域で安城駅周辺のような立派な駐輪場の場合は、民業を圧迫しないように、逆に民間よりも高い金額で設定するぐらいの気持ちでいいと思うんですけど。もし、この無料駐輪場のあたりに民間の駐輪場がなくて、ここは簡易だからということだけで無料ということじゃなくて、やっぱりここも有料化して、ちゃんと登録制度を持って、しっかりした運営方法を確立することで、全体で放置自転車対策に要する経費を圧縮するという努力も必要なんじゃないんですか。

○担当課 (近藤一博)

無料駐輪場につきましても当然検討した経緯はあるんですけども、有料化するというのは。当然、そういったことをやるということは、シルバーさん、店番をしてくれる方を入れるということは、コストが上がりますし、それなりに今の簡易な駐輪場以上にコストが必要になってくるということで、要するに、無料だから、逆に言うと、自転車がくちゃくちゃなんですけども、とめてもらえるというのがあるんです。有料化してるところというのは、やっぱりお金を払いたくないという方がみえるものですから、そうするとあふれる方がみえるとも言えるのではないかと私は思っております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そこはイタチごっこで、どっちがどっちだかわかりませんが、でもやっぱり費用対効果ということを検証されて、本当に無料でいいのかということをおね、これだけ1,600万もの税金投入するということは、使っていない人はたくさんおられるわけですよ。やっぱりそういう方たちの意見もあるということをお考えた上で、少し検討をされておかれるのがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ中長期的に考えてみてください。

○担当課 (近藤一博)

ありがとうございます。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (村林聖子)

すいません、ちょっと今までの話とは少し違ってしまおうんですが、エコサイクルシティ計画というのがあるという話を、今御説明であったんですけど、そうすると、先ほどご発言にあったように、あすこまでちょっと気軽に行きたくて、とめておいて、お買い物に行きたいというようなイメージなのかなと、それを安城市として進めていくのかなというふうに思うんですけど、そうすると、駐輪場をどうやって整備していくのかという話は、この計画のほうで立ててるということですか。この事業とは別のところで、駐輪場の整備もしくは駐輪場所の整備みたいなところが安城市として進めていかれているということなんですか。

○担当課 (近藤一博)

おっしゃるとおりです。

○仕分け人 (村林聖子)

あ、そうですか、これとは別なんですね。

すいません、私、放置自転車というのがどうして出るのかというのは、やっぱり駐輪場所がないからなのかなというイメージがあったんですけど、そうではないんですね。

○担当課 (近藤一博)

駐輪場があっても置いていかれる方はみえます。最初のお話、多少モラルというのも出てきてしまうのかなと思います。

○仕分け人 (山下真志)

ちょっと観点が違っちゃうかもしれないんですけども、市内の高校生にはこういう放置自転車のPRを、ちょうど4月ぐらいですか、にやられてるとのことなんですが、どうも話を聞いていますと、何か高校生だけじゃなくて違う人が放置自転車を置かれてるのかなという気がするんですね。そういう高校生以外の人たちの、マナーに対する何か取り組みというのはやられてるんですか。

○担当課 (近藤一博)

効果は別にしまして、安城高校のほうで、事業シートの一番最後に書いてあります、広報で一度PRをさしていただいております。

○コーディネーター (荒井英明)

いかがですか。

○仕分け人 (小森義史)

今の状態であそこに放置するというのは、私はよほどの例外的な人だと思うんですね。確かに私、JRの駅使ってますけど、はっきり言って高いですよ。高いですよ。だって私、駅近くですけど、三河安城にとめればただじゃないですか。JRの駅使うから高いあれを払わなきゃいけない。でも、やっぱりお金払ってでもちゃんととめなきゃいけないという人が私は大半だと思うんですよ、安城市民。その中で500台ぐらいというのは、ちょっとそれは非常に例外的な人の対応なので、そこはどうかかなというのが1つ。

ちょっと先ほどありましたけど、確かに安城市って車社会なので駐輪場が非常に少ないですね。たまたま三河安城とか、それから南安城とかというのは、高架下とかというところを利用して駐車場ができてるので無料で、それ以上かけると、有料にしたら逆にお金がかかるというのはよくわかるんです。

○担当課 (近藤一博)

南安城は有料です。あれ名鉄さんです。名鉄さんと民間です。うちがやってるのは、ここに書いてあるとこだけです。

○仕分け人 (小森義史)

すいません。というような、ちょっとイメージを持ってる。

○コーディネーター (荒井英明)

市民判定人の皆様方、評価シートに御記入をお進めいただければと思います。よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

○仕分け人 (村林聖子)

放置自転車の問題ということは、例えば今まで放置自転車ってどういう人が乗ってるであろう……年齢層とか何時ぐらいの時間帯が多い、データはあるわけですかね。何時から放置されてましたとか。

○担当課（近藤一博）

あ、ございます。

○仕分け人（村林聖子）

ここの場所に放置されてましたというようなデータはあるわけですね。

○担当課（近藤一博）

はい、移動した時間はわかります。

○仕分け人（村林聖子）

そうですね。そうすると、その放置していた場所には、とめるだけの意味が何かあったのかなと。そこに何か駐輪した意味、そういう用事があったのかなというような気持ちにもなるんですけど。そうすると、その場所の近くに駐車を整備する必要があるんじゃないとか、そういうようなところでデータが使われているということはあるんですか。放置自転車でいろいろシルバーの方が動いてくださっていて、ここで何時ごろから発見して何時まで放置されていたから持ってきましたというようなときに、何かしらそこに置かれていた理由があるわけで、そうすると、そこに置かれていたのであれば、それが台数が多いのであれば、じゃここに何か駐輪箇所が必要なのもかもしれないといったような分析も可能なのかなと思うんですけど、そういうものでもないんですか。

○担当課（近藤一博）

先ほども言いましたように、どうしても隅っこのほう、裏々ですので、そこに駐輪場を設けるといのはいかなものかなと。

○仕分け人（村林聖子）

じゃ、本当にモラルとして、隠してとめてるなというイメージを……

○担当課（近藤一博）

隠しか、もしくは盗難ですよね。盗難も、先ほど言いましたように1割ぐらいあるんです。置いといて、当然本人も悪いんですけど、キーをかけないでちょっとちょっとちょっととなくなってしまったと言われて、うちからお手紙差し上げると、あ、出たの、ありがとうございますと言いながら、もう買っちゃった、要らないわという、結構ショックなこともたまにありますもんで、使える点については、そのようなデータを当然持ってますんで、可能性があればそういったことを、新設する駐輪場の部門もあるもんですから、そういったところに情報は提供、今後させていただきます。

○コーディネーター（荒井英明）

参考までにお聞きしますが、その放置された自転車をとりにみえなくて、最終的にリサイクルセンターに送って、ばらして組み立て直してまた売っちゃうわけですよね。

○担当課（近藤一博）

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

それは幾らぐらいで販売されてるんですか。

○担当課 (近藤一博)

市内に 4 つのリサイクル自転車屋さんがございますけども、それはその本体の程度によりけりということですね。本体を持ってって、おおむね、聞いているのは 1 万円弱、七、八千円、五、六千円。程度がいいものが入手できれば安くやれますし、程度が悪ければということもあります。

○コーディネーター (荒井英明)

その売り上げ費用というのは、この事業に充当されないんですか。それはほかの事業に充当されちゃうんですか。こっから出てきた自転車ですよ、もともと。原材料というか、材料が出てきて、それで組み立て直す手間はかかるけど、売るわけですよ。それはこの放置自転車じゃなく、そっちのリサイクル事業のほうの原資に充当されちゃって……

○担当課 (近藤一博)

いや、原資というか、自転車屋さんの儲けとなっております。

○コーディネーター (荒井英明)

儲け。

○担当課 (近藤一博)

手間賃ですね。リサイクルをしていただいた。すいません、言葉悪いですけど。

○コーディネーター (荒井英明)

そこは何か例えば、その自転車屋さんには申しわけないけど、何らかの形でこの放置自転車の対策費に充当していただくような、原材料費分ぐらいは何かここに入れていただくような、それはできないんですかね。あげちゃう、あげちゃんでしょう。

○担当課 (近藤一博)

基本的には、こちらからはただでお渡ししてるんですけど、ただ、自転車屋さんも、障害者の関係の施設がございますんで、そちらのほうに置いていただいて、1,000円をお支払いいただいて、それを自分とこでもらって、手間賃をかけられて、それを売っていただいておりますんで、それをまた横からこんなことをやると、協力はいただけないのかなということが……。実を言うと昔は 8 件ぐらい自転車屋さんもみえたそうです、リサイクル自転車屋。ただ、高齢化もあり、言い方、ごめんなさい、語弊がある、やっぱりこれがもうからないということは、それなりにメリットはないというふうに考えてみえますんで、なかなか難しいと思います。

○コーディネーター (荒井英明)

これは事業仕分けで伺った他市さんの、よその自治体さんの例ですけど、自転車屋さんにも、申しわけないけどボランティアで 1 日この組み立てに協力してくれということに来てもらって、ボランティアで組み立て直しをしてもらって、それでリサイクルプラザとかリサイクル何とかというそういうときに、お祭りとか何かのときに、市の事業のイベントのときに、リサイクル自転車コーナーというのを設けてそこで販売すると。だから、自転車

屋さんには、申しわけないけどリサイクルの組み立て費はボランティアで協力してくれなくていう、そういう自治体さんの例もありますので、そこらもちょっと御研究をいただければなと思いますので。

○担当課（近藤一博）

ありがとうございます。

○コーディネーター（荒井英明）

よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○仕分け人（川嶋幸夫）

200台程度の撤去の自転車ありますよね。これは常習者がいるんですか。もう何回も…

○担当課（近藤一博）

いや、これは禁止区域外の200台ということで……。

○仕分け人（川嶋幸夫）

いや、とりにくる人。554台のうちの219台が撤去、移管場所から撤退しておりますよね。

○担当課（近藤一博）

いえ、そんなことないです。

○仕分け人（川嶋幸夫）

大体、初めて、初犯の人ばかりなんですか。

○担当課（近藤一博）

初めて、初犯……。初犯です。初犯という言い方じゃないです。初めての方、もしくは、あるのは、盗難だと僕2回の方を聞いたことはありますけど。またとられちゃったと。一般的には、1回1,000円で、ある程度距離のあるところまでとりに行きますんで、お灸にはなと思いますけど。

○仕分け人（川嶋幸夫）

じゃもう一つ、買い物か何かでちょこっと置いてっちゃうという人がさっきいらっしゃるといってましたけど、大体、置く場所とか置く人というのは目星をつけてるんでしょう。

○担当課（近藤一博）

置く人ですか。

○仕分け人（川嶋幸夫）

置かれる場所と置く人は、大体こういう人が多いなというのは。

○担当課（近藤一博）

当然、店利用者なんですけども、お店の利用の方なんですけど、基本的には即時に撤去はしてないもんですから、ちょっとしたお買い物なら許容範囲で許しています。

○仕分け人（川嶋幸夫）

いや、奥まったところに置いてっちゃうような人というのは、奥まった場所に置かれる場所というのは大体特定されてるわけでしょう。

○担当課 (近藤一博)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そこに置いてくような人も大体特定されてるんじゃないんですか。

○担当課 (近藤一博)

ですけど、そういった方も、一度とられるとそこは使われません。同じ人は使われませんので。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

大体場所が特定できているというんだったら、例えば十数haで広いエリアを4人か5人で見守るのは大変でしょうけれども、今お話があったような悪い場所が幾つかあるんだったら、そのあたりを重点的に1人ぐらいい見回りのほうに配置して、そこにはもう置かせないんだということをやっつかないと、いつまでたっても、あの場所は安全だから、安心だから置いていくことができるよとロコミで広がっちゃったら大変ですからね、そういう少し重点的な取り組みというの必要なのかなと思うんですけど。よく私なんかやってきた経験があるんで、その辺いかがですか。あの、取締りのほうをやってきたんで、置くほうじゃない。

○担当課 (近藤一博)

そうですね。今、委員にアドバイスをいただきましたんで、今後シルバーさんに——一応、基本的に、シルバーさんにも——当然範囲が広いもんですから1日では見て回れません、正直なところ。ですので、例えば月曜日に東のほう見たら火曜日は西を見て、交互に見てくような形で、そういった形で、なるべく広くというのもありますし、ひどいところについては時間帯、ちょっと重点的に。ただ、いればよろしいんですけど、やっぱり範囲が広いもんですから、そこにずっと立つとるわけには、駅前最終的には立つとりますけども、なかなか裏の裏の隅のほうでずっと立つとるというのは、見回することは当然必要だと思っておりますけども、でも御意見として考えていきたいと思っております。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、ありがとうございました。

それでは、評価のほうに移りたいというふうに思います。

放置自転車の対策事業、この対策事業も、例えば仮に不要という選択をした場合には放置自転車の管理・撤去・移動等の作業はやらないという、こういうことということですので、御理解をいただいた上で御判断をいただきたいというふうに思います。

選択肢としては、不要から現行どおりまでの5つで、仕分け人の皆さんにおかれましては挙手により御判断をいただきたいと思っております。

放置自転車対策事業について、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方。

実施主体を見直すべきとお考えの方。

安城市で実施すべき、ただし改善が必要とお考えの方。4名。

現行どおり、または拡充すべきとお考えの方。お一人。

ということで、仕分け人の判断は要改善という、こういう判断でございます。

市民判定人の皆さんの御判断の集計を御報告申し上げます。

17名の方に御判断をいただきました。不要という方はゼロ、ゼロベースで見直すべきという方がお一人、実施主体を見直すべきという方はゼロ、要改善という方が12名、現行どおり・拡充という方が4名ということで、判定人の皆さんの御判断も要改善という、こういう御判断でございます。

本日最後の事業でもございます、市民判定人の皆さんから御意見をいただきたいというふうに思います。はい、どうぞ。

○市民判定人

今、最後の放置自転車、確かに今ここで議論してるのは市の関係だけなんですけど、実際には駅だけじゃないですよ。先ほど商店街がという話が出ましたが、私、商店街。乗ってこられて、私の店へ置いて、そのまま電車に乗ってっちゃう人がいるんです。そのままとりにこないんですね。それから銀行へ置いといていく人。今、最近多いのはコンビニに置いてく人が多いんですよ。だから、駅のほうの放置自転車も確かにそうなんですけど、例えば町内会で聞いてもらえれば、町内会で3カ月か4カ月に一回、町内の回収をするんです。10台ぐらい出ますよね。それから、マンションあたりで、学生さんだけじゃないんですけど、ちょっとのぞいて、鍵のかからないやつに乗って行って、自分の目的地でそのまま置きっ放しですよ。だから、マンションからは盗難ですよ。逆に、先ほどもちらつとありましたが、自分の自転車がとられれば、近くにあるやつを乗っていきましたと。だから、現状は確かに、今ここで問題になってるのは市の放置自転車の話なんですけど、もうモラルの問題だけなんです。根っこはもっと深い話だと思いますよ、私。以上です。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もしあれだったら、この事業だけじゃなくて、きょう1日を通して全般的な話でも結構ですけど。もし御意見等がございましたら。よろしいでしょうか。はい。

それでは、ちょっとそのほかの判定人の皆さんのコメントを幾つか御紹介申し上げたいと思いますけども、もっと厳しく対応すべきだと、1,000円というのはちょっと安過ぎるんじゃないかなという、こういう御意見。

それから、条例の改正が必要なのかもわからないけど、やっぱりここの手数料を上げて厳しく対応をすべきではないかという意見もございます。

議論を全体的に整理しますと、議論にもありましたし、私、事業仕分けで全国の団体を回らせていただいて、この放置自転車対策事業というのはよく拝見しますが、放置自転車対策事業としては効果は非常に出ていて、ある意味、最終段階に来てるのかもわからない

いというふうに思われます。1日に1台から2台程度の移動対象というのも、非常に少ない状況ですね。やはり、その1台、2台のためにこれだけのコストをかけるというのは、ちょっと何か対策というか、次の対策をとる必要があるのかなど。もちろん、議論にもありましたようにやめたらもとに戻るといのはわかっていますので、市民判定人の方の御意見があったように、もしできるなら、今度は駅前だけじゃなくて商店街ともタイアップして、市のエリアだけじゃなくて町全体の放置自転車対策に市民の協力を得ながら拡大するとか、あるいは御意見にもあった移動手数料の問題をもっと考えるとか、町ぐるみでモラルを上げるという、こういう方向に少し転換する時期ではないかなというふうに思います。

また、無料駐輪場の料金の問題も議論に出ましたけど、ここもちょっと市民の皆さんの御意見を聞いたりとか、周辺の商店街の皆さんのお考えを聞いたりとか、そこもいずれ考える時期は来ると思いますので、ぜひその辺も視野に入れていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、コスト感覚を忘れずに、住民の皆さんとともに今後も対策を続けていただければというふうに思います。

以上をもちまして、放置自転車対策事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○司会者（荻須篤）

会場の皆様、本当に長時間、御参加、御協力いただきまして、まことにありがとうございました。今、外は雨がやんでおるようですが、なるべく早く終了したいと思います。したがって、このまま閉会式をさせていただきますので、今しばらくそのままお席でおつき合いいただきたいと思います。

閉会式

○司会者（荻須 篤）

それでは、ただいまより、平成25年度安城市事業仕分け閉会式を開催いたします。

改めまして、市民判定人の皆様、そして仕分け人の皆様、そして傍聴者の皆様、長時間にわたりお疲れさまでございました。御協力いただきましてスムーズに進行しましたこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

それでは、早速でございますが、今回の事業仕分けの高評ということで、コーディネーターの荒井様より御紹介いただきたいと思っております。お願いいたします。

○コーディネーター（荒井英明）

皆さん、どうもお疲れさまでした。仕分け人の皆様、お疲れさまでした。そして、判定人の皆様も本当にお疲れさまでした。会場には残っていらっしゃる方と残っていらっしゃらない職員の方もいらっしゃると思っておりますけど、何よりも一番御負担がかかったのは職員の皆様だというふうに思います。職員の皆様、大変お疲れさまでございました。

ことしで3年連続、3年間実施したということでございます。私は3年間とも違う角度からの御協力を申し上げて、ことしは初めてコーディネーターとしてテーブルに着かせていただきました。過去2年間は傍聴席で全ての事業を拝見したんですけども、3年間実施した結果、私はことしの事業仕分けは過去2年間とは随分中身が違ったなというふうに捉えております。それはやはり職員の皆様が、事前の資料作成ですとか質疑応答や説明に対する対応、これが3年間で非常にレベルが上がったなということが実感でございます。初年度はかなりかみ合わない議論が多かったり、質問に答えるための資料が足りなかったり、データが足りなかったりというケースがまま見受けられたんですが、ことしについてはかなり本質論に近いところで議論ができたのではないかなというふうに思います。判定人の皆様から御覧になれば、仕分け人の人は随分きついこと言うなという感触もあったのかもわからないですけど、これは職員の方がありのままの説明をしてくれたから、そこから厳しい話になったわけで、去年とおととしでは、ちょっとそれ説明が足りないんじゃないのというところで厳しいやりとりになってたところもありまして、ことしは一步踏み込んで本質論での議論ができたのかなというところで、職員の皆様のレベルというか、説明が向上したのかなというふうには感じておるところでございます。

ただ、個別の事業の中には幾つか、事業そのものの目的と、それから実施した効果がよくわからないと、なぜこの事業に税金を投入して、どういう効果が出るんだというところについて、効果や実績の分析についてちょっと足りないところがあったのかなと。市民の皆さんには、もっと丁寧に説明していただく必要があるのかなという観点では、もう少し効果の分析ですとか説明責任という観点で話していただきたいかなというところは幾つかございました。

判定人の皆様におかれましては、1日本当に大変だったと思っております。本当にありがとうございます。ぜひ、私からお願いをしたいのは、これをきっかけに、行政に、役所に、ぜひ関心を持っていただいて、市民という納税者という立場で行政を見詰めていただきたい

というふうに思います。よく子どもを育てるときに、子どもをよく見て、子どもを褒めて、いい子だねいい子だねと言うと本当にいい子になるんですけども、ならないケースもあるのかもわからないですけど、やっぱり行政もそれに近いところがあって、納税者の方が行政サービスを、行政をじっと見つめると、よく見つめる、そしていいところはいいですね、よくないところはこれはよくないですよと、やっぱりしっかり見てチェックしていただくことが、これが行政サービスをすばらしくして、そのことにより、もって市民の皆さんが幸福で安心な生活ができるかな、できるんじゃないかなと私は思うんです。ですから、ぜひ今日を機会に、今後継続して行政に関心を持ち続けていただきたいというふうに思います。今後皆さんには、この後どういうふうになったのかというような、継続してかかわれるような場をつくっていただけるような提案を、この後また別の場でしていきたいというふうに思います。今後もぜひ何らかの形で皆さんにかかわっていただくようお願いを申し上げます。

最後になりますが、安城市の行政サービスがますます高まり、市民の皆様が幸せに、そして安心して暮らせることを願いたいと思います。そして何よりも、継続をされて効果が出たことをございますので、事業仕分けは今年度で終わりということをございます、このエキスを来年度以降も継続していただければなというふうをお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。きょうはどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○司会者（荻須 篤）

荒井様、ありがとうございました。

それでは最後に、事業仕分け担当の副市長でございます新井博文より、閉会に当たりお礼を申し上げます。

○副市長（新井博文）

新井という名前と同じですが、私のほうは新しい井の新井でございます。

本当に2日間、仕分け人の皆様、真剣にいろんな角度からお話、質問をいただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。また、きょう1日、判定人の皆様、ありがとうございました。

今、コーディネーターをしていただいた荒井さんからお話をいただいたところですので、余分なことは言う必要はないなと思っておりますが、私、横で2日間聞いておりました、職員の対応についてレベルが上がったというお褒めの言葉をいただいたところなんです、非常に歯がゆい思いをして2日間を過ごしてきたという部分もございます。皆さん方、お感じになったところだろうと思います。職員の対応の内容について、まだまだ不足してるな、これからもっともっと勉強してもらわないかなということも感じましたし、そもそもの事業の原点に返って考える、また、その事業の目的そのものに立ち返って考えるという姿勢というのが、まだまだ不足してるなというふうに感じております。

今回いただいたいろんな御意見、これをもとに、市役所の中で今後の取り組み方というのを考えてまいります。また、そのものを、事業仕分け委員会でもう一度議論いただくというか、意見をいただくということにして、最終的に市の方針というものを決めていき

いというふうに思います。また、その市の方針については、皆さん方、市民の方にきちんと見えるようにしてまいります。荒井さんからお話もありましたように、市の行政に対して、皆さん方の関心というか、かかわりというのを今後とも持ち続けていただいて、よりよい税金の使い方、よりよい市政のあり方、市の政策のあり方、市に任したからというんじゃないなくて、皆様方の意見というのをきちんとまた今後とも続けていただきたいというふうに思っております。

今年度で 3 回の仕分けは終わるという形になりますが、この 3 回の仕分けでいただいた刺激というのは大きいものがございました。したがって、これからの、次、来年以降の評価の仕方というか、それも市民の方からの視線というのを、目線というのを入れるということは必要だというふうに思っておりますので、また仕組みを考えてまいりたいというふうに思います。

今回、本当に 2 日間、今までと違って同じ部屋で同じ人たちによって同じ目線で見ただけということをやった、そのことはよかったなというふうに思っております。次につなげたいという荒井様のお話もございましたので、それを肝に銘じてまいりたいというふうに思います。本当に 2 日間ありがとうございました。

○司会者（荻須 篤）

はい、ありがとうございました。

本日の結果につきましては、広報やホームページを通じてお知らせをしております。

今後の予定でございますが、本日の結果、御意見、判定の結果を踏まえ、各部署が今後の対応を検討いたします。これは、いつまでに何をどうするといった形で、わかりやすく年度ごとに計画をつくってまいります。その計画を、また事業仕分け委員会というところで議論いただきまして、最終的に寄せていただいた内容を最後市長に報告するという形をとります。このプロセスにつきましては、最終的には秋ごろの公表となると思いますけども、またホームページあるいは広報等で掲載してまいります。市民判定人の皆さんにも何らか御案内、御通知で、そちらのほうの情報提供をしてみたいと考えております。

ちなみに、昨年あるいはおととしの事業仕分けにつきましても、仕分けしっ放しでなく、その後の進行管理をしております。もし御興味がありましたら、ホームページから過去の事例等も御参考にしていただければと思います。

特に市民判定人の皆様、改めてお礼を申し上げるわけでございますけれども、無作為に抽出して御案内をしたところ、このように休みを返上しておつき合いいただきました。事前の施設見学、リハーサル、そして本番という形で、3 日間長いことおつき合いいただきまして、改めてお礼申し上げます。先ほど何度か言葉ありましたように、安城市の仕分けとしてはこれで 1 つ区切りになりますが、ほかの委員会あるいは審議会等々たくさんございます。その中では市民公募という形で委員を募集してございます。内容と御都合等ぜひ合えば、そういったものにも応募していただきまして、いろんな会議の計画策定とかそういったものに加わっていただいて、市民目線で御意見いただければよりよい行政運営になると思いますので、そういった形で、今日を契機に動機づけになればまた今後も御協議

平成25年度 安城市事業仕分け（H25.8.25）

いただけると幸いと思っております。

はい、長くなりました。これもちまして平成25年度安城市事業仕分けの全てを終了いたします。どうも皆さんお疲れさまでございました。お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

（閉会 午後4時 分）